

**《男女共同参画プランよっかいち 2015～2020》
後期 平成 30(2018)年度～平成 32(2020)年度
平成 30 年度事業進捗状況報告書**

令和元年12月

四日市市

〔目 次〕

はじめに	1
《男女共同参画プランよっかいち 2015～2020》 後期 平成 30(2018)年度～平成 32(2020)年度の体系図	2
1. 事業の進捗状況と実施評価（自己評価）	3
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり	3
《事業評価表》	5
基本目標Ⅱ 社会のあらゆる場における男女共同参画の 推進と女性活躍の推進	1 1
《事業評価表》	1 6
基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり (四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画)	2 6
《事業評価表》	3 0
基本目標Ⅳ 個人が尊重され、健康で安心して生活できる 社会づくり	4 6
《事業評価表》	4 8
2. 審議会による評価	5 3
3. 審議会評価を受けて	5 5
4. 参考とする指標	5 6

はじめに

本市では、「男女共同参画社会基本法」及び「四日市市男女共同参画推進条例」に基づき、平成27(2015)年3月に、平成27(2015)年度から平成32(2020)年度までの6年間に計画期間とする「男女共同参画プランよっかいち2015～2020」(以下「プラン」という。)を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、市民との協働により進めてきました。

国においては、平成27(2015)年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が成立し、同年12月には、「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。また、三重県においても平成29(2017)年3月に「第2次三重県男女共同参画基本計画」を改訂し、新たに女性活躍推進法に基づく推進計画として位置づけられました。

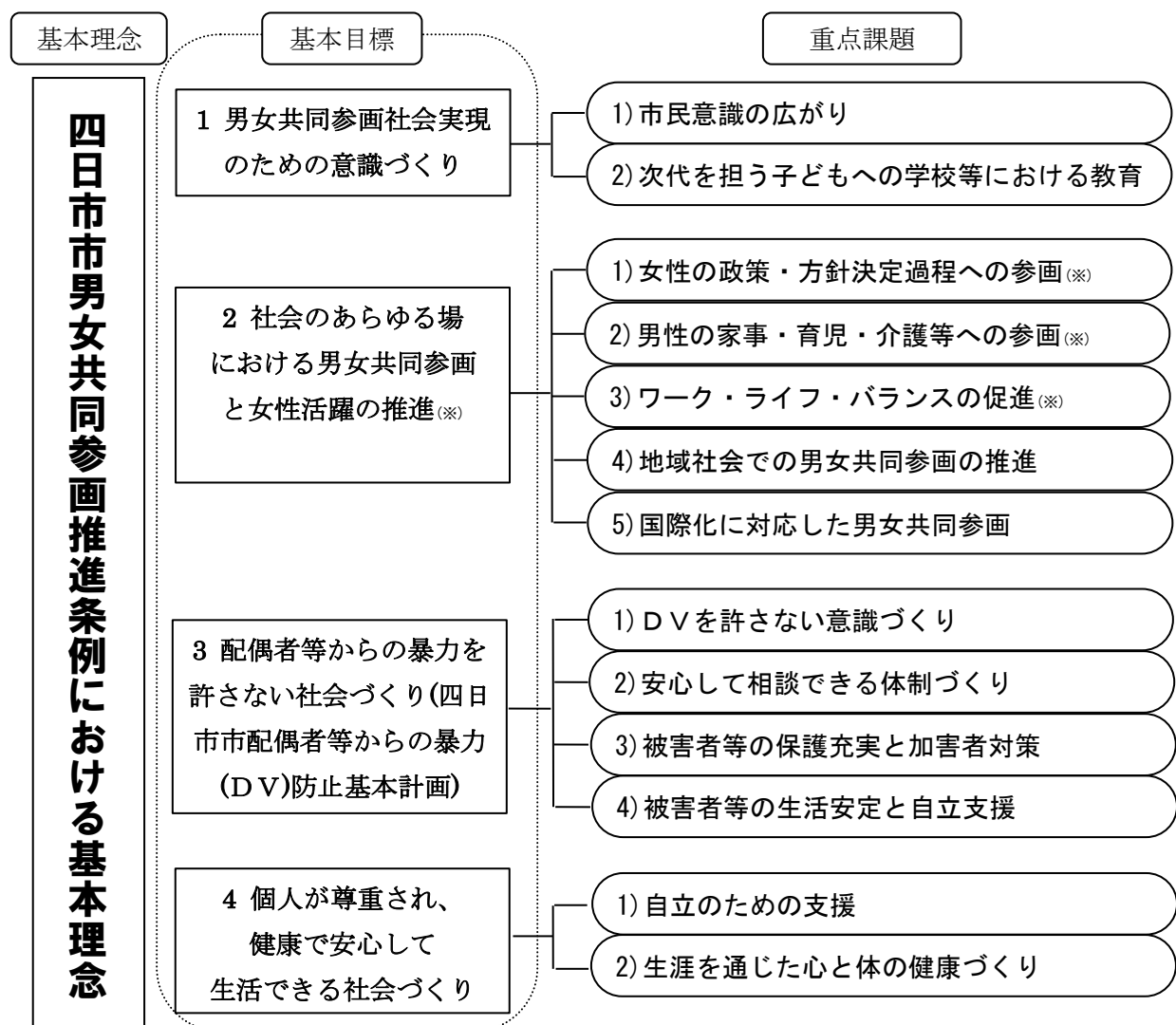
本市では、こうした状況を踏まえ、平成30(2018)年12月に、プランを「女性活躍推進法に基づく市町村基本計画」として位置づけるとともに、平成29(2017)年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果を反映させるため、プランの見直しを行いました。

今回は、見直しをおこなった《男女共同参画プランよっかいち2015～2020》後期平成30(2018)年度～平成32(2020)年度の1年目である平成30年度の事業の実施状況について評価を行ったものです。評価の仕方については、先ずそれぞれの事業担当所属で事業実施状況についての自己評価を行い、次年度に向けての方向を示します。その結果と数値目標の進捗状況を併せたものを基に、男女共同参画審議会において重点課題ごとの評価、及び総括評価をいただいたものです。

今後も男女共同参画社会づくりに向けた取り組みを着実に進めていくために、今回の評価を真摯に受け止め、男女共同参画の視点を常に持ちながら、条例の理念に基づき、市民や事業者の皆様との協働により施策を推進していきます。

なお、この報告書は、条例第19条に基づき公表する年次報告書になります。

《男女共同参画プランよっかいち 2015～2020》
後期 平成 30(2018)年度～平成 32(2020)年度の体系図



(※)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村基本計画に位置づける項目

1. 事業の進捗状況と実施評価（自己評価）

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

1. 目標指標と評価

●重点課題1 「市民意識の広がり」

目標指標 「さんかくカレッジ講座参加者のうち、男女共同参画を理解した人の割合」

平成 25 (2013) 年度≪基準値≫	67%
平成 27 (2015) 年度≪実績値≫	75%
平成 28 (2016) 年度≪実績値≫	72%
平成 29 (2017) 年度≪実績値≫	66%
平成 30 (2018) 年度≪実績値≫	54%
平成 32 (2020) 年度≪目標値≫	80%

(注) 理解した人/アンケート数

指標の設定について:

啓発により市民意識を高めるために、さんかくカレッジ等の講座を開催しており、さんかくカレッジ参加者アンケートから男女共同参画を理解した人の割合を指標とした。目標については、講座に参加した人のうち、理解した人が基準値では67%であるため、理解した人を増やしていくこととし80%と設定した。

(参考値) H26(2014)年度：69%

〔平成30年度の評価〕

平成30年度のさんかくカレッジの実績は、市民グループからの提案が6企画20講座あり、トータルでは9企画25講座を実施し、延べ369名の参加があった。アンケート回収数99件（トーキングテラス含む）の内、男女共同参画について理解できた、考え方に変化があったと回答があった件数は53件で、割合は54%であった。講座別では、トーキングテラス（プチ起業入門講座）が77%と高く、孫育て講座が14%と低かった。年代別にみると、10代は100%、20代は75%と高かったが、40代で33.3%、70代以上で40%と低かった。平成29年度は70代以上が85.7%と高く、60代が50%と低い結果だったことから、一概に年代によって理解度が異なるわけではないことがわかった。また、男女共同参画を前面に押し出した講座は理解度が高いものは参加者が少ない傾向にあり、この点を考慮し企画を行っていく必要がある。

●重点課題2 「次代を担う子どもへの学校等における教育」

目標指標 「男女平等教育の出前講座開催数」

平成 25 (2013) 年度≪基準値≫	66回
平成 27 (2015) 年度≪実績値≫	75回
平成 28 (2016) 年度≪実績値≫	71回
平成 29 (2017) 年度≪実績値≫	64回
平成 30 (2018) 年度≪実績値≫	66回
平成 32 (2020) 年度≪目標値≫	90回

指標の設定について:

男女平等について学ぶ有効な一つ的手段として、男女共同参画課が学校等へ行っている男女平等教育の出前講座の開催数を指標とした。目標については、市内のすべての幼稚園、保育園、小学校の2/3程度、中学校については1/2程度、それ以外（私立、高校、大学）については1/3程度で講座を開催することとして、90回を設定した。

(参考値) H26(2014)年度：56回

〔平成30年度の評価〕

平成30年度の男女平等（デートDV予防）教育出前講座の実績は、幼稚園・保育園で15カ所17回、小学校で13カ所38回、学童保育所で2カ所2回、中学校で3カ所3回、高校2カ所2回、教員・保護者等4カ所4回、合計39カ所66回実施した。平成29年度に比べ、保育園、小学校での開催数が増えたことから実施回数は増加しているものの、中学校や高校などでの実施回数が減少していることから、中学校や高校への働きかけに力を入れていく必要がある。

2、平成30年度の主な取り組み状況

●重点課題1「市民意識の広がり」

施策の方向Ⅰ「人権の尊重と男女共同参画意識の啓発と学習」

- ①平成30年度のさんかくカレッジでは、人生100年時代や子育て中のリフレッシュ、自己尊重や家族での家事共有、介護などの様々な分野で講座を開催し、男女共同参画についての理解を進めた。平成29年度に比べ、5講座多く実施し、参加人数も142人増加した。【コード1、2】
- ②地区市民センターにおいて、男女共同参画のきっかけとなるよう、男性向けの料理教室を開催した。また、料理教室以外では、男女共同の視点からの防災とまちづくり講座等も開催した。【コード:2】
- ③情報紙はもりの全戸回覧数を1回増やし、年4回回覧し、また、広報よっかいち特集号、準特集、ちゃんねるよっかいちなどを活用し、男女共同参画センターや相談窓口の周知を図ることができた。【コード:4】

●重点課題2「次代を担う子どもへの学校等における教育」

施策の方向Ⅰ「男女共同参画の視点に立った保育と学校教育を推進」

- ④性別で役割を固定することのない価値観や行動様式の確立を推進し、男女共同参画社会の実現を前提に保育・教育を進めていくことができた。【コード:1】
- ⑤すべての教育活動を通じて、子どもたちが自立し、個性や能力を発揮できるようなキャリア教育に取り組むことで、将来に向けた自己実現をしていく力の育成につながったと考えられる。【コード:2】

施策の方向Ⅱ「若年層へのDV予防・人権教育」

- ⑥市内の保育・幼稚園、小・中学校、高校等で、ジェンダーやデートDV予防の出前講座を39カ所で開催し3,624人が受講した。【コード:3、4】
- ⑦パパママ教室において、平日開催日を含め、父親の参加率は、93.1%と高く、すすんで沐浴体験や妊婦スーツを体験する姿がみられ、産後の育児参加に対する意識向上につながった。【コード:5】
- ⑧PTA 学習会等でパンフレットを利用しながら、自尊感情を育てることの必要性を訴え、道徳教育等の中での事例なども紹介して、取り組みを促進した。【コード:6】

3、事業実施自己評価

※別表「男女共同参画プランよっかいち 2015～2020 後期事業評価表(基本目標Ⅰ)」のとおり

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題1 市民意識の広がり

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	男女共同参画の理念やジェンダー、DVについての正しい理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇講演会、映画祭、シンポジウム等の開催 ◇市民グループ(団体)との協働による講座の開催 ◇情報紙はもりの発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・さんかくカレッジ(市民企画含む)9企画25講座実施(参加人数 延べ369人) ・市内で活躍する女性と市長とのパネルディスカッション「トーキングテラス～女性起業家編～」(参加人数 41人) ・映画上映 1回(参加人数 251人) ・DV防止講演会 1回(参加人数 38人) ・情報紙はもりあ 12回発行(送付先 約400件) 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度のさんかくカレッジでは、人生100年時代や子育て中のリフレッシュ、自己尊重や家族での家事共有、介護などの様々な分野で講座を開催し、男女共同参画についての理解を進めた。平成29年度に比べ、4講座多く実施し、参加人数も142人増加した。 ・毎月発行する情報紙はもりに、国や市の取り組みや身近な視点からの記事を掲載することや、全戸回覧を年4回実施し、男女共同参画の理解を促し進められた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでは、ほとんどの講座を男女共同参画センター又は本町プラザにて開催していたが、駐車場が無くなったことも考慮し、男女共同参画センター以外の場所での開催や地域での開催を検討する。 	男女共同参画課
2	男女共同参画及び人権意識を育てる講座の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇さんかくカレッジの実施 ◇出前講座の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・さんかくカレッジ(市民企画含む)9企画25講座実施(参加人数 延べ369人) ・出前講座等の実施 2回 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度のさんかくカレッジは、市民企画講座を例年より2企画多く実施し、様々な分野の講座を実施することができた。ただし、新たな講座を企画したものの、参加者が集まらず、中止となったものもあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・講座内容によっては、参加定員が少なくなる講座もあるが、世代や性別によって、男女共同参画の理解しづらさは異なるため、女性のエンパワメントとともに、男性の理解を進めることも必要であることから、様々な対象を設定した講座を企画していく。 	男女共同参画課
		<ul style="list-style-type: none"> ◇地区市民センターで、地域の実情に応じて、男女共同参画を推進するための講座(男性の料理教室等)を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区市民センター講座 ・男女共同料理教室 6センター 6回 115人 ・男性向け料理教室 8センター 21回 274人 ・男女共同参画セミナー 3センター 6回 205人 ・男女共同防災講座 4センター 5回 194人 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・地区市民センターにおいて、男女共同参画のきっかけとなるよう、男性向けの料理教室を開催した。また、料理教室以外では、男女共同の視点からの防災とまちづくり講座等も開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き地区市民センターにおいて男女共同参画を推進するための講座の充実に努める。 	地区市民センター(市民生活課)
		<ul style="list-style-type: none"> ◇地域防災活動への女性の視点反映にかかるとの啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・四日市市防災・減災女性セミナーの実施(12回連続講座) 11名受講のうち10名修了 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災・減災活動に男女共同参画の視点の必要性を学ぶとともに、他講座の男性受講生と接することで地域の防災・減災活動に参加しやすいような顔の見える関係づくりのきっかけになるような様々な講座を行うことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度も継続して講座を開催していく。参加人数が増えるよう努めていきたい。 	危機管理室
		<ul style="list-style-type: none"> ◇避難所案内プレートの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所案内プレートの作成 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・四日市市自治会連合会、四日市市地区防災組織連絡協議会、四日市市国際交流センターと連携して、モデル地区を選定して男女共同参画の視点も取り入れた避難所案内プレートの作成を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作成した避難所案内プレートの周知とともに、訓練等での活用を促すことで、避難所案内プレートの啓発を行っていく。 	危機管理室
		<ul style="list-style-type: none"> ◇女性の人権(DV・デートDVを含む)及び性の多様性に関する家庭教育講座等保護者向け講座の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・DVに特化した学習会の依頼はなかったが、PTA保護者学習会等の中で、男女共同参画の視点をもった内容を取り入れて話をした。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・DVに特化した依頼はなく、詳しく話をすることはできなかったが、PTA保護者学習会等の中で、命の大切さについて考える内容を取り入れて話をすることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA等の保護者からの依頼がある場合、DVが子どもに与える影響について考える機会をもつ。また、その他の人権にかかわる学習会でも、子どもが安心して過ごすことのできる環境づくりの視点を話題にした。 	人権・同和教育課
		<ul style="list-style-type: none"> ◇性の多様性に関する啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報紙はもりにて、性の多様性の記事を掲載。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・性別は男性と女性だけではなく、また、恋愛の対象は異性だけではないなど、自己の性のあり方は自認する性や性的指向によりさまざまであることの周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後もあらゆる機会、媒体をととして啓発を行っていく。 	男女共同参画課 人権センター

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題1 市民意識の広がり

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
3	男女共同参画意識を育てる情報提供	◇男女共同参画に関する蔵書の充実	・男女共同参画に関する図書の購入(購入78冊、貸出 494冊)	B	・絵本も含め、男女共同参画に関する図書を購入し、貸し出しを行った。購入数は昨年を上回ったものの、貸出冊数は昨年を下回った。図書での情報提供も男女共同参画意識を育てる有効な手段の一つであることから、継続して図書を充実させていく。	・貸出数が増えるよう、情報紙やホームページ等で新刊などを適時紹介していく。	男女共同参画課
		◇男女共同参画に関する蔵書の充実と展示の実施	・男女共同参画に関連した図書の収集。	A	・幅広く男女共同参画に関する図書の収集を行うことができた。また、人権を考える月間にあわせ、他の人権に関するテーマとともに男女共同参画に関する図書の展示も行った	・引き続き男女共同参画に関連した図書の収集に努めるとともに、男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、図書の特集コーナーを設置する。	図書館
		◇男女共同参画に関する蔵書、ビデオ等啓発資料の充実	・図書 51冊購入	A	・男女共同参画に関する図書をはじめ、様々な人権に関する図書を購入した。	・引き続き図書の購入を行い、人権啓発に努める。	人権センター
		◇男女共同参画に関する蔵書の充実、ポスター等の掲示	・男女共同参画に関する蔵書の充実と努めた。ポスターの掲示、テランの配架等についてコーナーを図書館入口付近に設けた。	A	・蔵書の充実およびわかりやすく手に取りやすいテラン等の配架に努め、男女共同参画社会実現のための意識づくりを推進することができた。	・引き続き男女共同参画に関する蔵書の充実と努めるとともに、全館的にポスター等の掲示について努める。	あさけプラザ
		◇四日市市の学習情報検索サイト「まなぼうや」で、男女共同参画に関するサークル・団体の活動紹介	・インターネットによる学習情報検索において、「女性・男女共同参画」のジャンルを設定している。	A	・四日市市の学習情報検索の中のジャンルとして「女性・男女共同参画」を設定し、情報を求める市民の利用に供した。	・今後も、男女共同参画に関するサークル・団体の活動紹介を継続していく。	文化振興課
4	男女共同参画推進の拠点である男女共同参画センター及び相談窓口の周知	◇市広報、ホームページ、情報紙はもりあ等での広報 ◇パンフレット、相談窓口案内カードの配布 ◇街頭啓発の実施 ◇はもりあホームページの充実	・情報紙はもりあ 12回発行(送付先 約400件) ・広報よっかいち特集号1回、準特集1回 ・ちゃんねるよっかいち 2回 ・ホームページによる情報提供(アクセス数 43,643件) ・DV予防啓発パンフレットの配布(出前講座実施校等7カ所ほか) ・ショッピングセンターにて相談窓口案内入りのポケットティッシュを配布 500枚	A	・情報紙はもりあ全戸回覧数を1回増やし、年4回回覧し、また、広報よっかいち特集号、準特集、ちゃんねるよっかいちなどを活用し、男女共同参画センターや相談窓口の周知を図ることができた。 ・相談窓口については、広報よっかいち下旬号や情報紙はもりあ、ホームページに掲載し周知を図るとともに、ショッピングセンターにて相談窓口案内入りのポケットティッシュを配布することができた。	・市広報、ホームページ、情報紙などはじめ、街頭などでの啓発も引き続き行っていく。しかし、DV相談窓口であることの周知については、加害者になるべく知られないよう注意して行っていく。	男女共同参画課
		◇市広報やホームページ等での周知	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知を行った。	A	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知を行った。	・引き続き周知に努めていく。	市民生活課
5	DVが子どもに与える影響についての理解促進	◇出前講座の実施	・デートDV予防教育出前講座 9カ所で開催(中学校3校、高校2校、教職員や保護者など4回、参加人数 延べ 1,596人)	B	・中学校547人、高校715人、教職員や保護者等334人がデートDVやDVIについて学んだ。高校や教職員等の実施回数が昨年度より減少したため、受講者数も減少した。(29年度1,752人)	・中学校、高校など全体的に平成29年度に比べ、実施校数が減少したことから、未実施の中学校を中心に積極的に働きかけを行っていく。	男女共同参画課
		◇DVに関する啓発パンフレットの配布	・子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議として9回実施	A	・虐待をテーマとした実状の説明や、通告の啓発を行った。	・児童養護など他の内容に関する講座依頼があった際にも、当該テーマに係る啓発を引き続き積極的に行っていく。	こども保健福祉課(家庭児童相談室)
		◇DVに関する啓発パンフレットの配布	・DV予防啓発パンフレットの配布(出前講座実施校等4カ所、人権フェスタほか)	A	・デートDV予防教育出前講座のすべての受講者に対し、講座終了後もふりかえりができるようパンフレットを配布した。また、人権フェスタの展示ブースにてパンフレットの内容をパネル展示した。	・啓発パンフレットを配架するほか、出前講座等印象に残りやすい機会をとりえて、配布するよう努めていく。	男女共同参画課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題1 市民意識の広がり

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
5	DVが子どもに与える影響についての理解促進	◇啓発パンフレット等の作成、配布を通じ、子どもの目でのDVが児童虐待にあたることを啓発	・児童虐待防止等に関する啓発チラシを作成し、配布した。915部	A	・啓発チラシを関係機関に配布し、虐待防止等に関する意識の醸成を図った。	・今後も、児童虐待防止等に関する媒体を活用し、地道に啓発活動に取り組んでいく。	子ども保健福祉課 (家庭児童相談室)
		◇保育園・幼稚園・こども園の保護者会を通じ、保護者向け講座等の実施	・保護者会や講演会などを通じて、DV防止の啓発を行った。	B	・概ね各園において、人権講座等を実施し、保護者に対し、DV防止の啓発を行い理解を深める機会を持つことができた。	・保護者への理解を深めるため、引き続き各園において保護者会や講演会を通じてDV防止の啓発に努めていく。	保育幼稚園課
		◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・家庭教育講座実施校・園数 50 うち、親と子の関わりに関する講座 9	A	・家庭教育に関する保護者の理解を深めるための事業を各校・園へ委託し、親と子の関わりに関する講座が9校・園で実施された。	・過去に講座を開催した講師の情報提供を行い、引き続き家庭教育講座でさまざまな講座を実施するよう努める。	子ども未来課 (青少年育成室)
6	市民グループ(団体)の活動への支援	◇男女共同参画に関する情報提供や研修の実施	・登録グループのつどい 2回開催(参加人数延べ 74人) ・登録グループを対象に研修を実施 1回開催 (『ブックトーク「男女共同参画とつながる本」』、参加人数 34人)	A	・登録グループ同士が情報交換できる場の設定を行ったほか、男女共同参画の理解を深めるための研修を実施した。また、情報交換会も互いのグループ活動を知ることができ、各グループによって様々な目線・視点を持って活動していることが知れてよかったとの感想があった。	・登録グループが互いにどのように活動しているのか、どんな活動をしているのかを知り、良い点を吸収しグループとして成長していること、また、登録グループからも好評であることから、引き続き情報交換できる機会を設けていく。	男女共同参画課
7	男女共同参画の視点に立った広報の推進	◇男女共同参画に関する広報(広報紙、メディアなど)の実施	・「広報よっかいち」の準特集掲載(6月上旬号) ・「広報よっかいち」の特集掲載(3月上旬号)	A	・男女共同参画課の確認を得ながら、「働き方」イコボス」に焦点を当てた記事を掲載した。男女どちらかに偏ることなく、「ワーク・ライフ・バランスの推進」による「男女共同参画社会の実現」について伝えられるよう、文言に注意を払った	・「広報よっかいち」をはじめ、さまざまな広報媒体を活用し、多くの人への啓発につながるような情報発信に努めていく	広報マーケティング課
8	行政刊行物等における男女共同参画の視点に立ったメディア表現の推進	◇男女共同参画の視点に立ったメディア表現の推進	・男女共同参画の視点に立ったメディア表現の推進のため、関連する資料の供覧や職場研修等を通じて、職員への情報提供を行い、意識の向上を図った。 ・広報よっかいちをはじめとした本市刊行物やその外国語への翻訳版について、男女共同参画の視点に立った表現を行った。	A	・男女共同参画の視点に立ったメディア表現の重要性について、各職員が理解することができた。 ・常に男女共同参画の視点に立ったメディア表現を行った。刊行物において、イラストでは男女の服装や色合いに、記事ではジェンダーの視点に配慮した表現となるよう、注意を払って作成した。	・引き続き、男女共同参画の視点に立ったメディア表現の推進のため、職員間で情報共有を図りながら、意識の向上を図っていく。 ・ジェンダーの視点に配慮した表現となるよう、当室の刊行物に細心の注意を払っていく。	全所属
9	男女共同参画の視点からのメディアリテラシーの向上	◇メディアリテラシーに関する講座等の開催や情報提供	・メディアリテラシーを含めた職員研修の実施(階層別研修1回)	A	・平成30年度は新規採用職員を対象に実施した。パワーポイントを活用し、男女の服装や色など視覚的に注意を促したり、必要以上に性別を強調する表現は避けるように研修を実施した。	・平成30年度も新規採用職員の実施となったが、情報を発信することの多い行政にとってメディアリテラシーは大事な部分であるので、今後も引き続き実施していく。	男女共同参画課
10	誰もが学習できる環境(託児等)の整備	◇地区市民センター講座の内容や趣旨を考慮して、必要に応じた託児を実施	・乳幼児も参加できる講座を開設した。	A	・地区市民センターにおいて、必要に応じて託児を行ったほか、乳幼児も参加できる講座を開設した。	・引き続き必要に応じて、託児や乳幼児とともに参加できる講座の開設を行う。	地区市民センター (市民生活課)
		◇あさけプラザが開催する自主事業の中で内容や対象者を考慮して、必要に応じた託児設定事業を開催	・地産地消まごわやさしい料理教室、夏休み簡単安心スイーツづくりにおいて託児ありの設定を行った。	A	・あさけプラザ自主事業における託児ありの設定のある講座の開催を行うことができた。	・託児ありの設定講座を増やすなど誰もが学習できる環境の整備に努める。	あさけプラザ
		◇市民大学一般クラスにおける託児のあるコースの設定	・これまで通り、託児ありの講座に対して運営費の上乗せをするため予算化し募集した結果、2コースで設定することができた。	A	・講座の対象が中高年齢層であるコースは設定できないものの、運営費の上乗せを予算化することにより、各コースに設定を促す効果があり、受講者の託児利用もあった。	・今後も引き続き、託児設定の運営費上乗せを予算化し、託児のあるコースの設定を促していく。	文化振興課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題1 市民意識の広がり

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
10	誰もが学習できる環境(託児等)の整備	◇子育てに関する講座開催時の託児の実施	・子育て講演会 ・父親の子育てマイスター養成講座	A	・未就園児の保護者に向けた講演会において託児を実施することができた。 ・父親の子育てマイスター養成講座において、希望する託児すべてを受け入れることができた。	・引き続き講座において託児を実施し、誰もが学習できる環境整備に努める。	こども未来課
		◇人権センター事業での託児の実施	・よっかいち人権大学あすてっぷ、ステップアップ、人権フェスタ: 9講座、託児数 延べ9人	A	・よっかいち人権大学あすてっぷ募集の際に、託児付講座であることを案内した。	・引き続き、来年度あすてっぷ募集の際も託児付講座であることを案内していくとともに、人権フェスタやステップアップ講座でも託児実施について案内したい。	人権センター
		◇男女共同参画センター全事業での託児の実施 ◇他の所属への託児設定の働きかけ	・子ども向け以外のすべての講座で実施(託児人数 延べ134人)	A	・子ども向け講座を除く、46講座で託児を設定し、20講座で託児の利用があった。また、職員研修で他の所属に向けて、託児設定の呼びかけを行った。	・今後も子ども向け講座以外のすべての講座で託児の設定を行っていく。また、あらゆる機会を通じて、他の所属にも働きかけを行っていく。	男女共同参画課
11	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止のための啓発	◇三重労働局雇用均等室と連携し、相談窓口の案内も含め、啓発を図る	・ハローワーク、三重労働局との共催で実施の「知っておきたい!!女性のための働き方セミナー」にて周知(参加人数 50人)	A	・ハローワーク、三重労働局との共催でセミナーを実施し、これから働く女性向けに、社会保険と雇用保険、扶養の範囲、産休と育休などについての講義を行った。	・ハローワーク、三重労働局と調整し、継続して行っていく。	男女共同参画課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題2 次代を担う子どもへの学校等における教育

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	日常的な教育活動の中で、男女共同参画及び人権の視点に立った教育の推進	◇学年に応じた教材を活用し、道徳、総合的な学習の時間、学級活動をはじめとしたあらゆる教育活動において不必要な区別、慣習の見直しを行い、性別で役割を固定することのない男女共同参画社会の実現を目指す教育をすすめる。	・学年に応じた教材を活用し、あらゆる教育活動の中で、男女共同参画の実現を目指す教育を進めた。	A	・「わたしたちの道徳」や「心のノート」を活用しながら、男女共同参画の実現に向けた教育を、学年に応じた形で実施できたため。	・今後も継続して、男女共同参画社会の実現に向けた取組の啓発を行う。	指導課
			・各種研修会や要請訪問等の機会を捉えて、学校、地域、家庭における男女共同参画を目指した教育の推進を図った。性的少数者の人権にかかわる問題についても取り組んだ。	A	・人権教育推進委員研修会において、「男女共同参画プランよっかいち2015～2020」についての講演を実施し、男女共同参画社会実現に向けた教育の重要性を学んだ。また、性的少数者の人権にかかわる問題についての研修会も実施した。	・地域、家庭、学校等における固定的な性別役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女共同参画社会を目指した教育の充実を図る。また、性的少数者の人権にかかわる問題についても、継続して各種研修会や要請訪問等で啓発していく。	人権・同和教育課
			・男女共同参画に特化した学習会の依頼はなかったが、PTA保護者学習会等の中で、男女共同参画の視点をもった内容をとり入れて話をした。	A	・男女共同参画に特化した依頼はなかったが、PTA保護者学習会等の中で、男女共同参画の視点をもった内容を含めて話をすることができた。	・PTA等の保護者からの依頼がある場合、講座を実施する。また、その他の人権にかかわる講座の中でも、多様な生き方を尊重することの大切さにふれるようにしていく。	人権・同和教育課
			・家庭教育講座実施校・園数 50 うち、人権に関する講座 3	A	・家庭教育に関する保護者の理解を深めるための事業を各校・園へ委託し、人権に関する講座が3校・園で実施された。	・過去に講座を開催した講師の情報提供を行い、引き続き家庭教育講座でさまざまな講座を実施するよう努める。	こども未来課 (青少年育成室)
			◇女性の人権(DV・デートDVを含む)及び性の多様性に関する教職員・子ども・保護者向け研修会の実施	A	・デートDVに特化した学習会の依頼はなかったが、保護者学習会等の中で、男女共同参画の視点をもった内容を採り入れて話をした。	・今年度も学校を通して保護者などから出前講座等の依頼がある場合、講座を実施し、その他の人権にかかわる講座の中でも折にふれ、話題に盛り込んでいく。	人権・同和教育課
			◇性別で役割を固定することのない価値観や行動様式の確立を推進 ◇園児の生活のなかでの不必要な男女の区別の見直し	A	・園生活の中で、例として道具箱、カバンかけ、クラス名簿、靴箱など男女別になっていないか確認した。また、園の遊びの中で遊具や色などの区別がないかを確認するなど、不必要な区別、慣習等を注視した。	・園において、性別で役割を固定することのない価値観や行動様式の確立を推進し、男女共同参画社会の実現を前提に保育・教育を進めていくことができた。	・引き続き、性別で役割を固定することのない価値観や行動様式の確立を推進し、男女共同参画社会の実現を前提に保育・教育を進めていく。
2	性別にとらわれない個性を尊重したキャリア教育の実施	◇すべての教育活動を通して、子どもが自立して個性や能力が発揮できるよう、キャリア教育の取組を進める。 ◇「自分らしい生き方を実現していく進路指導」を推進するため、勤労観、職業的自立の資質を養うキャリア教育を継続して進める ◇社会的な自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるための一手段として職場体験活動を全中学校で実施する。	・すべての教育活動を通して、子どもが自立して個性や能力が発揮できるよう、キャリア教育を進めた。 ・「自分らしい生き方を実現していく進路指導」を推進するため、勤労観、職業的自立の資質を養うキャリア教育を継続して進めた。	A	・すべての教育活動を通じて、子どもたちが自立し、個性や能力を発揮できるようキャリア教育に取り組むことで、将来に向けた自己実現をしていく力の育成につながったと考えられる。	・今後もあらゆる教育活動において、キャリア教育の取り組みを進めていく。	指導課
		◇ジェンダーにとらわれず、自らの意思と責任で進路を選択し、自己実現をしていく力を育成	・特に4歳児、5歳児に対して、機会を見つけては、ジェンダーにとらわれない保育・教育を実施した。	A	・ジェンダーにとらわれず進んで自分の意見を主張したり、相手の意見も受け入れていく力を育成し、個を大切にしたい保育・教育の充実を図ることができた。	・性別にとらわれない個性を尊重した保育・教育を実施していく。	保育幼稚園課
3	デートDVなどの暴力防止のための教育の推進	◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・家庭教育講座実施校・園数 50 うち、命を大切にするための講座 2	A	・家庭教育に関する保護者の理解を深めるための事業を各校・園へ委託し、命を大切にするための講座が2校で実施された。	・過去に講座を開催した講師の情報提供を行い、引き続き家庭教育講座でさまざまな講座を実施するよう努める。	こども未来課 (青少年育成室)
		◇中学、高校、大学等での教職員も含めたデートDV予防出前講座の実施 ◇デートDV防止パンフレットの配布	・デートDV予防教育出前講座 9か所実施(中学校3校、高校2校、教職員や保護者など4回、参加人数 延べ 1,596人) ・DV予防啓発パンフレットの配布(出前講座実施校等4カ所、人権フェスタほか)	B	・中学校547人、高校715人、教職員や保護者等334人がデートDVやDVIについて学んだ。高校や教職員等の実施回数が昨年度より減少したため、受講者数も減少した。(29年度1,752人)	・中学校、高校など全体的に平成29年度に比べ、実施校数が減少したことから、未実施の中学校を中心に積極的に働きかけを行っていく。	男女共同参画課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標 I 男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題2 次代を担う子どもへの学校等における教育

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
4	あらゆる暴力を許さない意識の啓発	◇保育園、幼稚園、こども園、小学校等への人権・ジェンダーの視点を養うための出前講座の実施	・男女平等教育出前講座 30か所実施(保育園13園、幼稚園2園、小学校13校、学童保育所2カ所 参加人数 延べ 2,028人)	A	・幼稚園・保育園834人、小学校874人、保護者等1,127人が男女平等、自己尊重について学んだ。平成29年度に比べ、参加人数及び実施か所数は増加した。(H29 27か所、1,915人)	・平成29年度に比べ、実施か所及び参加人数は増加しており、若年層への教育は有効であることから、実施か所がさらに増えるよう引き続き人権擁護委員及び市民グループとの協力のもと実施していく。	男女共同参画課
		◇人権・ジェンダーに敏感な視点を養うための子ども向け出前講座の実施	・出前講座の実施 19回、1064人	A	・今年度も保育園、幼稚園、学童保育所から多くの依頼があり、相手を思いやる大切さ、命の大切さなどの人権啓発を行うことができた。	・来年度も保育園、幼稚園、学童保育所などに周知を行う。	人権センター
5	命の尊厳と妊娠・出産・避妊に関する権利・責任についての啓発	◇性に関する相談の実施	・女性のための相談、男性のための電話相談にて実施(相談件数 17件)	A	・通常の女性のための相談、男性のための電話相談の中で相談を受けており、平成30年度は17件の相談を受けた。	・引き続き相談を受けていくとともに、相談を受ける中で、必要に応じて、みえ性暴力被害者支援センターよりこの紹介、または連携を行っていく。	男女共同参画課
		◇性教育の実施(HIV、性感染症予防を含む) ◇教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続 ◇保健所等、関係機関と共同して出前授業の募集を全中学校へかける	・性教育の実施(HIV・性感染症予防を含む) ・教科、特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続。 ・性感染症出前授業として、四日市市保健予防課と共同して、中学校2校が生徒保護者対象に行った。	A	・各校において、学習指導要領に基づき、性教育を実施することができた。また出前講座を2校で実施することができたため。	・今後も学習指導要領に基づいて指導を続けていく。出前講座については、中学校では生徒対象。小学校では保護者対象として、呼びかけをしていく。理由は小学校においては、インフルエンザ等の感染症予防の観点が強くなるからである。	指導課
		◇保健師や助産師による妊産婦訪問指導の実施 ◇妊産婦または乳幼児の保護者を対象とした電話相談の実施	・産前産後サポート事業の実施(産前 382件、産後 127件、計 509件) ・妊産婦訪問指導 延べ 1,298件 ・妊産婦電話相談 延べ 1,315件 ・パパママ教室参加者(妊婦 262人、家族 256人 うち夫 244人)	A	・平日開催日を含め、父親の参加率は、93.1%と高く、すすんで沐浴体験や妊婦スーツを体験する姿がみられ、産後の育児参加に対する意識向上につながった。 ・相談内容に応じて、保健師や助産師が専門的指導を行った。	・引き続き、相談内容に応じた支援を提供する。	こども保健福祉課
		◇「青少年と家庭の悩み相談」事業の実施	・相談実績 29件 うち、命の尊厳、出産、避妊等に関する相談なし	-	・青少年の悩み相談について、電話・面接による本人や保護者からの相談に対応した。	・引き続き同様の事業を進めていく。また、相談の内容に応じて各関係機関とも情報共有や連携を図るよう努める。	こども未来課(青少年育成室)
6	自尊感情を育てる教育の推進	◇保育園・幼稚園・こども園における人権保育・人権教育の中での取り組みの推進	・進んで自分の意見を主張したり、相手の意見を受け入れる力を育成するため、園児に対して、年齢に応じたねらいにより、人権保育、人権教育を実施した。	A	・日常の保育での指導に加え、絵本・映像・外部講師による劇や音楽を活用した人権保育・人権教育を実施した。	・引き続き、日常の保育・教育を充実させ、自尊感情を育てよう人権保育・人権教育を実施していく。	保育幼稚園課
		◇各校における道徳の時間を中心とした自尊感情を育む教育の推進	・「私たちの道徳」や「心のノート」などを活用して、子どもたちの自尊感情を育む教育を推進する。	A	・子どもたちの実情に合わせて、「私たちの道徳」や「心のノート」などを活用し、自尊感情を高める取組を行うことができた。	・今後も、子どもたちの実情に合わせた取組をおこなっていく。	指導課
		◇啓発パンフレット等を活用した家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・PTA学習会等でパンフレットを利用しながら、自尊感情を育てることの必要性を訴え、道徳教育等の中での事例なども紹介して、取り組みを促進した。	A	・PTA学習会等の機会にパンフレットを利用して、自尊感情を育てることの必要性を訴えることができた。	・PTA等の保護者からの依頼がある場合、自尊感情を育てることの必要性を訴えていく。	人権・同和教育課
		◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・家庭教育講座実施校・園数 50 うち、命の尊厳や自尊感情を育てる講座 6	A	・家庭教育に関する保護者の理解を深めるための事業を各校・園へ委託し、命の尊厳等の講座が6校・園で実施された。	・過去に講座を開催した講師の情報提供を行い、引き続き家庭教育講座でさまざまな講座を実施するよう努める。	こども未来課(青少年育成室)
7	青少年の健全育成を阻害する環境の改善	◇インターネット被害防止等啓発パンフレット等の作成、配布 ◇出前講座(e-ネット安心講座)の実施	・啓発リーフレットを作成し、学校園を通じて5歳児から15歳の子どもに配付した。配布数 33,300枚 ・出前講座 開催数42回	A	・啓発リーフレットを作成し、子どもやその保護者に対し、啓発活動を行うことができた。 ・各学校園・地域や子育て支援センターへ出向き、ネット啓発出前講座を行い、ネットの怖さなどをすべての年代の方に啓発することができた。	・引き続き同様の事業を進めていく。また、ネット機器を利用する世代が低年齢化しているため、その保護者へも正しく安全にネット機器利用を理解してもらえるよう健康診断時にもリーフレットを置くなど啓発活動を行う。	こども未来課(青少年育成室)

基本目標Ⅱ 家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進

1、目標指標と評価

●重点課題1「女性の政策・方針決定過程への参画」

目標指標「審議会等の女性委員比率」

平成 25 (2013) 年度≪基準値≫	32.2%
平成 27 (2015) 年度≪実績値≫	34.6%
平成 28 (2016) 年度≪実績値≫	35.9%
平成 29 (2017) 年度≪実績値≫	34.8%
平成 30 (2018) 年度≪実績値≫	34.4%
平成 32 (2020) 年度≪目標値≫	40%以上 60%以下

指標の設定について:

女性の政策方針決定過程への参画を高めるために、市民が参加する審議会等の女性委員比率を指標とした。目標については、一方の性が40%より少なくならないように設定した。

(参考値) H26(2014)年度: 33.6%

[平成30年度の評価]

「四日市市審議会等女性委員登用推進要綱」に基づき、審議会ごとに毎年目標を設定し、委員委嘱に際しては、人事課及び男女共同参画課への事前協議を徹底し、登用率40%未満の審議会所管所属に対しては、委員更新3カ月前に登用改善通知を行っている。しかし、結果的には昨年度を0.4ポイント下回り、34.4%となった。新たに目標を達成した審議会は7件であり、達成していたにもかかわらず40%を下回った又は60%を上回った審議会は6件であった。これら未達成となった審議会に見られる傾向として、審議会委員数が増員となったものの、それに見合うだけの女性委員が確保できなかったことが見てとれる。なお、全体では、女性委員登用率が上がった審議会数は17件、下がったのは14件であった。また、女性委員のいない審議会等の数は前年度同様2件であった。全庁的に女性委員登用の意識はあるものの、より専門性を求められる中、女性委員確保に苦慮している現状がある。今後、庁内調整会議において打開策について検討を行っていく。

目標指標「市の管理職(課長級以上)の女性割合」

平成 25 (2013) 年度≪基準値≫	16.6%
平成 27 (2015) 年度≪実績値≫	18.8%
平成 28 (2016) 年度≪実績値≫	19.1%
平成 29 (2017) 年度≪実績値≫	17.0%
平成 30 (2018) 年度≪実績値≫	16.4%
平成 32 (2020) 年度≪目標値≫	25.0%

指標の設定について:

市の組織内部において政策方針決定の場で女性の参画を進めるため、市の管理職(課長級以上)の女性割合を指標とした。目標については、5年前からの上昇率(5.2%)を上回る上昇(8.0%)となるよう、女性割合の目標を25%と設定した。

(参考値) H26(2014)年度: 17.0%

[平成30年度の評価]

女性管理職の割合は、平成28年度の19.1%をピークに減少傾向にある。平成29、30年度は女性の管理職の登用数よりも女性管理職の定年退職者数が多かったことから減少した。管理職の女性の割合を増やすことだけではなく、女性の職域を拡大することも重要であることから、職務経験及び能力向上につながる職員配置を積極的に行うとともに、地方自治体の女性職員を対象とした研修へ若手職員を派遣したり、政策方針決定などのあらゆる過程で男女が対等な構成員として参画する必要がある等の研修を行ったりするなど、資質向上、意識啓発にも努め、職員本人の意欲にも意を配しながら登用を図っていく。

●重点課題2「男性の家事・育児・介護等への参画」

目標指標「市職員における男性の育児休業取得人数(累計)」

平成 25 (2013) 年度 《基準値》	5 人 (H20～H25 の累計)
平成 27 (2015) 年度 《実績値》	1 人 (H27 の取得人数)
平成 28 (2016) 年度 《実績値》	6 人 (H27、H28 の累計)
平成 29 (2017) 年度 《実績値》	6 人 (H27～H29 の累計)
平成 30 (2018) 年度 《実績値》	19 人 (H27～H30 の累計)
平成 32 (2020) 年度 《目標値》	12 人 (H27～H32 の累計)

指標の設定について:

男性の家事・育児・介護等参画を促す社会環境づくりを進めていくため、市として率先して男性の育児休業取得促進を行うこととし、市職員における男性の育児休業取得人数を指標とした。目標については、過去5年間の男性の育児休業取得人数が5人であったのを倍増し、6年間で12人にする設定とした。

※目標指標は平成27年度から対象。
(参考値) H26(2014)年度: 1人

[平成30年度の評価]

平成30年度の男性の育児休業取得者数は13人と、平成29年度の0人と比べ大幅に増加した。これは子育てハンドブックの見直しを行い、育児参画計画シートを新たに設けたこと、所属長を対象とした適正事務研修にて育休促進をお願いしていること、さらに1歳未満の子どもがいる男性職員にも個別に通知を送っていることの結果が表れたと感じている。また、部分休業、出産補助休暇、育児参加休暇等の取得率については92%と、こちらも平成29年度の85%に比べ増加した。今後も、出産補助休暇や育児参加休暇等と合わせて育児休業等の制度を周知するとともに、育児参画計画シート等を活用し、所属長による面談等を行うことで、男性の育児休業等の取得推進を図っていく。

●重点課題3「ワーク・ライフ・バランスの促進」

目標指標「男女がいきいきと働き続けられる企業表彰の数(累計)」

平成 25 (2013) 年度《基準値》	6 社 (累計)
平成 27 (2015) 年度《実績値》	8 社 (累計)
平成 28 (2016) 年度《実績値》	9 社 (累計)
平成 29 (2017) 年度《実績値》	11 社 (累計)
平成 30 (2018) 年度《実績値》	13 社 (累計)
平成 32 (2020) 年度《目標値》	15 社 (累計)

指標の設定について:

ワーク・ライフ・バランスを促進するには、企業や事業所における育児・介護休業制度等の整備や取得しやすい環境づくりが必要であることから、そうした環境づくりを行っている企業(男女がいきいきと働き続けられる企業)の表彰の数を指標とした。目標については、平成21年度から平成25年度までの企業表彰数6社(累計)であるのを、目標年度には2倍以上の15社(累計:再受賞除く)と設定した。
(参考値) H26(2014)年度: 7社(累計)

[平成30年度の評価]

平成30年度は、「妊娠中等の女性従業員が働きやすい環境づくり」、「子の看護休暇、復職後の配置転換の配慮等仕事と育児の両立支援」などに取り組まれている企業2社を表彰した。また、企業表彰だけでなく、新たに企業向けに、風通しが良く、働きやすい職場づくりについて考えるための「ワークスタイル・イノベーションカフェ」(全3回)を開催した。今後も企業のワーク・ライフ・バランスが進むよう促していく。

●重点課題4「地域社会での男女共同参画の推進」

目標指標「自治会長における女性割合」

平成 25 (2013) 年度《基準値》	2. 5%
平成 27 (2015) 年度《実績値》	3. 7%
平成 28 (2016) 年度《実績値》	4. 4%
平成 29 (2017) 年度《実績値》	5. 2%
平成 30 (2018) 年度《実績値》	5. 0%
平成 32 (2020) 年度《目標値》	10%

指標の設定について:

女性が地域活動をする場は増えてきているものの、リーダーは、まだまだ男性が多いのが現状であることから、自治会長における女性の割合を指標とした。目標については、国の第4次男女共同参画基本計画と同じ10%と設定した。

(参考値) H26(2014)年度: 4.1%

〔平成30年度の評価〕

平成30年度の自治会長数は747名で、うち女性自治会長数は37名であった。平成29年度が734名中38名が女性自治会長だったことから、割合的には若干減少した。平成30年度に新たな試みとして、四日市市自治会連合会の協力のもと、5名の女性自治会長にインタビューを行い、その内容を情報紙はもりあに掲載し、全戸回覧にて周知した。地域で活躍する女性リーダーをロールモデルとして紹介することで、他の地域でも女性が活躍できるよう促していく。

●重点課題5「国際化に対応した男女共同参画」

目標指標「ふれあい交流事業、生活講座、防災セミナー等参加人数」

平成 25 (2013) 年度《基準値》	548人
平成 27 (2015) 年度《実績値》	691人
平成 28 (2016) 年度《実績値》	1,315人
平成 29 (2017) 年度《実績値》	1,344人
平成 30 (2018) 年度《実績値》	2,016人
平成 32 (2020) 年度《目標値》	600人

指標の設定について:

市内には多くの外国人が在住し、男女共同参画を含めた、互いの文化や習慣の違いなどを理解しあう必要があることから、外国人市民と交流の機会をもつふれあい交流事業、生活講座、防災セミナー等の参加人数を指標とした。目標については、ここ数年の参加人数が500人程であり、実績値以上の目標とするという考えのもと設定した。(参考値) H26(2014)年度: 562人

〔平成30年度の評価〕

外国人市民と日本人市民が日常的にふれあい、共に学べる場として、ふれあい講座(書道教室、陶芸教室)、生活講座(キャリア教育)等を開催し、互いの交流や親睦を深められる機会を提供した。平成30年度は、生活講座での参加者が多かったことにより、前年比で672人の増となった。引き続き、多言語による情報提供、日本語習得支援、相談事業等を通じて、外国人市民が日本で生活する上での自立支援を進めるとともに、男女共同参画の啓発も併せて進めていく。

2、平成30年度の主な取り組み状況

●重点課題1「女性の政策・方針決定過程への参画」

施策の方向Ⅰ「審議会等への女性登用を促進」

- ①人材リストの利用件数は3件にとどまった。また、登録者数について更新を行ったところ、新規登録11名、抹消3名、計153名の登録となった。【コード:1】
- ②女性職員が幅広い職務経験を持てるような配置に努め、女性職員がいない職場に対し、積極的な配置を行った結果、昨年度より3所属、減少した。【コード:3】

施策の方向Ⅱ「民間企業や地域団体、市民活動団体等への女性登用・参画を促進」

- ③企業向けのワーク・ライフ・バランス出前講座の実施回数は昨年度と同数であったが、受講された企業からは好評であった。また、周知については、商工会議所の協力を得て、商工春秋など広報誌で周知してもらうことができた。【コード:5】

●重点課題2「男性の家事・育児・介護等への参画」

施策の方向Ⅰ「家庭での男女の自立を促進」

- ④平成30年度は、孫育てに興味のある祖父母や市内の子育て支援者を対象に、孫との接し方や子育てに必要な知識・技能等を学ぶ講座を三重県と共同で開催した。男性が参加しやすいよう、男性限定にせず、夫婦で参加できるように企画した。【コード:1】
- ⑤子育て支援センターの父親の利用を啓発し、父親の利用を進めることにより、母親に自分の時間ができたり、父母が共に子育てすることで悩みを共有したりと、育児不安の軽減を図ることができた。【コード:2】
- ⑥図書館において、「ザ・男の読み聞かせ」を開催し、男性の子育て参画について、市民に対して啓発を行うことができた。【コード:3】

●重点課題3「ワーク・ライフ・バランスの促進」

施策の方向Ⅰ「仕事等と家庭生活の両立を支援」

- ⑦こども未来課窓口、単独型子育て支援センター(橋北、塩浜)及び四日市市子ども子育て交流プラザに子育てコンシェルジュを配置し、ニーズに応じた子育て支援施策の情報提供を行うことができた。【コード:1】
- ⑧平成30年度は乳児保育、延長保育を2園、一時保育を1園増やすなど、多様な保育サービスを実施し、充実させることができた。【コード:3】

施策の方向Ⅱ「男女の平等な就労環境の整備を促進」

- ⑨ワークスタイル・イノベーション推進事業として、働きやすい環境づくりについて意見交換会及び講演会を開催し、参加者からは好評を得ることができた。また、「男女がいきいきと働き続けられる企業」表彰式と推進事業の意見交換会を併せて開催することにより、被表彰事業の取り組みを他企業に紹介できた。【コード:6】
- ⑩企業向けのワーク・ライフ・バランス出前講座の実施回数は昨年度と同数の2件(参加者86人)であったが、受講された企業からは好評であった。【コード:7】

施策の方向Ⅲ「女性の就労・再就職・起業へのチャレンジ支援」

- ⑪働く女性・働きたい女性のための相談件数は、平成29年度に比べ増加した。開設する曜日、時間帯を見直したことが増加に繋がったと思われる。【コード:12】
- ⑫市内で活躍されている女性起業家4名を招き、市長も交えパネルディスカッションを開催した。

女性起業家の実体験を聞くなど、「勉強になった」「元気をいただいた」など好評であった。

〔コード:13〕

●重点課題4 「地域社会での男女共同参画の推進」

施策の方向Ⅰ「男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進」

⑭情報紙はもりあの全戸回覧にて、女性自治会長7名の自治会長になられたきっかけや、心がけていること、良かったことなどの記事を掲載し、地域で活躍する女性リーダーを紹介した。

〔コード:1〕

⑮地区市民センターで防災と男女共同参画についての講座を実施し、地域活動への参画を促すとともに、男女共同参画への意識づけを行った。〔コード:3〕

⑯地域の防災・減災活動に男女共同参画の視点の必要性を学ぶとともに、他講座の男性受講生と接することで地域の防災・減災活動に参加しやすい顔の見える関係づくりのきっかけになるような様々な講座を行うことができた。〔コード:3〕

●重点課題5 「国際化に対応した男女共同参画」

施策の方向Ⅰ「多文化共生における男女共同参画の推進」

⑰こどもさんかくカレッジにて、外国人講師を招き、海外のお菓子づくりを体験するとともに、男女共同参画を学ぶ講座を開催した。〔コード:2〕

3、事業実施自己評価

※別表「男女共同参画プランよっかいち 2015～2020 後期事業評価表(基本目標Ⅱ)」のとおり

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅱ 社会のあらゆる場における男女共同参画と女性活躍の推進
重点課題1 女性の政策・方針決定過程への参画

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	審議会等への女性参画比率の向上	◇審議会等委員に占める女性割合について目標設定	・審議会への女性の登用率 34.4% ・男女の一方の数が40%未満とならない審議会等64か所 ・女性のいない審議会等 2	B	・男女の一方の数が40%未満とならない審議会等の数が、審議会等の総数が減少したことにより、平成29年度より減少したものの、平成27年度までと比較すると高い水準を維持できた。	・審議会等への女性の登用率は、委員の分野や業界の特性もあり、大幅な上昇がやや難しくなっている状況であるが、目標達成に向け、各所属に対し周知を図るなど確実な進捗管理を行う。	人事課
		◇四日市市男女共同参画人材リストの充実及び活用促進 ◇四日市市審議会等女性委員登用推進要綱に基づく事前協議の徹底 ◇女性登用率の低い審議会等への事前協議前の働きかけ	・審議会等への女性の登用率 34.4% ・人材リスト登録者数 153人 ・人材リスト利用件数 3件 ・四日市市審議会等女性委員登用推進要綱に基づく事前協議の実施(実施回数 92回) ・女性登用率の低い審議会等への所管所属への改善通知(通知件数 11件)	B	・人材リストの利用件数は3件にとどまった。また、登録者数について更新を行ったところ、新規登録11名、抹消3名、計153名の登録となった。 ・1か月前までの事前協議とし、周知しているが、期限を過ぎてから提出する所属がいくつかあった。 ・改善通知を送付した11件中3件の審議会の登用率が改善された。	・人材リスト登録者数を増やすとともに、利用についても促進する。 ・事前協議については、協議する時間を設けるためにも1か月前までに行うよう徹底させる。 ・改善通知については、効果が現れているため、継続して実施していく。	男女共同参画課
2	市職員における管理・監督職への女性登用の推進	◇係長級以上の職員の男女比率を、職員全体の男女比率に少しでも近づけるよう、女性職員の職務経験及び能力向上につながる配置等を実施	・市の役付職員(係長級以上)の女性比率 37.0% 参考 職員全体の女性比率 47.8%	B	・職員全体に占める割合及び係長級以上の職員に占める割合は、前年度と同水準を維持したが、女性管理職の割合は、若干下がった。	・職務経験及び能力向上につながる職員配置を行うとともに、職員本人の意欲にも意を配しながら登用を図っていく。	人事課
		◇女性管理職登用に向けての職員への意識啓発、課題の把握	・市川副市長のインタビュー記事を情報紙はもりに掲載し、啓発を行った。 ・職員研修にて、女性管理職登用に関するアンケート実施	A	・アンケート回答者101名のうち、市の管理職(課長級以上)の女性割合を25%にするためには何が必要かの問いに対し、一番多かった回答は「職場環境の改善」、次点は「男性職員の意識改革」であった。	・引き続き、職員の意識・課題の把握に努め、課題解決のための方針について検討する。	男女共同参画課
			・新規採用職員研修等の階層別研修において、男女共同参画にかかる研修を実施。	A	・新規採用職員研修において実施した。	・同様の研修を継続して実施していく。	職員研修所
3	市職員における女性職員の職域拡大	◇女性職員が幅広い職務経験を持てるような配置等の実施	・市における女性職員(正職員)がいない職場 22か所/153(課+中間組織)	A	・女性職員がいない職場に対し、積極的な配置を行った結果、昨年度より3所属、減少した。	・少数職場や消防、現業職場など女性職員の配置が困難な場合もあるが、女性職員が幅広い職務経験を持てるような配置に努め、女性職員の職域拡大を図る。	人事課
4	女性人材情報の収集と提供	◇四日市市男女共同参画人材リストの充実及び活用促進	・人材リスト登録者数 153人 ・人材リスト利用件数 3件	A	・人材リストの利用件数は3件にとどまった。また、登録者数について更新を行ったところ、新規登録11名、抹消3名、計153名の登録となった。	・人材リスト登録者数を増やすとともに、利用についても促進する。	男女共同参画課
			・リスト利用について、掲示板で周知を図った。	B	・女性委員登用率は平成28年度の水準まではいかないものの、平成27年度までと比較すると高い水準となっている。	・リスト利用の促進を掲示板等で促すとともに、登用率の低い所属については、個別にリスト利用を勧める。	人事課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅱ 社会のあらゆる場における男女共同参画と女性活躍の推進
重点課題1 女性の政策・方針決定過程への参画

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
5	企業、各種団体等へ向けての女性登用・参画の促進	◇男女共同参画にかかる国・県などの施策の情報提供 ◇四日市市「男女がいいきと働き続けられる企業」表彰の実施 ◇企業の経営者や若手従業員を対象としたワークスタイル・イノベーションに関する意見交換会の開催	・国等からの情報を配架し、市民等に提供するとともに、随時市内事業に対して国等からの情報を提供。また、市内企業を中心に訪問を実施し、情報を提供。 ・ワークスタイル・イノベーション推進事業として、働きやすい環境づくりについて意見交換会及び講演会を開催(実施回数 3回、参加者 延べ 23社36人)。事業の最終回に併せて2社の表彰式を実施。	A	・国等からの情報を配架し、人権啓発企業連絡会会員企業への連絡等の機会を捉え、事業所への送付を通じて各種情報提供に取り組んだ。また、市内企業を中心に訪問を実施し、情報提供先の拡充に取り組むなど、適切に施策を推進した。 ・表彰項目等、制度の見直しを積極的に進めながら、適切に施策を推進した。 ・推進事業について、参加者からは好評を得ることができた。また、表彰式と推進事業の意見交換会を併せて開催することにより、被表彰事業の取り組みを他企業に紹介できた。	・国等からの情報について、随時配架や事業所への送付を実施するとともに、事業所への訪問を実施し、情報提供先の拡充に取り組むなど、適切に施策を推進する。 ・制度の見直しを積極的に進めながら、適切な施策推進を継続する。引き続き、被表彰事業所が表彰の恩恵を受けることができるような制度構築を全庁的に検討していくとともに、被表彰事業所の取り組みを広げていけるよう、男女共同参画課、こども未来課等との連携を一層強化しながら、事業所に対する表彰制度の啓発等に取り組む必要がある。 ・企業に研修講師を派遣し、ワークスタイル・イノベーション推進に取り組む企業を支援する。	商工課
		◇企業向け研修の実施 ◇企業への情報提供	・企業向けワーク・ライフ・バランス出前講座の実施(実施回数 2回、参加人数 延べ 86人)	A	・企業向けのワーク・ライフ・バランス出前講座の実施回数は昨年度と同数であったが、受講された企業からは好評であった。 ・周知については、商工会議所の協力を得て、商工春秋など広報誌で周知していただいた。	・出前講座においても継続して実施し、周知については商工会議所にも協力を依頼していく。	男女共同参画課
6	女性リーダーの育成	◇さんかくカレッジ、市民協働企画等において女性リーダーを育成	・さんかくカレッジ市民企画 6企画20講座 ・はもりあフェスタの企画運営委員会 5回実施 ・はもりあワークショップ市民企画 10企画	A	・さんかくカレッジ市民企画、はもりあフェスタの企画運営委員など、意思決定の場への参画の機会を設けた。	・はもりあフェスタの企画運営委員会など、引き続き参画できる機会を設ける。	男女共同参画課
		◇地域防災活動に女性の視点を反映できる人材育成	・四日市市防災・減災女性セミナーの実施(12回連続講座) 11名受講のうち10名修了	A	・地域の防災・減災活動に男女共同参画の視点の必要性を学ぶとともに、他講座の男性受講生と接することで地域の防災・減災活動に参加しやすいような顔の見える関係づくりのきっかけになるような様々な講座を行うことができた。	・次年度も継続して講座を開催していく。参加人数が増えるよう努めていきたい。	危機管理室
7	女性の経営への主体的な参画促進	◇家族経営協定の締結促進 ◇農村女性アドバイザーや女性農業団体と連携した啓発活動の実施 ◇女性の認定農業者及び認定新規就農者の育成	・家族経営協定の締結:2家族(累計35家族) ・農村女性アドバイザー:0名(累計13名) ・女性の認定農業者:1名(累計27名) ・女性の認定新規就農者:1名(累計5名)	A	・昨年度より農村女性アドバイザーを除く項目において増加した。農村女性アドバイザーは現状維持。	・引き続き、女性による営農促進に努める。	農水振興課 農業委員会事務局

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅱ 社会のあらゆる場における男女共同参画と女性活躍の推進
 重点課題2 男性の家事・育児・介護等への参画

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	男性の家庭参画を促進するための情報提供と講座の充実	◇男性の家庭参画を促進するための地区市民センター講座を実施	・地区市民センター講座 ・男女共同料理教室 6センター 6回 115人 ・男性向け料理教室 8センター 21回 274人	A	・地区市民センターにおいて、男女共同参画のきっかけとなるよう、男性料理教室を開催した。	・引き続き地区市民センターにおいて、男性の家庭参画を促進するための情報提供と講座の充実に努める。	地区市民センター(市民生活課)
		◇男性の家事参画に関する講座(料理教室等)の開催	・孫育て講座～家庭で地域で活かそう祖父母力～の開催(3回、参加人数 延べ 19人)	B	・平成30年度は、孫育てに興味のある祖父母や市内の子育て支援者を対象に、孫との接し方や子育てに必要な知識・技能等を学ぶ講座を三重県と共同で開催した。男性が参加しやすいよう、男性限定にせず、夫婦で参加できるように企画したものの、定員12名に対し、参加申込は9名であった。	・あらゆる世代の男性が家事・育児に参画するための講座を引き続き開催していくが、男性が参加しやすいよう工夫を行っていく。	男女共同参画課
2	男女がともに育児を担うための講座の実施	◇子育て支援センター等にて「お父さんと遊ぼう」の実施	・単独型子育て支援センターにおけるお父さんの利用人数 年間 309人 ・併設型子育て支援センターにおける「お父さんと遊ぼう」の実施 年間 225回 参加人数 333人 ・「お父さんと遊ぼう」開催時に「父親の子育て相談」を実施 併設型子育て支援センター等 年間 8回 単独型子育て支援センター 年間 4回 計 年間 12回 参加人数 299人	A	・子育て支援センターの父親の利用を啓発した。父親の利用を進めることにより、母親に自分の時間ができたり、父母が共に子育てすることで悩みを共有し、育児不安の軽減を図ることができた。	・引き続き父親の利用の啓発を行っていく。また、より父親が利用しやすい事業の進め方を工夫していく。	子ども未来課
		◇妊婦とその家族に妊娠、育児の模擬体験を交えた教室「パパママ教室」の開催	・「パパママ教室」の開催 年間18回、うち日曜開催日(5日間)とお盆開催日は、参加希望者多数のため、午前・午後の2回ずつ実施。 参加者:妊婦 262人 家族 256人(うち夫 244人) *訪問実施件数 28件(うち夫婦共在宅 28件)(別掲)	A	・平日開催日を含め、父親の参加率はH30年度93.1%(H29年度92.9%)と高く、すすんで沐浴体験や妊婦スーツの着用等を体験する姿がみられ、産後の育児参加意識向上につながった。	・引き続き、参加者のニーズや社会情勢に応じて内容の改善を図りながら教室を開催、産後の子育て支援サービス利用につなげる。	子ども保健福祉課
		◇男性の子育てに関する講座(父親の子育てマイスター養成講座)の開催	・父親の子育てマイスター養成講座の実施 公開講座受講者 120名 養成講座修了者 13名	A	・父親の育児参画を推進するため、男性を対象とした「父親の子育てマイスター」養成講座を「パパスマイル四日市」と協働で実施し、平成22年度から平成30年度までで計142名をマイスターとして認定した。	・父親の育児参画の推進のため、継続して「父親の子育てマイスター」養成講座を実施する。また、引き続き講座の企画や運営を父親の子育てマイスターと協働で行うことにより、効果的な事業の実施を図る。	子ども未来課
		◇男性の子育てに関する講座(父親の子育てマイスター養成講座)の開催	・孫育て講座～家庭で地域で活かそう祖父母力～の開催(3回、参加人数 延べ 19人)	B	・平成30年度は、孫育てに興味のある祖父母や市内の子育て支援者を対象に、孫との接し方や子育てに必要な知識・技能等を学ぶ講座を三重県と共同で開催した。男性が参加しやすいよう、男性限定にせず、夫婦で参加できるように企画したものの、定員12名に対し、参加申込は9名であった。	・あらゆる世代の男性が家事・育児に参画するための講座を引き続き開催していくが、男性が参加しやすいよう工夫を行っていく。	男女共同参画課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅱ 社会のあらゆる場における男女共同参画と女性活躍の推進
重点課題2 男性の家事・育児・介護等への参画

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
3	父親の子育て参画を推進するための環境づくり	◇子育てに関する情報提供と父親の子育て相談の実施	・父親の子育て相談員による相談活動 開催回数 12回 利用者数 299人	A	・父親の子育てマイスターをよかパパ相談員として土曜日等に各支援センターに派遣し、利用者に対して父親目線による相談業務や絵本の読み聞かせ等を行った。気軽に参加してもらえるよう、事業名称を「よかパパ相談」から「よかパパひろば」へ変更を行った。	・子育て支援センター等の利用者を対象としたよかパパ相談を継続して行う。また、事業の実施に当たっては、参加者の増加を図るため、開催内容や方式について引き続き検討を行う。	こども未来課
		◇男性による絵本の読み聞かせ等の推進	・「ザ・男の読み聞かせ」の開催	A	・「ザ・男の読み聞かせ」を開催し、男性の子育て参画について、市民に対して啓発を行うことができた。	・引き続き「ザ・男の読み聞かせ」を開催していく。	図書館
4	男女がともに介護責任を果たすための意識啓発	◇認知症サポーター養成講座や出前講座等で意識啓発	①認知症サポーター養成講座 102回(受講者:3,189人) ②その他出前講座 18回(受講者数:620人)	A	・平成18年度から累積で24,584人の受講者があり、介護の基礎知識や認知症に関する理解を普及することができた。	・引き続き出前講座等を活用し、平成30年度と同様のの実績を目指す。	高齢福祉課
		◇介護に関する講座の開催や情報提供	・介護保険についての出前講座 13回 (受講者数: 495人)	A	・講義やその後の質疑応答を通じて、介護保険制度について理解を深めることができた。	・制度をよく知らないために漠然と不安を感じている方も多いため、引き続き、出前講座などを活用して介護保険への理解を深めていく。	介護保険課
			・さんかくカレッジ市民講座「介護者に寄り添いたい！」を開催。(受講者数 延べ36人)	A	・市民団体と共同で、介護者への支援や介護予防の意義、認知症カフェなどを学ぶ講座を開催し、「自分が介護を受ける身になった時どのような心構えや体制を取ればいかがわかり、大変参考になった。」など参加者からは好評であった。	・今後も、介護は性別に関わらず、誰にでも起こりうることでもあることの啓発を行っていく。	男女共同参画課
5	市役所が率先して父親の子育て参画を推進する	◇育児休業・育児参加特別休暇等の周知 ◇育児休業等取得該当職員に対する所属長による面接ヒアリングの実施推奨	・男女共同参画推進員研修として、「男女共同参画の視点で考えるワーク・ライフ・バランス」実施し、ワーク・ライフ・バランスを進める必要性を学ぶとともに、男性の育児休業取得に関する意識をアンケートにて把握した。	B	・アンケートにて、「育児休業を取得したいと考えている男性から相談があったらどうしますか」との問いに対し、「ぜひとも取得するよう勧める」と回答した人が55.7%、「取得期間や時期によっては勧める」が29.5%、「認めたいが所属の現状を考えると勧められない」が9.8%、「勧めない」が1.6%であった。現状の意識を把握することができた。	・男女共同参画庁内調整会議や職員研修など機会を利用し、男性の育児休業が増えるよう意識付けを行っていく。	男女共同参画課
		・男性の育児休業取得者 13人 ・男性の育児休業等(部分休業・出産補助休暇・育児参加休暇を含む)取得率 92%	A	・新規育児休業取得者が前年の0人から大幅に増加することができた。育児休業率も前年より増加した。	・引き続き、出産補助休暇や育児参加休暇等と合わせて育児休業等の制度を周知するとともに、育児参画計画シート等を活用し、所属長による面接等を行うことで、男性の育児休業等の取得推進を図る。	人事課	

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅱ 社会のあらゆる場における男女共同参画と女性活躍の推進
 重点課題3 ワーク・ライフ・バランスの促進

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	子育てに関する情報提供と相談の充実	◇子育てに関する情報提供と相談の充実	・子育てコンシェルジュの配置 ・子育て支援センターでの情報提供 20箇所	A	・子ども未来課窓口、単独型子育て支援センター（橋北、塩浜）及び四日市市子ども子育て交流プラザに子育てコンシェルジュを配置し、ニーズに応じた子育て支援施策の情報提供を行うことができた。	・引き続き各施設において子育てコンシェルジュを配置し、市民の身近なところで相談に応じ、関係機関と連携しながら情報提供に努めていく。	子ども未来課
			・各保育園、幼稚園において相談を受けたりしながら、子育て中の家庭の支援を行った。 23保育園で実施 21幼稚園で実施 2子ども園で実施	A	・子育てに関し、保護者に交流の場を提供したり、情報を提供していくことで保護者への支援を実施することができた。	・引き続き、子育てに関し、保護者に交流の場の提供し、情報を提供していく中で、保護者への支援を実施していくよう努める。	保育幼稚園課
		◇未就学園児やその保護者に遊びの場や交流の場を提供	・子育て支援事業 18保育園で実施 利用者数 10,108人 子育て支援センターの利用者数 105,117人 子育て支援センターでの相談件数 4,986件	A	・保育園のあそぼう会、子育て支援センターで継続して事業を実施し、多くの親子に利用していただくことができた。	・各子育て支援センターの特徴を担当者間で共有し、より良い支援につなげていく。	子ども未来課
			・未就学園児やその保護者に遊び場や交流の場を提供した。 18保育園で実施 利用者数 10,108人 21幼稚園で実施 利用者数 16,795人	A	・地域に施設や機能を開放し、未就学園児やその保護者に遊び場や交流の場を提供し多くの親子への支援を行うことができた。	・引き続き地域に施設や機能を開放し、未就学園児やその保護者へ遊び場や交流の場を提供し、子育てに関する情報を提供したり、相談を受けたりしながら、子育て中の家庭の支援を行うよう努める。	保育幼稚園課
		◇積極的な子育て相談（育児、栄養、発育、発達等）の実施（乳幼児家庭訪問事業、乳幼児食教室、歯ハハの教室など）	【子ども保健福祉課】 ・育児相談、すくすくルームでの相談 延べ2,818件 ・乳幼児家庭訪問件数 延べ3,767件 ・乳幼児食教室 年間30回、747組参加 ・歯ハハの教室 年間48回、対象児685名参加 【子ども発達支援課】 相談件数 1,046件	A	【子ども保健福祉課】 ・対象者の相談内容に応じて保健師、助産師、管理栄養士、歯科医師、歯科衛生士等専門職員が対応した。また、必要時には関係機関と連携し途切れない支援に努めた。 【子ども発達支援課】 ・各課・関係機関と連携を図り、相談対応することができた。	【子ども保健福祉課】 ・引き続き相談者のニーズの把握に努め、必要な情報提供を行うとともに、関係機関との連携を図ることで途切れない支援体制を継続する。 【子ども発達支援課】 ・保護者のニーズに応じた相談を続ける。	子ども保健福祉課 子ども発達支援課
2	介護サービス情報の提供と相談の充実	◇各在宅介護支援センター及び各地域包括支援センターでの情報提供、相談の実施	①地域包括支援センターにおける相談支援件数 31,014件 ②在宅介護支援センターにおける相談支援件数 60,402件	A	・地域相談窓口として各地区に配置されている在宅介護支援センターと、それを後方支援する地域包括支援センターが連携し、延9万件を上回る、介護等に関する相談支援を行うことができた。	・高齢化とともに増加する医療的な相談に対応するため、医療職を配置した在宅介護支援センターで、相談体制をさらに充実させる。	高齢福祉課
		◇障害者相談支援センター及び計画相談支援事業所での情報提供、相談の実施	・相談支援事業所等の関係者と連携をとり、随時必要な情報提供、相談等を行った。	A	・相談支援事業所等の関係者と連携をとり、随時必要な情報提供、相談等を行うことができた。	・今後も関係機関を連携をとり、情報共有を行うことで必要な支援を継続していく。	障害福祉課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅱ 社会のあらゆる場における男女共同参画と女性活躍の推進
重点課題3 ワーク・ライフ・バランスの促進

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
3	保育園等の施設における多様な保育サービスの充実	◇乳児保育、延長保育、一時保育、特別支援児保育、病児保育、休日保育など多様な保育サービスの実施	①乳児保育 36園で実施 ②延長保育 29園で実施 ③一時保育 16園で実施 ④特別支援保育 30園で実施 ⑤休日保育 3園で実施	A	平成30年度は乳児保育、延長保育を2園増やすなど、多様な保育サービスを実施し、充実させることができた。	引き続き、乳児保育、延長保育、一時保育、特別支援保育、休日保育など多様な保育サービスを充実させ、子育て支援に努めていく。	保育幼稚園課
			・病児保育 2か所で実施	A	・多様な保育サービスを実施することができた。	・病児保育については、流行性の病気が多発する時期に利用できないケースを解消すべく、新たに1か所の施設を開設する。	こども未来課
		◇第2子以降子育てレスパイトケア事業の実施	・一時保育 16園で実施	A	・通常の一時保育に加えて、第二子以降の子を出産した家庭にメリットのある制度として、事業の拡充を図ることができた。	引き続き、子育て支援に努めるとともに利用促進に向けて周知を図る。	保育幼稚園課
			・保育無料券の交付 交付枚数 409枚	A	・第2子以降の子を出産した者に対して、一時保育を気軽に利用していただくことで、心理的・肉体的な負担の軽減(リフレッシュ)を図ることができた。	引き続き保育無料券を交付し、利用期間を1年に延長して、子育て中の負担軽減を図るとともに、一時保育事業の周知を図る。	こども未来課
4	保育実施施設の定員等の拡充	◇認可保育園等の保育実施施設の定員等の拡充	・私立保育園 2施設増、定数210人増	A	・低年齢児(0～2歳児)の待機児童数が増加している中、私立保育園2園の開園により定員の拡充を図ることができた。	待機児童が増加している中、その対策として引き続き認可保育園の定員と地域型保育事業の実施施設を拡充していく。	保育幼稚園課
5	地域の子育て環境整備と支援体制の充実	◇ファミリー・サポート・センター事業の充実 ◇学童保育の充実(新規開設支援、適正規模への分割推進)	・会員数 1,572人 活動件数 2,220件 ・大規模化している学童保育所の分割 3か所(市内学童保育所数 計59)	A	・会員数、活動件数ともに前年より微減となったものの、安定して援助活動を行うことができた。 ・大規模化している学童保育所の適正規模化への分割の推進を行った。	・制度に対するニーズに応えるべく、新規の援助会員を増やす取り組みを積極的に行う。 ・今後も大規模化の傾向のある学童保育所に対して、施設整備費等の分割にかかる費用を対象とした補助を行い、学童保育所の適正規模化を図る。	こども未来課
6	仕事と家庭生活の両立のための職場環境づくり	◇四日市市「男女がいいきと働き続けられる企業」表彰の実施 ◇企業の経営者や若手従業員を対象としたワークスタイル・イノベーションに関する意見交換会の開催	・ワークスタイル・イノベーション推進事業として、働きやすい環境づくりについて意見交換会及び講演会を開催(実施回数 3回、参加者 延べ23社36人)。事業の最終回に併せて2社の表彰式を実施。	A	・表彰項目等、制度の見直しを積極的に進めながら、適切に施策を推進した。 ・推進事業について、参加者からは好評を得ることができた。また、表彰式と推進事業の意見交換会を併せて開催することにより、被表彰事業の取り組みを他企業に紹介できた。	・制度の見直しを積極的に進めながら、適切な施策推進を継続する。引き続き、被表彰事業所が表彰の恩恵を受けることができるような制度構築を全庁的に検討していくとともに、被表彰事業所の取り組みを広げていけるよう、男女共同参画課、こども未来課等との連携を一層強化しながら、事業所に対する表彰制度の啓発等に取り組む必要がある。 ・企業に研修講師を派遣し、ワークスタイル・イノベーション推進に取り組む企業を支援する。	商工課
			・市職員年休取得数 12.4日/年 ・時間外の実績 20.2時間/月 30時間/月以上の所属 31所属 ・市職員育児休業取得者数 170人 ・介護休暇取得者数 1人	A	・年休取得数は前年より増加となった。時間外勤務についても、前年より若干増加となった。 ・育児休業取得者数は前年より大幅に増加となった。 ・介護休暇取得者数は前年同数であった。	・年休取得促進については、アンバーサリー休暇やチャレンジ休暇の周知をはかるとともに、年度当初にワークライフバランス充実度確認票を作成することで休暇の計画的取得を促進していく。また、時間外勤務については、働き方改革推進本部においてAI等を活用した庁内業務改善などを実施し、適正化に向けて取り組んでいく。	人事課
		◇総合評価方式入札において、育児休業制度導入等、女性登用や子育て支援に取り組んでいる企業の優遇	・総合評価方式による入札は15件で、育児休業制度の規定がある入札参加者については、評価点を加算することにより評価した。	A	・総合評価の評価基準で加算対象とすることで、入札参加者に対し、育児休業制度への意識を高めることができた。	引き続き、育児休業制度の導入企業に対して、評価を行う。	調達契約課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅱ 社会のあらゆる場における男女共同参画と女性活躍の推進
重点課題3 ワーク・ライフ・バランスの促進

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
7	企業と市民に向けての情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ◇男女共同参画にかかる国・県などの施策の情報提供 ◇四日市市「男女がいいきと動き続けられる企業」表彰の実施 ◇四日市市雇用実態調査の男女共同参画に関する回答結果をHPで公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・国等からの情報を配架し、市民等に提供するとともに、随時市内事業に対して国等からの情報提供を行った。また、市内企業を中心に訪問を実施し、情報を提供。 ・2社の表彰を実施。 ・雇用実態調査で、仕事と家庭の両立支援への取り組みやイクボスなど、男女共同参画に関する項目を挿入した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・国等からの情報を配架、人権啓発企業連絡会会員企業への連絡等の機会を捉え、事業所への送付を通じて各種情報提供に取り組んだ。また、市内企業を中心に訪問を実施し、情報提供先の拡充に取り組むなど、適切に施策を推進した。 ・制度や調査項目の見直しを積極的に進めながら、適切に施策を推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国等からの情報について、随時配架や事業所への送付を実施するとともに、事業所への訪問を実施し、情報提供先の拡充に取り組むなど、適切に施策を推進する。 ・制度の見直しを積極的に進めながら、適切な施策推進を継続する。今後は、被表彰事業所が表彰の恩恵を受けることができるような制度構築を全庁的に検討していくとともに、被表彰事業所の取り組みを広げていけるよう、男女共同参画課、こども未来課等との連携を一層強化しながら、事業所に対する表彰制度の啓発等に取り組む必要がある。 ・雇用実態調査の男女共同参画に関する設問について、適宜項目の見直しを行っていく。 	商工課
		<ul style="list-style-type: none"> ◇ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介 ◇企業訪問等による情報収集及び情報提供 ◇企業向け出前講座の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスパンフレットの作成 15,000部 ・企業向けワーク・ライフ・バランス出前講座の実施 (実施回数 2回、参加人数 延べ 86人) 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・企業向けのワーク・ライフ・バランス出前講座の実施回数は昨年度と同数であったが、受講された企業からは好評であった。 ・周知については、商工会議所の協力を得て、商工春秋など広報誌で周知していただいた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座においても継続して実施し、周知については商工会議所にも協力を依頼していく。 	男女共同参画課
8	女性の就業機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ◇ハローワーク、マザーズコーナー四日市等と連携し、求人等の情報提供 ◇労働相談機関の情報提供 ◇関係機関と連携した四日市市求職者資格取得助成金の周知、啓発による資格取得の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週ハローワークが発行する求人情報を入手し、掲示板により全庁に提供するとともに、市ホームページに掲載。また、各地区市民センター、人権プラザ等市民には、紙媒体で提供。 ・対象資格を拡充した求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載するとともに、四日市市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を実施した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週ハローワークが発行する求人情報を入手し、迅速に全庁に提供するとともに、市ホームページに掲載した。また、各地区市民センター、人権プラザ等市民に身近な所属については、紙媒体での提供を行うなど、女性の就業機会の拡充に取り組んだ。 ・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載するとともに、四日市市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク発行の求人情報等について、積極的に入手・提供に取り組む。 ・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちへの掲載や、四日市市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携・啓発により、女性の就業機会の拡充に取り組む。より就職に繋げるため、助成の対象資格の拡充については引き続き、関係機関と連携して検討を進める。 	商工課
		<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク、三重労働局との共催で「知っておきたい!!女性のための働き方セミナー」を実施 (参加人数 50人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク、三重労働局との共催でセミナーを実施し、これから働く女性向けに、社会保険と雇用保険、扶養の範囲、産休と育休などについての講義を行った。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク、三重労働局と調整し、継続して行っていく。 	男女共同参画課	
9	女性の職業能力開発と職域拡大	<ul style="list-style-type: none"> ◇就職セミナーの開催や、関係機関と連携した四日市市求職者資格取得助成金の周知、啓発による資格取得の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・四日市市公共職業安定所や四日市商工会議所と連携して、就職セミナーを開催。 ・対象資格を拡充した求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載し、広く市民に啓発を実施。 ・四日市市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を行うとともに、全庁的に女性の職業能力開発と職域拡大を進めるべく、男女共同参画課をはじめとした庁内の関係所属にも情報提供を実施。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・四日市市公共職業安定所や四日市商工会議所と連携して、就職セミナーを開催し、企業と就職を希望する方のマッチングに取り組んだ。 ・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載し、広く市民に啓発を行った。 ・四日市市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を行うとともに、全庁的に女性の職業能力開発と職域拡大を進めるべく、男女共同参画課をはじめとした庁内の関係所属にも情報提供を行うなど、適切に施策を推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・四日市市公共職業安定所や四日市商工会議所と連携して、就職セミナーを開催し、企業と就職を希望する方のマッチングに取り組む。 ・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちへの掲載や、四日市市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携・啓発により、就業機会の拡充に取り組む。より就職に繋げるため、助成の対象資格の拡充については引き続き、関係機関と連携して検討を進める。 ・四日市市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を行うとともに、全庁的に女性の職業能力開発と職域拡大を進めるべく、男女共同参画課をはじめとした庁内の関係所属にも情報提供を行うなど、施策の推進に取り組む。 	商工課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅱ 社会のあらゆる場における男女共同参画と女性活躍の推進
重点課題3 ワーク・ライフ・バランスの促進

進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
10	女性起業家への支援	◇起業のための情報提供(四日市志創業応援隊の利用促進) ◇四日市市独立開業資金融資等の支援制度の周知、啓発 ◇女性起業家育成支援講座(ウーマン起業塾よっかいち)の開催	・創業に関する相談窓口を設置し、四日市商工会議所をはじめとする四日市志創業応援隊の構成機関と連携を図り、創業のための支援を行った。また、創業のための情報を広報やホームページなどに掲載し、広く周知を図った。 ・独立開業資金等の支援制度について、市内の金融機関等を訪問し、支援制度の周知、啓発を行った。 ・女性起業家育成支援講座を実施した。	A	・チラシの配架や電話相談での案内を行うことで、創業を考えている人が相談窓口としての商工会議所等の利用促進につなげた。 また、独立開業資金等の支援制度について、市内の金融機関を訪問し、支援制度の周知、啓発を図った。 ・女性起業家育成支援講座に31名が参加した。また、公開プレゼンのほか、フォローアップとして企業とのマッチングを行った。	・創業に関する相談窓口を設置し、四日市商工会議所をはじめとする四日市志創業応援隊の構成機関と連携を図り、創業のための支援を行う。また、創業のための情報を広報やホームページなどに掲載し、広く周知を図る。 ・独立開業資金等の支援制度について、情報を市内の金融機関等を訪問し、支援制度の周知、啓発を図る。 ・女性起業家育成支援講座(ウーマン起業塾よっかいち)を開催する。	商工課
		◇起業セミナーの開催 ◇実践の場の提供	・市内で活躍する女性と市長とのパネルディスカッション「トーキングテラス～女性起業家編～」の実施(参加人数 41人) ・チャレンジショップの実施(出店数 8件)	A	・市内で活躍されている女性起業家4名を招き、市長も交えパネルディスカッションを開催した。女性起業家の実体験を聞くなど、「勉強になった」「元気をいただいた」など好評であった。 ・はもりあフェスタ期間中に来店する機会を設け、8件出店した。	・引き続き起業のための講座を開催するとともに、チャレンジショップで出店の機会を作り、集客についても促していく。必要に応じて商工課の女性起業家育成講座を紹介する。 ・チャレンジショップ出店者が減少してきていることから、出店場所、時期など見直しを行う。	男女共同参画課
11	専門知識の習得と能力開発などへの支援及び情報提供	◇母子家庭等自立支援給付事業の実施 ◇パソコン講座等、就労支援のための講座の開催	・自立支援教育訓練給付金10件、高等職業訓練促進給付金9件	A	・高等職業訓練促進給付金の利用者が、当初の見込みを上回ったことから、事業費支出の増となった。	・就労に繋がる資格取得をはじめ、当該事業の対象世帯に対し、積極的に啓発を行いながら自立生活の基盤を築く契機として支援を実施していく。	こども保健福祉課(家庭児童相談室)
		◇パソコンや簿記研修等、専門知識の習得と能力開発など農村女性アドバイザーや女性農業団体の活動への支援	・パソコン簿記研修参加者数:12名	A	・参加者21名中、女性は12名であり、女性の数は昨年度と同じであった。	・引き続き、専門知識の習得や能力開発につながる研修への参加を促し、女性就農者の活動の支援に努める。	農水振興課 農業委員会事務局
12	就労する女性への支援	◇働く女性・働きたい女性のための相談事業の実施	・相談窓口を年間24回開設。(相談件数 43件)	A	・平成29年度に比べ、相談件数は増加した。開設する曜日、時間帯を見直したことが増加に繋がったと思われる。	・平成31年度も昨年度同様の曜日、時間帯に開設し、相談状況を把握しながら、必要に応じて開設日時の検討を行っていく。	男女共同参画課
		◇潜在保育士職場復帰支援事業	・潜在保育士職場復帰支援就職セミナー(研修会)の実施(1回開催 参加人数7人)	B	・保育園勤務のブランクが長い、また保育園での勤務経験が少ない潜在保育士を対象にセミナーを実施して、現場復帰への再チャレンジができるよう支援を行ったが、参加人数が想定を下回った。	・平成31年度も潜在保育士職場復帰支援セミナーを実施するにあたり、参加者が増えるよう日時の検討を行い、より多くの潜在保育士の現場復帰への支援を行っていく。	保育幼稚園課
		◇潜在看護師の人材確保	・カムバック研修の開催を予定していたが、申込者がなかった。	-	・カムバック研修を平成30年10月に開催予定で計画し、広報にて募集を行ったが、申込者がなかった。	・今年度は看護協会と共催し、開催について周知を図るなどして申込者の確保に努める。	市立四日市病院 総務課
13	女性活躍の促進	◇各分野で活躍している女性たちと市長による公開意見交換会を実施及びロールモデルの紹介	・市内で活躍する女性と市長とのパネルディスカッション「トーキングテラス～女性起業家編～」の実施(参加人数 41人)	A	・市内で活躍されている女性起業家4名を招き、市長も交えパネルディスカッションを開催した。女性起業家の実体験を聞くなど、「勉強になった」「元気をいただいた」など好評であった。	・平成31年度は、異なる分野で、活躍されている女性を招き、ロールモデルとして紹介することで、その分野で活躍しようと考えている女性を応援する。	男女共同参画課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅱ 社会のあらゆる場における男女共同参画と女性活躍の推進
重点課題4 地域社会での男女共同参画の推進

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	地域社会づくりを担うリーダーへの女性の就任促進	◇地域の実情を勘案しつつ、女性もPTA会長を担うよう促進	・PTA会長の女性人数 小学校 18人/38校 中学校 10人/22校 (H29 25/60)	A	・就任しやすい雰囲気をつくることで、女性会長が増加した。	・今後も性別によらずPTA会長を担えるよう環境づくりに努める。	社会教育・文化財課
		◇男女がともに地域で活動を持っていけるよう啓発	・自治会長数747人(うち女性37人)	B	・女性自治会長数率は前年と同じだが、人数は1名減(平成29年度38人⇒平成30年度37人)となった。	・引き続き、自治会長への女性登用促進に努める。	市民生活課
		◇地域で活躍する女性リーダーを情報紙等で紹介	・地域で活躍している女性自治会長7人のインタビュー記事を、情報紙はもりにて4回にわたり掲載。	A	・情報紙はもりの全戸閲覧にて、女性自治会長7名の自治会長になられたきっかけや、心がけていること、良かったことなどの記事を掲載し、地域で活躍する女性リーダーを紹介した。	・引き続き、地域で活躍する女性リーダーを情報紙や他のメディアを活用して紹介していく。	男女共同参画課
2	地域活動を担う女性リーダーの育成	◇地域活動を担う女性のリーダーを育成する講座の実施	・地区市民センター講座 ・男女共同参画セミナー 3センター 6回 205人 ・男女共同防災講座 4センター 5回 194人	A	・地区市民センターで、男女共同参画に係る講座や、男女共同参画と関連させた防災講座を実施した。	・引き続き、地域活動を担う女性のリーダーを育成する講座の充実に努める。	地区市民センター(市民生活課)
3	地域活動への積極的な参画を促すための意識・環境づくり	◇川島地区、小山田地区の地域団体と共に男女共同参画の出前講座を実施。	・川島地区、小山田地区の地域団体と共に男女共同参画の出前講座を実施。	A	・地域団体の協力のもと、出前講座を実施し、男女共同参画の視点から夫婦間のコミュニケーションを考えてみたり、チェックシートを用いたりしてワークショップを行った。	・今後も各地域で講座が開催できるよう積極的に出ていき、地域で活躍する市民グループと協働で講座を開催できるよう努めていく。	男女共同参画課
		◇各地区で女性向けエンパワメントの講座や男性の意識を変える講座を市民グループ(団体)等と協働して実施	・地区市民センター講座 ・男女共同料理教室 6センター 6回 115人 ・男性向け料理教室 8センター 21回 274人 ・男女共同参画セミナー 3センター 6回 205人 ・男女共同防災講座 4センター 5回 194人	A	・地区市民センターで防災と男女共同参画についての講座を実施し、地域活動への参画を促すとともに、男女共同参画への意識づけを行った。	・引き続き、各地区で防災講座等を通して参画の必要性を啓発し、地域活動への積極的な参画を促していく。	地区市民センター(市民生活課)
		◇センターだより等で、地域活動への積極的な参画を啓発	・センターだより等で、地域活動の周知を行うとともに、参画を呼び掛けた。	A	・センターだより等で、地域活動の周知を行うとともに、参画を呼び掛けた。	・引き続き、地域活動の周知を行うとともに、参画を呼び掛けていく。	地区市民センター(市民生活課)
		◇地域防災活動に女性の視点が反映される機会づくり	・四日市市防災・減災女性セミナーの実施(12回連続講座) 11名受講のうち10名修了	A	・地域の防災・減災活動に男女共同参画の視点の必要性を学ぶとともに、他講座の男性受講生と接することで地域の防災・減災活動に参加しやすいような顔の見える関係づくりのきっかけになるような様々な講座を行うことができた。	・次年度も継続して講座を開催していく。参加人数が増えるよう努めていきたい。	危機管理室
		・避難所案内プレートの作成	A	・四日市市自治会連合会、四日市市地区防災組織連絡協議会、四日市市国際交流センターと連携して、モデル地区を選定して男女共同参画の視点も取り入れた避難所案内プレートの作成を行った。	・作成した避難所案内プレートの周知とともに、訓練等での活用を促すことで、避難所案内プレートの啓発を行っていく。	危機管理室	
4	男性の子育て参画を通して、様々な地域活動への参画の推進	◇男女がともに地域活動へ参画できるよう、子育てに関する講座等において啓発	・父親の子育てマイスター養成講座において、父親の子育てを通して、男女が共に地域活動に参画することへの啓発を行った。	A	・父親の子育てマイスター養成講座13名の受講者に対し、固定的な性別役割分担意識を払拭し、父親の子育てと地域活動への参画を啓発することで、男女が共に地域活動に参画しやすい環境づくりにつなげることができた。	・引き続き講座を実施し、父親の子育てを通して、男女がともに地域活動へ参画できるような環境づくりを推進していく。	子ども未来課
5	地域で活動する各種ボランティア・NPO等への支援	◇市民活動の場(なや学習センター、市民活動センター)の提供等による支援	・指定管理業務委託	A	・延べ4,589団体、57,402人の利用があった。	・市民活動団体の更なる利用促進に向け、指定管理者と綿密な連絡・調整を行う	市民協働安全課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅱ 社会のあらゆる場における男女共同参画と女性活躍の推進
 重点課題5 国際化に対応した男女共同参画

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	在住外国人女性への支援	◇外国人市民への情報提供 ◇NPOやボランティアの育成や支援 ◇関係機関との連携(男女共同参画センター、NPO、国際交流センター、警察、病院等) ◇外国人市民向けの相談体制の充実	・多文化共生サロンにおけるポルトガル語対応可能な女性職員の配置 1名 ・国際交流センターにおける英語・ポルトガル語対応可能な生活相談担当の職員の配置 3名 ・生活オリエンテーションにおけるポルトガル語対応可能な女性職員の配置 1名 (DV等緊急時の通訳派遣 0件)	A	・多文化共生サロン、国際交流センター等において、母語による情報提供等を行うことができた。	・多言語による情報提供、日本語習得支援、相談事業を通じて外国人女性が日本で生活する上での自立支援を継続して進める。	市民生活課 (多文化共生推進室)
2	在住外国人女性の地域社会への参画促進	◇地域活動への参加促進のための外国人市民リーダーの発掘や養成、ふれあい交流事業や生活講座の実施 ◇共助の理解促進のための防災セミナー等の実施	・地域づくりサポーター養成講座 ・ふれあい、生活講座 ・防災セミナー、防災訓練実施	A	・外国人女性が参加できる各講座、セミナー等により、地域活動への参加を図り、また参画促進を働きかけることが出来た。	・引き続き、講座、セミナー等を実施することで、在住外国人女性の地域社会への参画促進を進める。	市民生活課 (多文化共生推進室)
3	男女共同参画の視点に立った外国人市民との相互理解	◇国際的な男女共同参画に関する情報や学習機会の提供	・「ココが違うヨ?外国人からみた日本の家事・育児」を企画したものの、参加者が集まらず開催中止した。 ・子どもさんかくカレッジにて、外国人講師を招き、海外のお菓子づくりを体験するとともに、男女共同参画を学ぶ講座を開催した。(参加人数13名) ・はもりあフェスタワークショップ「留学生と共に考える男女共同参画」を市民団体と共に開催。 ・情報紙はもりあにてジェンダーギャップ指数の記事を掲載。	B	・海外から移住し日本で生活しているロールモデルから、仕事や家事・育児分野などで感じる疑問をテーマに話してもらい、参加者で意見交換を行うことで、日本の固定的役割分担意識について考える場にしたと考え、講座を企画したものの、参加者が集まらず中止となった。 ・世界から見た日本の状況などについて、情報紙はもりあにて紹介した。	・引き続き、世界の男女共同参画の情報を提供するとともに、男女共同参画の視点を取り入れつつ、海外の文化などに触れたり学べる機会を設けていく。	男女共同参画課

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
(四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画)

1、目標指標と評価

●重点課題1 「DVを許さない意識づくり」

目標指標 「DV及びデートDV防止にかかる講座の受講者数」

平成 25(2013)年度≪基準値≫	—
平成 27(2015)年度≪実績値≫	2,525人
平成 28(2016)年度≪実績値≫	2,910人
平成 29(2017)年度≪実績値≫	1,890人
平成 30(2018)年度≪実績値≫	1,634人
平成 32(2020)年度≪目標値≫	3,000人

指標の設定について：

DV及びデートDVについて、より多くの人々の理解、関心を得、社会の中での認識を広める必要があることから、DV及びデートDV防止のための講座の受講者数を指標とした。目標については、実績を上回る3,000人と設定した。

〔平成30年度の評価〕

平成30年度のDV防止講演会は、テーマを「ステキな恋愛をしてほしい♡～DVする子にも、される子にもしないために～」とし、子どもたちが将来にわたってDVの加害者にも、被害者にもならないよう、保護者や支援者がどう気付き、どのように指導したり、どう対応するのが良いのかを学んでいただく機会とすることを目的とし、参加人数は38人と昨年度よりは増加した。デートDV予防教育出前講座においては、9か所で実施（中学校3校、高校2校、教職員や保護者など4回）したものの、高校や教職員等の実施回数が昨年度より減少したため、受講者数も減少した。引き続き、市民が参加しやすい、関心の引く講演会内容を企画していくとともに、中学、高校への積極的な働きかけが必要である。

●重点課題2 「安心して相談できる体制づくり」

目標指標 「婦人相談員の外部研修派遣回数」

平成 25(2013)年度≪基準値≫	23回
平成 27(2015)年度≪実績値≫	12回
平成 28(2016)年度≪実績値≫	19回
平成 29(2017)年度≪実績値≫	22回
平成 30(2018)年度≪実績値≫	8回
平成 32(2020)年度≪目標値≫	48回

指標の設定について：

婦人相談員の資質向上と情報収集を行うことで、より安心な体制を整えるため、婦人相談員の外部研修派遣回数を指標とした。目標については、4人の婦人相談員がそれぞれ月1回程度外部研修に参加するとして、48回と設定した。

(参考値) H26(2014)年度：10回

〔平成30年度の評価〕

平成30年度の外部研修派遣回数は8回と、昨年度に比べ激減した。これは相談員の欠員期間が生じたこと、また、新人相談員の育成期間も重なったことから、外部研修派遣の機会が得られにくい状況にあった。ここ数年、相談員の入れ替わりが激しいことから、体制を整えることを最優先とし、外部研修に派遣していきたい。研修内容としては、「婦人保護事業」や「関係機関との連携（庁内連携）」、「シェルターにおける支援理念と安全対策の在り方を考える」、「高齢者虐待？それともDV被害？～家庭内の高齢者への暴力状況と課題～」など受講し、相談員間で共有した。また、内部研修であるスーパービジョン研修については、平成29年度の84回から89回に増加し、新人相談員の育成を含め、相談員の技術向上とメンタルケアを図った。

●重点課題3 「被害者等の保護充実と加害者対策」

目標指標 「四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議開催数」

平成 25 (2013) 年度≪基準値≫	1 4 回
平成 27 (2015) 年度≪実績値≫	1 4 回
平成 28 (2016) 年度≪実績値≫	1 4 回
平成 29 (2017) 年度≪実績値≫	1 4 回
平成 30 (2018) 年度≪実績値≫	1 4 回
平成 32 (2020) 年度≪目標値≫	1 4 回以上

指標の設定について：

DV や児童虐待の被害者を保護するにあたっては、多くの関係機関が連携する四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の会議開催数を指標とした。目標については、年間必要とされる開催数以上と設定した。

(参考値) H26(2014)年度：14 回

(注)部会、研修会含む)

〔平成30年度の評価〕

警察・司法関係、保健・医療機関、教育機関、福祉機関、地域団体の 30 団体に構成される四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を、平成 30 年度は下記のとおり実施し、情報共有、意見交換等を行った。

- ・委員会議（各団体の代表者による会議）：2 回
- ・推進委員会議（各団体の担当者による会議）：2 回
- ・部会（各団体の担当者による情報交換等）：8 回
- ・研修会（関係者及び市民向け）：2 回

今後も各関係機関と情報共有、意見交換等を行い、連携して被害者等への支援を行っていく。

●重点課題4 「被害者等の生活安定と自立支援」

目標指標 「自己尊重講座(被害者支援のための講座)の受講者数(累計)」

平成 25 (2013) 年度≪基準値≫	5 4 人 (H24~H25 の累計)
平成 27 (2015) 年度≪実績値≫	2 1 人 (H27 の参加人数)
平成 28 (2016) 年度≪実績値≫	4 8 人 (H27、H28 の累計)
平成 29 (2017) 年度≪実績値≫	7 4 人 (H27~H29 の累計)
平成 30 (2018) 年度≪実績値≫	9 6 人 (H27~H30 の累計)
平成 32 (2020) 年度≪目標値≫	1 8 0 人 (H27~H32 の累計)

指標の設定について：

DV 被害者への自立支援の重要な一つとして精神的サポートを行うため、DV 被害を受けている女性が自分を取り戻し、自分の存在価値を認めることができる機会とする講座(自己尊重講座)の受講者数を指標とした。目標については、実績を上回る毎年 30 人以上、6 年間で 180 人以上が受講することと設定した。
※目標指標は平成 27 年度から対象。

〔平成30年度の評価〕

被害を受けている女性を含め、日常的な生活の中で自分を大切に、自分の思いを出すことが困難な女性が少なくないことから、自己尊重し自分自身を見つめ直す機会とすることを目的とした女性のための自己尊重講座を、平成 30 年度は 5 回連続講座として開催した。定員 30 人のところ 22 人の受講となったが、5 回連続講座にもかかわらず、22 人が最後まで受講することができた。参加者のアンケートからは、満足度が高く好評で、回数が増えたことについても、長すぎたという意見は一つもなく、とても充実していたなどの意見を多くいただいた。

2、平成30年度の主な取り組み状況

●重点課題1 「DVを許さない意識づくり」

施策の方向Ⅰ「DV防止の啓発」

- ①情報紙はもりあの全戸回覧数を1回増やし、年4回回覧し、また、広報よっかいち特集号、準特集、ちゃんねるよっかいちなどを活用し、男女共同参画センターや相談窓口の周知を図ることができた。また、相談窓口を広報よっかいち下旬号や情報紙はもりあ、ホームページに掲載し周知を図るとともに、ショッピングセンターにて相談窓口案内入りのポケットティッシュを配布した。【コード:2】
- ②児童虐待防止等に関する啓発チラシを作成及び関係機関に配布し、虐待防止等に関する意識の醸成を図った。【コード:3】

施策の方向Ⅱ「若年層へのDV予防・人権教育」

- ③産前産後サポート事業により、全ての妊婦の状況を把握し、必要に応じた支援を実施した。また、産後ケア訪問事業により、出産間もない時期に家族等から支援を受けることができない産婦の不安解消に努めた。【コード:6】
- ④進んで自分の意見を主張したり、相手の意見を受け入れる力を育成していく年齢に応じた人権保育、人権教育を実施できた。【コード:7】

●重点課題2 「安心して相談できる体制づくり」

施策の方向Ⅰ「相談体制の充実」

- ⑤平成30年度も引き続き、弁護士、臨床心理士とアドバイザー契約を結び、随時に専門家と相談できる体制を整えた。【コード:2】
- ⑥法律相談、臨床心理士相談をそれぞれ月1回ずつ開催した。早急に法律相談を希望する相談者については、法テラスを紹介するなど対応した。【コード:3】

施策の方向Ⅱ「外国人等情報が届きにくい人への相談体制の充実」

- ⑦県作成の外国語版相談案内カードをセンターに配架するとともに、外国語版広報により、相談窓口の周知を行った。【コード:6】
- ⑧来課時における窓口相談のほか、地域における高齢者の総合相談窓口である在宅介護支援センター、ケアマネージャーなどの介護保険事業者、民生委員や自治会などの関係者に対し、研修や連絡会などの機会を通じて広く配布し、普及啓発に努めた。【コード:6】
- ⑨通訳職員、窓口において外国人市民と関わる職員等が、心構えやスキルを学ぶことができた。【コード:7】

施策の方向Ⅲ「相談員の資質向上と相談員に対する支援」

- ⑩熟練した指導者による相談員への研修回数を、平成29年度の84回から89回に増加した。【コード:9】
- ⑪ネットワーク定期連絡会議を中心に、情報共有をはじめとして関係機関の連携強化に努めた。【コード:10】

施策の方向Ⅳ「苦情受付についての周知」

- ⑫相談に対しての意見や苦情についての申し出先について、面接相談開始時に相談員から相談者へ直接説明を行った。【コード:12】

●重点課題3 「被害者等の保護充実と加害者対策」

施策の方向Ⅰ「被害者の早期発見」

- ⑬ステキな恋愛をしてほしい♡ ～DVする子にも、される子にもしないために～とし、子どもたちが将来にわたってDVの加害者にも、被害者にもならないよう、保護者や支援者がどう気付き、

どのように指導したり、どう対応するのが良いのかを学んでいただく機会とすることを目的に開催した。【コード:1】

施策の方向Ⅱ「緊急時における被害者の安全確保」

⑭子ども 5 人を含む被害者 10 人を、警察や県と連携のもと一時保護を行った。また、DVにより避難してきた被害者に対し、緊急避難のための宿泊費及び食費などの生活費の支援を行った。【コード:3、5】

施策の方向Ⅲ「加害者対策」

⑮国・県等の加害者更正プログラムの調査研究状況の情報収集を行ったものの、新たな情報は得られなかったため引き続き情報収集に努める。【コード:7】

●重点課題4「被害者等の生活安定と自立支援」

施策の方向Ⅰ「生活安定と自立支援」

⑯母子生活支援施設への入所支援により、対象世帯の生活拠点の確保を図るとともに、自立生活に向けた支援を行った。【コード:1】

⑰ハローワーク、三重労働局との共催でセミナーを実施し、これから働く女性向けに、社会保険と雇用保険、扶養の範囲、産休と育休などについての講義を行った。【コード:2】

施策の方向Ⅱ「当事者の子どもに対する支援」

⑱訪問や手続き窓口への同行等を行い、転園や転校に関する必要な支援を行った。【コード:5】

⑲心理的ケアが必要な児童生徒についてはケース会議への情報提供、関係課との情報共有を行った【コード:6】

⑳保護者の養育能力が不十分な場合や、乳幼児の健康等に課題がある場合などに、家庭児童相談室と連携して、保健師等が専門的相談のための訪問を実施した。【コード:7】

㉑子どもの保護に関して、児童相談所等との連携をはじめとする所要の調整を行った。【コード:7】

施策の方向Ⅲ「情報提供・管理の充実強化」

㉒担当課と連携を取りながら、窓口滞在時間の短縮、相談室利用による被害者の心理的負担の軽減及びプライバシー保護に努めた。【コード:8】

㉓DV 被害者に関する照会回答事務への対応については回答の可否を慎重に検討し、情報漏えいを防止するための措置をとった。また DV 被害者本人に対しての問合せは本人確認を徹底した。【コード:9】

施策の方向Ⅳ「長期に及ぶ継続的な支援」

㉔自己尊重講座を平成 30 年度から 5 回連続講座とし、延べ 108 人が参加された。「自分に軸足を置き、ありのままの自分を認める大切さを学んだ。」「自分が決める」ことの重要性を理解した。」など好評であった。【コード:10】

㉕四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との情報共有、課題認識を深めた。【コード:12】

3、事業実施自己評価

※別表「男女共同参画プランよっかいち 2015～2020 後期事業評価表(基本目標Ⅲ)」のとおり

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題1 DVを許さない意識づくり

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	男女共同参画の理念やジェンダー、DVについての正しい理解の促進 (再掲 基本目標1-(1)-①)	◇DV防止講演会の開催 ◇講演会、映画祭、シンポジウム等の開催 ◇市民グループ(団体)との協働による講座の開催 ◇情報紙はもりあの発行	・さんかくカレッジ(市民企画含む)9企画25講座実施(参加人数 延べ369人) ・市内で活躍する女性と市長とのパネルディスカッション「トーキングテラス～女性起業家編～」(参加人数 41人) ・映画上映 1回(参加人数 251人) ・DV防止講演会 1回(参加人数 38人) ・情報紙はもりあ 12回発行(送付先 約400件)	B	・平成30年度のさんかくカレッジでは、人生100年時代や子育て中のリフレッシュ、自己尊重や家族での家事共有、介護などの様々な分野で講座を開催し、男女共同参画についての理解を進めた。平成29年度に比べ、4講座多く実施し、参加人数も142人増加した。 ・毎月発行する情報紙はもりあに、国や市の取り組みや身近な視点からの記事を掲載することや、全戸回覧を年4回実施し、男女共同参画の理解を促し進められた。	・これまでは、ほとんどの講座を男女共同参画センター又は本町プラザにて開催していたが、駐車場が無くなったことも考慮し、男女共同参画センター以外の場所での開催や地域での開催を検討する。	男女共同参画課
2	男女共同参画推進の拠点である男女共同参画センター及び相談窓口の周知 (再掲 基本目標1-(1)-④)	◇市広報、ホームページ、情報紙はもりあ等での広報 ◇パンフレット、相談窓口案内カードの配布 ◇街頭啓発の実施 ◇はもりあホームページの充実	・情報紙はもりあ 12回発行(送付先 約400件) ・ホームページによる情報提供(アクセス数 43,643件) ・DV予防啓発パンフレットの配布(出前講座実施校等7カ所ほか) ・ショッピングセンターにて相談窓口案内入りのポケットティッシュを配布 500枚	A	・情報紙はもりあ全戸回覧数を1回増やし、年4回回覧し、また、広報よっかいち特集号、準特集、ちゃんねるよっかいちなどを活用し、男女共同参画センターや相談窓口の周知を図ることができた。 ・相談窓口については、広報よっかいち下旬号や情報紙はもりあ、ホームページに掲載し周知を図るとともに、ショッピングセンターにて相談窓口案内入りのポケットティッシュを配布することができた。	・市広報、ホームページ、情報紙などはじめ、街頭などでの啓発も引き続き行っていく。しかし、DV相談窓口であることの周知については、加害者になるべく知られないよう注意して行っていく。	男女共同参画課
		◇市広報やホームページ等での周知	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知を行った。	A	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知を行った。	・引き続き周知に努めていく。	市民生活課
3	DVが子どもに与える影響についての理解促進 (再掲 基本目標1-(1)-⑤)	◇出前講座の実施	・デートDV予防教育出前講座 9カ所で実施(中学校3校、高校2校、教職員や保護者など4回、参加人数 延べ 1,596人)	B	・中学校547人、高校715人、教職員や保護者等334人がデートDVやDVIについて学んだ。高校や教職員等の実施回数が昨年度より減少したため、受講者数も減少した。(29年度1,752人)	・中学校、高校など全体的に平成29年度に比べ、実施校数が減少したことから、未実施の中学校を中心に積極的に働きかけを行っていく。	男女共同参画課
			・子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議として9回実施	A	・虐待をテーマとした実状の説明や、通告の啓発を行った。	・児童養護など他の内容に関する講座依頼があった際にも、当該テーマに係る啓発を引き続き積極的に行っていく。	子ども保健福祉課 (家庭児童相談室)
		◇DVIに関する啓発パンフレットの配布	・DV予防啓発パンフレットの配布(出前講座実施校等4カ所、人権フェスタほか)	A	・デートDV予防教育出前講座のすべての受講者に対し、講座終了後もふりかえりができるようパンフレットを配布した。また、人権フェスタの展示ブースにてパンフレットの内容をパネル展示した。	・啓発パンフレットを配架するほか、出前講座等印象に残りやすい機会をとらえて、配布するよう努めていく。	男女共同参画課
		◇啓発パンフレット等の作成、配布を通じ、子どもの目でのDVが児童虐待にあたることを啓発	・児童虐待防止等に関する啓発チラシを作成し、配布した。915部	A	・啓発チラシを関係機関に配布し、虐待防止等に関する意識の醸成を図った。	・今後も、児童虐待防止等に関する媒体を活用し、地道に啓発活動に取り組んでいく。	子ども保健福祉課 (家庭児童相談室)
		◇保育園・幼稚園・こども園の保護者会を通じ、保護者向け講座等の実施	・保護者会などを通じて、暴力(DV)防止の啓発を行い、暴力(DV)防止の意識を高めていくことができた。	B	・概ね各園において、人権講座等を実施し、保護者に対し、DV防止の啓発を行い理解を深める機会を持つことができた。	・保護者への理解を深めるため、引き続き各園において保護者会や講演会を通じてDV防止の啓発に努めていく。	保育幼稚園課
		◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・家庭教育講座実施校・園数 50 うち、親子の関わりに関する講座 9	A	・家庭教育に関する保護者の理解を深めるための事業を各校・園へ委託し、親子の関わりに関する講座が9校・園で実施された。	・過去に講座を開催した講師の情報提供を行い、引き続き家庭教育講座でさまざまな講座を実施するよう努める。	子ども未来課 (青少年育成室)

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題1 DVを許さない意識づくり

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
4	デートDVなどの暴力防止のための教育の推進 (再掲 基本目標1-(2)-③)	◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・家庭教育講座実施校・園数 50 うち、命を大切にするための講座 2	A	・家庭教育に関する保護者の理解を深めるための事業を各校・園へ委託し、命を大切にするための講座が2校で実施された。	・過去に講座を開催した講師の情報提供を行い、引き続き家庭教育講座でさまざまな講座を実施するよう努める。	子ども未来課 (青少年育成室)
			・DVに特化した学習会の依頼はなかったが、PTA保護者学習会等の中で、男女共同参画の視点をもった内容をとり入れて話をした。	A	・DVに特化した依頼はなく、詳しく話をすることはできなかったが、PTA保護者学習会等の中で、命の大切さについて考える内容をとり入れて話をすることができた。	・PTA等の保護者からの依頼がある場合、DVが子どもに与える影響について考える機会をもつ。また、その他の人権にかかわる学習会でも、子どもが安心して過ごすことのできる環境づくりの視点を話題にしたい。	人権・同和教育課
		◇中学、高校、大学等での教職員も含めたデートDV予防出前講座の実施 ◇デートDV防止パンフレットの配布	・デートDV予防教育出前講座 9か所で実施(中学校3校、高校2校、教職員や保護者など4回、参加人数 延べ 1,596人) ・DV予防啓発パンフレットの配布(出前講座実施校等4カ所、人権フェスタほか)	B	・中学校547人、高校715人、教職員や保護者等334人がデートDVやDVIについて学んだ。高校や教職員等の実施回数が昨年度より減少したため、受講者数も減少した。(29年度1,752人)	・中学校、高校など全体的に平成29年度に比べ、実施校数が減少したことから、未実施の中学校を中心に積極的に働きかけを行っていく。	男女共同参画課
5	あらゆる暴力を許さない意識の啓発 (再掲 基本目標1-(2)-④)	◇保育園、幼稚園、こども園、小学校等への人権・ジェンダーの視点を養うための出前講座の実施	・男女平等教育出前講座 30か所で実施(保育園13園、幼稚園2園、小学校13校、学童保育所2カ所 参加人数 延べ 2,028人)	A	・幼稚園・保育園834人、小学校874人、保護者等1,127人が男女平等、自己尊重について学んだ。平成29年度に比べ、参加人数及び実施校数が増加した。(H29 27か所、1,915人)	・平成29年度に比べ、実施校数及び参加人数は増加しており、若年層への教育は有効であることから、実施校数がさらに増えるよう引き続き人権擁護委員及び市民グループとの協力のもと実施していく。	男女共同参画課
		◇人権・ジェンダーに敏感な視点を養うための子ども向け出前講座の実施	・出前講座の実施 19回、1064人	A	・今年度も保育園、幼稚園、学童保育所から多くの依頼があり、相手を思いやる大切さ、命の大切さなどの人権啓発を行うことができた。	・来年度も保育園、幼稚園、学童保育所などに周知を行う。	人権センター
6	命の尊厳と妊娠・出産・避妊に関する権利・責任についての啓発 (再掲 基本目標1-(2)-⑤)	◇性に関する相談の実施	・女性のための相談、男性のための電話相談にて実施(相談件数 17件)	A	・通常的女性のための相談、男性のための電話相談の中で相談を受けており、平成30年度は17件の相談を受けた。	・引き続き相談を受けていくとともに、相談を受ける中で、必要に応じて、みえ性暴力被害者支援センターよりこの紹介、または連携を行っていく。	男女共同参画課
		◇性教育の実施(HIV、性感染症予防を含む) ◇教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続 ◇保健所等、関係機関と共同して出前授業の募集を全中学校へかける	・性教育の実施(HIV、性感染症予防を含む) ・教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続。 ・性感染症出前講座として、四日市市保健予防課と共同して中学校から2校の生徒保護者対象に行った。	A	・各校において、学習指導要領に基づき、性教育を実施することができた。また出前講座を2校で実施することができたため。	・今後も学習指導要領に基づいて指導を続けていく。出前講座については、中学校では生徒対象。小学校では保護者対象として、呼びかけをしていく。理由は、小学校においては、インフルエンザ等の感染症予防の観点が強くなるためである。	指導課
		◇保健師や助産師による妊産婦訪問指導の実施 ◇妊産婦または乳幼児の保護者を対象とした電話相談の実施	・産前産後サポート事業の実施(産前382件、産後127件、計509件) ・妊産婦訪問指導 延べ1,298件 ・妊産婦電話相談 延べ1,315件 ・産後ケア訪問事業(15人、延べ45件)	A	・産前産後サポート事業により、全ての妊婦の状況を把握し、必要に応じた支援を実施した。 ・産後ケア訪問事業により、出産間もない時期に家族等から支援を受けることができない産婦の不安解消に努めた。	・引き続き妊娠中から出産後まで、継続した見守りを実施するとともに、支援が必要な妊産婦を把握した段階で、速やかに対応方針を決定し、状況に応じた支援を提供する。	子ども保健福祉課
		◇「青少年と家庭の悩み相談」事業の実施	・相談実績 29件 うち、命の尊厳、出産、避妊等に関する相談なし	-	・青少年の悩み相談について、電話・面接による本人や保護者からの相談に対応した。	・引き続き同様の事業を進めていく。また、相談の内容に応じて各関係機関とも情報共有や連携を図るよう努める。	子ども未来課 (青少年育成室)

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題1 DVを許さない意識づくり

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
7	自尊感情を育てる教育の推進 (再掲 基本目標1-(2)-⑥)	◇保育園・幼稚園・こども園における人権保育・人権教育の中での取り組みの推進	・進んで自分の意見を主張したり、相手の意見を受け入れる力を育成するため、園児に対して、年齢に応じたねらいにより、人権保育、人権教育を実施した。	A	・園児に対し、進んで自分の意見を主張したり、相手の意見を受け入れる力を育成していく年齢に応じた人権保育、人権教育を実施できた。	・引き続き年齢に応じた人権保育、人権教育を実施し、自尊感情を育てる保育を推進していく。	保育幼稚園課
		◇各校における道徳の時間を中心とした自尊感情を育む教育の推進	・全ての学校で、「わたしたちの道徳(文科省)」を活用し、自尊感情を育む授業実践を行った。	A	・小中学校における道徳教育の中で、私たちの道徳を活用し、自尊感情を育む授業実践をすることができたため。	・今後も子どもたちの実態に応じた教育内容を工夫した授業実践を進めていくことができるよう、働きかけていく。	指導課
		◇啓発パンフレット等を活用した家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・デートDVに特化した学習会の依頼はなかったが、保護者学習会等の中で、男女共同参画の視点をもった内容を探り入れて話をした。	A	・デートDVに特化した学習会の依頼はなかったため、詳しく話をすることはできなかったが、保護者学習会等の中で、男女共同参画の視点をもった内容をとり入れて話をすることができた。	・今年度も学校を通して保護者などから出前講座等の依頼がある場合、講座を実施し、その他の人権にかかわる講座の中でも折にふれ、話題に盛り込んでいく。	人権・同和教育課
		◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・家庭教育講座実施校・園数 50 うち、命の尊厳や自尊感情を育てる講座 6	A	・家庭教育に関する保護者の理解を深めるための事業を各校・園へ委託し、命の尊厳等の講座が6校・園で実施された。	・過去に講座を開催した講師の情報提供を行い、引き続き家庭教育講座でさまざまな講座を実施するよう努める。	子ども未来課 (青少年育成室)
8	青少年の健全育成を阻害する環境の改善 (再掲 基本目標1-(2)-⑦)	◇インターネット被害防止等啓発パンフレット等の作成、配布 ◇出前講座(e-ネット安心講座)の実施	・啓発リーフレットを作成し、学校園を通じて5歳児から15歳の子どもに配付した。配布数33,300枚 ・出前講座 開催数42回	A	・啓発リーフレットを作成し、子どもやその保護者に対し、啓発活動を行うことができた。 ・各学校園・地域や子育て支援センターに出向き、ネット啓発出前講座を行い、ネットの怖さなどをすべての年代の方に啓発することができた。	・引き続き同様の事業を進めていく。また、ネット機器を利用する世代が低年齢化しているため、その保護者へも正しく安全にネット機器利用を理解してもらえよう健康診断時にもリーフレットを置くなど啓発活動を行う。	子ども未来課 (青少年育成室)

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題2 安心して相談できる体制づくり

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 - 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	早い段階で気軽に相談を受けられるような広報の工夫や相談窓口づくり	◇市の広報媒体での情報提供の他、民間のメディアの活用を進める ◇相談カードの女性用トイレ等への設置の拡大	・ショッピングセンターにて相談窓口案内入りのポケットティッシュを配布 500枚	A	・四日市北警察及び人権擁護委員の協力のもと、女性客の多いショッピングセンターの出入口にて、相談窓口案内入りのポケットティッシュを配り、啓発を行い、予定数すべてを配布することができた。	・引き続き女性が多く来るショッピングセンターなどの施設にて、客層の多い時間帯、曜日などに配布日を設定し、多くの人に啓発できるよう努める。	男女共同参画課
		◇市の広報媒体での情報提供を進める	・広報よっかいち下旬号に、相談窓口の情報を掲載	A	・毎月下旬号に相談窓口情報を掲載した。	・引き続き掲載を行い、相談窓口の周知を行う。	人権センター
2	相談体制の充実	◇女性相談員の相談の充実 ◇男性向け相談の実施	・女性のための相談件数 3,565件 ・夜間電話相談毎週水曜日実施 31件 ・男性電話相談11回開催 相談件数 10件	A	・平成30年度も引き続き、弁護士、臨床心理士とアドバイザー契約を結び、随時に専門家と相談できる体制を整えた。 ・男性電話相談については、相談員の体調不良によりやむなく中止となった回があった。また、相談件数は平成29年度に比べ減少した。	・引き続き、弁護士、臨床心理士とアドバイザー契約を結び、随時に専門家と相談できる体制を整える。 ・男性電話相談については、相談件数が増えるよう周知に努める。	男女共同参画課
3	専門家による相談の充実	◇弁護士による法律相談の実施 ◇臨床心理士による相談の実施	・女性の弁護士による弁護士相談 延べ50人 ・女性の臨床心理士相談 延べ42人	A	・法律相談、臨床心理士相談をそれぞれ月1回ずつ開催した。早急に法律相談を希望する相談者については、法テラスを紹介するなど対応した。	・相談の中で、法律相談、臨床心理士相談が必要な人には専門相談へと繋いでいく。また、専門家と相談内容について情報共有を行っていく。	男女共同参画課
		◇精神科医師等による精神保健相談の実施	・精神科医師の相談 延77件 ・精神保健福祉士の相談 延276件	A	・相談事業をきめ細かく周知した結果、相談件数は増加した	・引き続き、相談事業の周知を図る	保健予防課
4	ネットワーク会議への参画等、関係機関との連携の強化	◇県内のDV相談担当部署、施設との連携 ◇四日市地域DV防止会議への参加 ◇子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 12回開催(委員会2回、推進委員会2回、部会8回) ・婦人保護主管係会議出席 ・婦人相談員連絡協議会出席 ・四日市地域DV防止会議出席 ・人権にかかるとの相談ネットワーク連絡会出席	A	・婦人相談員連絡協議会、四日市地域DV防止会議など各種ネットワーク会議に参加し、関係機関との顔の見える関係づくりに努めた。	・引き続き、関係機関とスムーズに連携が取れるよう、顔の見える関係づくりに努める。	男女共同参画課
		◇子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実 ◇県内のDV相談担当部署、施設との連携	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議12回開催(委員会2回、推進委員会2回、部会8回)	A	・ネットワーク定期連絡会議を中心に、情報共有をはじめとして関係機関の連携強化に努めた。	・引き続き、ネットワークを活用した関係機関との情報共有を図るとともに、DV担当部署や関係施設との連携を進めていく。	子ども保健福祉課 (家庭児童相談室)
		◇人権にかかるとの相談ネットワーク連絡会の充実	・相談ネットワーク連絡会 4回	A	・連絡会では、より適切な窓口対応ができるように窓口情報を共有したり、相談員間の連携を図った。	・引き続き連絡会を実施し、相談員間の連携を図る。	人権センター
5	健康相談・情報提供の充実	◇成人健康相談の実施	・成人健康相談: 2,492 件	A	・相談内容に応じて関係機関と連携を図り、適切な対応ができた。	・引き続き、健康相談を実施(来所相談・電話相談)	健康づくり課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題2 安心して相談できる体制づくり

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
6	外国人、障害者、高齢者等への情報提供、相談体制の充実	◇外国語版の相談機関一覧等の配布 ◇外国語版広報よっかいちによる周知	・外国語版相談窓口案内カード(5か国語)の配布 ・外国語版広報よっかいちによる周知 1回	A	・県作成の外国語版相談案内カードをセンターに配架するとともに、外国語版広報により、相談窓口の周知を行った。(平成30年度外国人相談実人数 13人)	・引き続き、外国語版相談案内カード、外国語版広報よっかいちにて、相談窓口の周知を図っていく。 ・ポルトガル語、スペイン語については多文化共生推進室と、タガログ語などについては三重県国際交流財団等他の関係機関と連携を取っていく。	男女共同参画課
		◇相談時の外国語通訳、手話通訳・要約筆記者の派遣	・多文化共生推進室におけるポルトガル語・スペイン語対応可能な職員の配置 各1名 ・多文化共生サロンにおけるポルトガル語対応可能な職員の配置 1名 ・国際交流センターにおける英語・ポルトガル語対応可能な職員の配置 3名 ・生活オリエンテーションにおけるポルトガル語対応可能な職員の配置 1名	A	・市役所内各関係部署、多文化共生サロン、国際交流センター、生活オリエンテーションにおいて、外国人市民が訪れた際の相談対応及び、通訳対応・派遣を行うことができた。	・引き続き、外国人市民への情報提供、相談体制の充実を図っていく。	市民生活課 (多文化共生推進室)
		◇高齢者に関する総合相談機関一覧等の作成、配布	・実績なし(該当者なしのため)	-	・配偶者からの暴力等による相談があった際、手話通訳・要約筆記者の派遣を行う。平成30年度は該当者なし。	・今後も必要に応じて手話通訳・要約筆記者の派遣を継続して行う。	障害福祉課
		◇高齢者に関する総合相談機関一覧等の作成、配布	・介護保険や高齢福祉サービス、相談窓口の案内をまとめた冊子として「高齢者施策に関するパンフレット」を作成し、窓口相談時や関係者向けに配布を行った。	A	・来課時における窓口相談のほか、地域における高齢者の総合相談窓口である在宅介護支援センター、ケアマネージャーなどの介護保険事業者、民生委員や自治会などの関係者に対し、研修や連絡会などの機会を通じて広く配布し、普及啓発に努めた。	・案内冊子をさらに使いやすい内容にするための見直しを行うとともに、引き続き広く関係者向けに配布し、普及啓発に努める。	介護保険課
7	関係者への情報提供、連携強化	◇関係職員に対する研修の実施	・DV防止講演会開催 1回 参加者数 38名	A	・市民及び関係職員向けの講演会を実施。テーマを「ステキな恋愛をしてほしい♡～DVする子にも、される子にもしないために～」とし、子どもたちが将来にわたってDVの被害者にも、被害者にもならないよう、保護者や支援者がどう気付き、どのように指導したり、どう対応するのが良いのかを学んでいただく機会とすることを目的とした。アンケートから、「自分の子どもたちに上手に伝えていけるといいと思った。」などの感想があった。	・周知先を増やしたり、テーマを分かりやすくしたりしているものの、市民のDVへの関心が低いため参加者が伸び悩んでいる。講演会の内容を市民が参加しやすい形に変えるよう検討する。	男女共同参画課
		◇国際交流センター、多文化共生サロン、介護事業者、障害福祉サービス事業者等へのDV及び相談窓口についての研修の実施	・通訳職員研修、窓口対応職員向け研修の実施	A	・通訳職員、窓口において外国人市民と関わる職員等が、心構えやスキルを学ぶことができた。	・引き続き、通訳職員、窓口対応職員向けの研修を実施することで、様々なケースに対応できるよう、通訳・窓口対応能力の向上を図っていく。	市民生活課 (多文化共生推進室)
		◇国際交流センター、多文化共生サロン、介護事業者、障害福祉サービス事業者等へのDV及び相談窓口についての研修の実施	・障害者の生活支援部会などの際に周知を行った。 ・福祉関係者、警察、司法関係者などの関係機関で構成される、「高齢者みまもりネットワーク会議」を開催し、DV(高齢者虐待)に関する情報共有と連携体制の確認を行った。	A	・「高齢者みまもりネットワーク会議」などの定例会を通じて、連携体制の確認と現状に関する情報共有をすることができた。	・今後も定例会や連絡会を通じ、関係者への周知と連携強化に努める。	障害福祉課 高齢福祉課
8	NPOやボランティアの育成や支援	◇市民活動の場(なや学習センター、市民活動センター)の提供等による支援	・指定管理業務委託	A	・年間37件の市民活動に関する相談を行った	・市民活動団体の更なる利用促進に向け、指定管理者と綿密な連絡・調整を行う	市民協働安全課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題2 安心して相談できる体制づくり

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
9	相談員に対する指導・助言の充実	◇熟練した指導者による相談員に対する指導、助言の実施	・スーパービジョン研修の実施 89回 ・弁護士及び臨床心理士とのアドバイザー契約を締結	A	・熟練した指導者による相談員への研修回数を、平成29年度の84回から89回に増加した。 ・平成30年度も引き続き、弁護士、臨床心理士とアドバイザー契約を結び、随時に専門家と相談できる体制を整えた。	・相談員の資質向上とメンタルケアのため、スーパービジョン研修を充実させていく。 ・引き続き、弁護士、臨床心理士とアドバイザー契約を結び、随時に専門家と相談できる体制を整える。	男女共同参画課
10	庁内・外の組織的な連携体制の強化	◇子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議12回開催(委員会2回、推進委員会2回、部会8回)	B	・ネットワーク定期連絡会議を中心に、情報共有をはじめとして関係機関の連携強化に努めた。	・引き続き、ネットワークを活用した関係機関との情報共有を図るとともに、DV担当部署や関係施設との連携を進めていく。	子ども保健福祉課(家庭児童相談室)
			・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 12回開催(委員会2回、推進委員会2回、部会8回)	A	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との情報共有、課題認識を深めた。	・引き続き、関係機関とスムーズに連携が取れるよう、顔の見える関係づくりに努める。	男女共同参画課
		◇県婦人相談連絡協議会への参画	・県、全国婦人相談連絡協議会へ出席(研修含む) 2回	A	・県、全国の婦人相談連絡会に参加し、情報共有、顔の見える関係づくりを行った。	・引き続き、婦人相談連絡協議会に参加し、資質向上及び情報共有等を図る。	男女共同参画課
		◇人権にかかる相談ネットワーク連絡会の充実	・相談ネットワーク連絡会 4回	A	・連絡会では、より適切な窓口対応ができるように窓口情報を共有したり、相談員間の連携を図った。	・引き続き連絡会を実施し、相談員間の連携を図る。	人権センター
11	研修の充実	◇相談員の資質向上のための外部研修派遣	・外部研修への派遣 8回	B	・平成30年度は、外部研修に8回派遣し、概ね実施することができた。	・相談員の資質向上のため、内部研修だけでは得られない知識もあることから、積極的に外部研修に派遣する。	男女共同参画課
			・外部研修への派遣 5回	A	・事例検討等の研修会に参加し、相談員資質の向上に繋げることができた。	・今後も、具体的事例をはじめとするケース検討を主とした研修の場を積極的に活用し、相談員の資質の向上を図っていく。	子ども保健福祉課(家庭児童相談室)
		◇人権相談体制強化事業の実施	・弁護士による法律学習会 ・公開講座	A	・相談員の資質向上につなげた。	・相談業務に携わる職員や相談員の資質向上に役立つ講座を引き続き実施していく。	人権センター
12	苦情相談窓口の周知	◇相談者に対し、相談により二次被害を受けた場合に相談できる苦情窓口の説明を図る	・婦人相談員から面接相談時に、相談者へ直接説明を行った。	A	・相談に対しての意見や苦情についての申し出先について、面接相談開始時に相談員からボードを用いて説明を行った。	・引き続き、面接相談開始時に苦情窓口の案内を行う。	男女共同参画課
13	人権相談や国・県の相談窓口等の周知による、多元的な相談・苦情受付体制の周知	◇国・県・市、及び民間の相談機関等人権に関わる相談機関の一覧の作成及び周知	・相談窓口状況を作成	A	・相談窓口情報を作成し、関係機関へ配布し、周知をお願いした。	・引き続き相談窓口情報を作成し、関係機関へ周知を依頼し、相談時に活用する	人権センター

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題3 被害者等の保護充実と加害者対策

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	関係者の研修と連携体制の充実(医療関係者、警察、消防(救急)、民生委員・児童委員等の地域住民、児童相談窓口、介護事業者、障害福祉サービス事業者、病院や保健所等の保健関係者、保育園・幼稚園・こども園・学校等の保育・教育関係者、電気・ガス・水道等のライフライン事業者や配達事業者など)	◇関係者へのDV被害者対応についての情報提供、研修の実施	・DV防止講演会開催 1回 参加者数 38名 ・職員階層別研修にて実施(新採)	A	・市民及び関係職員向けの講演会を実施。テーマを「ステキな恋愛をしてほしい♡～DVする子にも、される子にもしないために～」とし、子どもたちが将来にわたってDVの加害者にも、被害者にもならないよう、保護者や支援者がどう気付き、どのように指導したり、どう対応するのが良いのかを学んでいただく機会とすることを目的とした。 ・職員研修所主催の職員研修において、DVについての研修を実施した。	・周知先を増やしたり、テーマを分かりやすくしたりしているものの、市民のDVへの関心が低いため参加者が伸び悩んでいる。講演会の内容を市民が参加しやすい形に変えるよう検討する。 ・職員研修において、職員として身に付けておくべきDVに関する情報を伝えていく。	男女共同参画課
			・DV防止講演会開催 1回 参加者数 38名	A	・男女共同参画課主催事業への連携を図ることができた。	・引き続き、男女共同参画課と共に市民の参加しやすい講演会の開催に取り組んでいく。	こども保健福祉課(家庭児童相談室)
		◇子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 12回開催(委員会2回、推進委員会2回、部会8回)	A	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との情報共有、課題認識を深めた。	・引き続き、関係機関とスムーズに連携が取れるよう、顔の見える関係づくりに努める。	男女共同参画課
			・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議12回開催(委員会2回、推進委員会2回、部会8回)	A	・ネットワーク定期連絡会議を中心に、情報共有をはじめとして関係機関の連携強化に努めた。	・引き続き、ネットワークを活用した関係機関との情報共有を図るとともに、DV担当部署や関係施設との連携を進めていく。	こども保健福祉課(家庭児童相談室)
		◇日常的な見守りによるDV被害の早期発見や情報の共有化	・園にて、園児あるいはその保護者に対して日常的な見守りを実施していくとともに、緊急時に備え各園との連携を図ることができた。	A	・各園との情報交換を図りながら連携を強化し、DV被害の早期発見に努めることができた。	・引き続き、各園との情報交換できる体制をとり連携を強化し、DV被害の早期発見に努めていくよう努めていく。	保育幼稚園課
			・青少年育成室の電話相談 実績なし ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 参加 2回 ・人権にかかわる相談ネットワーク会議 参加 1回	A	・事例はなかったが、相談電話は開設していた。ネットワーク会議に参加し、事例があった場合の連携をとれる態勢はとっていた。	・相談電話に相談があれば、関係機関との情報共有及び連携に努める。また、研修への積極的な参加に努める。	こども未来課(青少年育成室)
			・民生委員等から連絡があった場合は相談内容に応じて関係機関と連携して対応する体制を整えた。	A	・民生委員と連携して、必要な場合は迅速に関係機関と連携して対応する体制を整えた。	・今後も、引き続き民生委員等との必要な連携をとりながら対応を行っていく。また、必要な情報があれば提供していく。	健康福祉課
			・相談支援事業所、通所事業所、居宅介護事業所など、関係者と連携をとり、情報を共有することで随時必要な支援を行った。	A	・福祉サービス事業所などの関係者と連携をとり、当事者が必要とする時に支援することができた。	・今後も自立支援協議会に参加する福祉サービス事業所などの関係者と連携をとり、DV被害の早期発見のため、必要な支援を継続していく。	障害福祉課
			・福祉関係者、警察、司法関係者などの関係機関で構成される、「高齢者みまもりネットワーク会議」を開催し、DV(高齢者虐待)に関する情報共有と連携体制の確認を行った。	A	・「高齢者みまもりネットワーク会議」などの定例会を通じ、連携体制の確認と現状に関する情報共有をすることができた。	・今後も定例会や連絡会を通じ、関係者への周知と連携強化に努める。	高齢福祉課
			・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携して対応を行った。	A	・情報入手の際は、迅速に関係機関と連携して対応している。	・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携し、迅速な対応を行う。	保護課
			・関係機関と連携し対応した	A	・相談内容に応じて、関係機関との迅速な連携を図った	・引き続き、関係機関と連携し対応する	保健予防課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題3 被害者等の保護充実と加害者対策

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	関係者の研修と連携体制の充実(医療関係者、警察、消防(救急)、民生委員・児童委員等の地域住民、児童相談窓口、介護事業者、障害福祉サービス事業者、病院や保健所等の保健関係者、保育園・幼稚園・こども園・学校等の保育・教育関係者、電気・ガス・水道等のライフライン事業者や配達事業者など)	◇日常的な見守りによるDV被害の早期発見や情報の共有化	・毎月の生徒指導月別問題行動報告において、学校での状況をつかみ、関係機関との連携を図った。	A	・毎月の生徒指導月別問題行動報告や子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議での実情をもとに、学校や関係機関との連携を行うことができたため。	・今後も継続し、学校及び関係機関との連携を図っていく。	指導課
			・児童、生徒やその保護者との教育相談を行うなか、早期発見に努め、必要に応じて情報共有を行った	A	・児童、生徒やその保護者との教育相談で、疑われるケースについては関係機関と情報共有を行った	・継続して関係機関と迅速な連携を図る	教育支援課
			・学びの一体化等の話し合いの場などを通して、子どもの情報を共有することができた。	A	・学びの一体化研修会の要請訪問等の機会に保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校との連携を図り、子どもの情報を共有することができた。	・今年度も保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校との連携を図り、子どもの情報を共有しDVの早期発見に努める。	人権・同和教育課
			・救急隊活動基準に基づき対応した。また、新たに救急隊員となる職員に対して救急隊活動基準に基づく研修を実施した。	A	・救急隊活動基準に基づき適切に対応している。	・引き続き、救急隊活動基準に基づき傷病者に対し適切に対応していく。	消防本部
2	相談施設の安全管理	◇警察との連携強化 ◇職員体制の充実	・国が作成した加害者対応マニュアルを活用 ・警察との情報共有がしっかりと図られ、連携することができた。	A	・必要時には国が作成した加害者対応マニュアルを活用する。 ・警察とは、顔の見える関係をつくり、情報共有、連携を取ることができた。	・国の作成したマニュアルを男女共同参画センター職員が熟知するとともに、実際に合わせ修正していく。 ・引き続き、警察との連携強化に努める。	男女共同参画課
3	緊急時における一時避難場所の確保	◇緊急避難支援事業による一時避難所の提供	・緊急避難支援事業の実施 1件	A	・DVにより避難してきた被害者に対し、緊急避難のための宿泊費及び食費などの生活費の支援を行った。	・引き続き、DVにより着の身着のまま逃げてきた被害者に対し、必要に応じて支援を行えるよう体制を整える。	男女共同参画課
4	被害者に対する心理的ケアの充実	◇臨床心理士相談の実施	・女性の臨床心理士による相談の実施 延べ42件	A	・当面のDV被害からは逃れてはいるものの、DVの影響により心理的ケアを必要とする被害者に対し、専門家による相談を実施した。	・相談員と臨床心理士との連携のもと、被害者に対する心理的ケアを実施していく。	男女共同参画課
5	関係機関との連携による迅速な支援(一時保護・施設入所など)	◇県内関連施設(児童、高齢者、障害者のための施設を含む)及び市福祉事務所・保健所との連携による一時避難施設への入所	・一時保護件数 5件 10人	A	・子ども5人を含む被害者10人を、警察や県と連携のもと一時保護を行った。	・被害者本人の意思を十分に確認しながら、必要に応じて関係機関との連携のもと支援を行う。	男女共同参画課
			・一時保護施設への避難支援 3件	A	・男女共同参画課の実施する一時保護施設への入所について、警察、県など関係機関との連携により対応を図った。	・一時保護に係る迅速対応に向けて、必要な支援を実施していく。	こども保健福祉課(家庭児童相談室)
			・実績なし(該当者がいなかったため)	-	・平成30年度該当者なし。(ただし、虐待事案に係るやむを得ない措置により緊急対応を行ったことはあり。)	・緊急時の一時保護、施設入所が必要な事案が発生した場合には、関係期間と連携をとり、迅速な支援を行う。	障害福祉課
			・養護老人ホームへの入所措置件数:延2,026人 ・養護老人ホームへの短期入所件数:延403人 ・特別養護老人ホームへの入所措置件数:延215人 ・その他短期入所施設への入所措置件数:延5人	A	・近年、介護疲れや経済的理由による高齢者虐待が増加しているが、相談窓口機関や警察などの関係機関と連携して、緊急対応を含めた迅速な対応を行ったことで、被害高齢者の保護に努めることができた。	・緊急一時保護を要する事例が増加する傾向が見られるため、提携先の施設に受入体制の強化を求めるとともに、関係機関への周知を図り、保護を必要とするケースが放置されないよう情報共有を図っていく。	介護・高齢福祉課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題3 被害者等の保護充実と加害者対策

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
5	関係機関との連携による迅速な支援(一時保護・施設入所など)	◇県内関連施設(児童、高齢者、障害者のための施設を含む)及び市福祉事務所・保健所との連携による一時避難施設への入所	・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携して対応を行った。	A	・情報入手の際は、迅速に関係機関と連携して対応している。	・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携し、迅速な対応を行う。	保護課
			・関係機関と連携し対応した	A	・相談内容に応じて、関係機関との迅速な連携を図った		・引き続き、関係機関と連携し対応する
6	保護命令申立て手続きの支援	◇警察及び裁判所との連携強化を図る ◇必要に応じて、加害者との接触を防ぐため、婦人相談員による同行支援、代理申請等を行う	・保護命令申立て支援 1件	A	・県と連携のもと保護命令申立ての支援を実施した。	・今後も、被害者に保護命令制度の説明を行い、必要に応じて支援を行うとともに、同行支援、代理申請を行っていく。	男女共同参画課
7	DVの状況に応じた加害者向けプログラムの研究(開発・研修への要望、情報収集)	◇国、県等の加害者更生プログラム調査研究の進捗状況及び有効性の把握	・国・県等の加害者更生プログラムの調査研究状況の情報収集を行ったものの、新たな情報は得られなかった。	B	・国において、平成28年度に「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究」の報告がなされたが、それ以降特に情報は得られなかった。	・国の調査研究の動向を把握するとともに、他市及び民間機関における取組み状況等の情報収集に努めていく。	男女共同参画課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題4 被害者等の生活安定と自立支援

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	生活の場の確保	◇施設入所支援	・一時保護後の施設入所支援 3件	A	・一時保護後の生活の場として、母子生活支援施設等の施設への入所支援を行った。	・施設入所支援については、家庭児童相談室と連携のもと行い、施設職員と連携のもと自立できるよう支援を継続していく。	男女共同参画課
			・新規施設入所支援 3件 ・継続施設入所支援 15件	A	・母子生活支援施設への入所支援により、対象世帯の生活拠点の確保を図るとともに、自立生活に向けた支援を行った。	・入所施設における生活支援、施設退所後の自立生活への移行等、必要な支援を実施するために男女共同参画課との連携を図っていく。	こども保健福祉課 (家庭児童相談室)
			・養護老人ホームへの入所措置件数:延2,026人 ・養護老人ホームへの短期入所件数:延403人 ・特別養護老人ホームへの入所措置件数:延215人 ・その他短期入所施設への入所措置件数:延5人	A	・近年、介護疲れや経済的理由による高齢者虐待が増加しているが、相談窓口機関や警察などの関係機関と連携して、緊急対応を含めた迅速な対応を行ったことで、被害高齢者の保護に努めることができた。	・緊急一時保護を要する事例が増加する傾向が見られるため、提携先の施設に受入体制の強化を求めるとともに、関係機関への周知を図り、保護を必要とするケースが放置されないよう情報共有を図っていく。	高齢福祉課
			・住まいの場として、個々の障害特性に応じた専門支援を実施した。	A	・施設入所者のニーズ、個々の障害者特性(身体、知的、精神など)に合わせた支援を実施した。	・施設における専門支援のもと、地域生活への移行に向けて関係機関の連携を深めていく。	障害福祉課
			・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携して対応を行った。	A	・情報入手の際は、迅速に関係機関と連携して対応している。	・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携し、迅速な対応を行う。	保護課
			・一時保護後の他管内への避難支援 3件	A	・一時保護後の避難支援として、市外、県外の施設への避難支援を行った。	・市外、県外の施設、アパート等への避難支援については、家庭児童相談室、保護課との連携のもと行っていく。	男女共同参画課
		◇加害者から身を守るため、他管内への避難支援	・一時保護後の他管内への避難支援 2件	A	・一時保護後の避難支援として、市外、県外の施設への避難支援を行った。	・市外、県外の施設への避難支援について、男女共同参画課のほか保護課との協働を図っていく。	こども保健福祉課 (家庭児童相談室)
			◇民間アパートへ入居支援	・一時保護後の民間アパートへの入居支援 1件	A	・一時保護後の生活の場として、アパートへの入居支援を行った。	・今後も、被害者の意思を確認しつつ、市外、県外へのアパート入居の支援を行うとともに、現地の福祉事務所へ繋げる。
		・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携して対応を行った。		A	・情報入手の際は、迅速に関係機関と連携して対応している。	・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携し、迅速な対応を行う。	保護課
		◇DV被害者の市営住宅への優先入居 ◇ひとり親家庭に対する市営住宅定期募集抽選時の優先抽選	・緊急用として確保している災害用住宅に、2件のDV被害者の申込があり入居した。 ・年3回の定期募集を行ったが、母子・父子家庭の優先抽選の要件を満たさず応募がなかった。	A	・定期募集各回において、優先の対象者を確認し、優先抽選を適切に実施した。	・特にDV被害者の入居について、他部署との連携をより密にし、適切な住宅供給を図る。	市営住宅課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題4 被害者等の生活安定と自立支援

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
2	就労支援の充実	◇ハローワーク、マザーズコーナー四日市等と連携した求人等の情報提供	・ハローワークが発行する求人情報を入手し、掲示板により全庁に提供するとともに、市ホームページに掲載。また、各地区市民センター、人権プラザ等市民には、紙媒体で提供。	A	・毎週ハローワークが発行する求人情報を入手し、掲示板にて迅速に全庁に提供するとともに、市ホームページに掲載した。また、各地区市民センター、人権プラザ等市民に身近な所属については、紙媒体での提供を行うなど、適切に施策を推進した。	・ハローワーク発行の求人情報等について、積極的に入手・提供に取り組む。	商工課
			・ケースワーカー・就労支援インを中心に関係機関と連携して対応を行った。	A	・常設のハローワーク窓口の利用により、ハローワークと密に連携するとともに、他機関とも連携し、相談者の状況に応じた支援を行った。		
		◇ハローワーク、マザーズコーナー四日市、三重県と連携し、情報提供及び講座の実施 ◇働く女性・働きたい女性のための相談事業の実施	・ハローワーク、三重労働局との共催で「知っておきたい!!女性のための働き方セミナー」を実施(参加人数 50人) ・働く女性・働きたい女性のための相談件数 43件	A	・ハローワーク、三重労働局との共催でセミナーを実施し、これから働く女性向けに、社会保険と雇用保険、扶養の範囲、産休と育休などについての講義を行った。 ・平成29年度に比べ、働く女性・働きたい女性のための相談件数は増加した。開設する曜日、時間帯を見直したことが増加に繋がったと思われる。	・ハローワーク、雇用均等室と調整し、継続して行っていく。 ・平成31年度も昨年度同様の曜日、時間帯に開設し、相談状況を把握しながら、必要に応じて開設日時の検討を行っていく。	男女共同参画課
		◇労働相談機関の情報提供 ◇関係機関と連携し、四日市市求職者資格取得助成金の周知、啓発による資格取得の支援	・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載するとともに、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を実施した。	A	・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載し、広く市民に啓発を実施した。また、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を実施した。	・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちへの掲載や、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携・啓発により、資格取得の支援に取り組む。	商工課
		◇母子家庭等自立支援給付金事業、パソコン講座など就労支援のための講座	・自立支援教育訓練給付金10件、高等職業訓練促進給付金9件	A	・高等職業訓練促進給付金の利用者が、当初の見込みを上回ったことから、事業費支出の増となった。	・就労に繋がる資格取得をはじめ、当該事業の対象世帯に対し、積極的に啓発を行いながら自立生活の基盤を築く契機として支援を実施していく。	こども保健福祉課(家庭児童相談室)
3	心理的支援の充実	◇相談員による継続的な支援の実施	・女性のための相談件数 3,565件	A	・不安を感じている被害者に寄り添い、専門家との連携のもと、支援を行った。	・引き続き、専門家との連携のもと支援を行っていく。	男女共同参画課
			・被害者の状況に即して面談等を行い、心理的ケアを実施した。 159回	A	・家庭紛争の相談において、相談者に寄り添いながら、必要な支援制度に繋げたり、専門機関との連携を図ったりした。	・引き続き、面接等を中心とした支援により必要なケアマネジメントを図っていく。	こども保健福祉課(家庭児童相談室)
		◇臨床心理士相談の実施	・臨床心理士相談の実施 延べ42件	A	・当面のDV被害からは逃れてはいるものの、DVの影響により心理的ケアを必要とする被害者に対し、専門家による相談を実施した。	・相談員と臨床心理士との連携のもと、被害者に対する心理的ケアを実施していく。	男女共同参画課
4	自立生活に向けた必要な情報の収集と提供	◇ひとり親・寡婦家庭のしおりの作成、配布(児童扶養手当、一人親家庭等医療費助成、母子父子寡婦福祉資金、母子家庭等自立支援給付金事業等)	・ひとり親・寡婦家庭のしおりを3,000部作成し、配布した。	A	・ひとり親・寡婦家庭のしおりを作成し、関係機関259か所に配布した。	・支援に関する各種情報を集約し、効果的な制度周知に努めていく。	こども保健福祉課
			・相談時に情報提供を行い、こども未来部等へ繋いだ。	A	・DV被害者の離婚支援とともに、ひとり親への支援制度について情報提供を行い、こども未来部等へ繋いだ。	・引き続き、こども未来部と連携のもと支援を行っていく。	男女共同参画課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題4 被害者等の生活安定と自立支援

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
4	自立生活に向けた必要な情報の収集と提供	◇福祉、医療、教育、経済等自立生活に必要な情報を収集し、ホームページ等を活用し分かりやすく提供する	・相談者の状況に応じた情報提供を行った。	A	・相談者の状況に応じた情報提供を行っている。	・相談者の状況に応じて、必要な情報提供を行う。	保護課
			・介護保険や高齢福祉サービス、相談窓口の案内をまとめた冊子として「高齢者施策に関するパンフレット」を作成し、窓口相談時や関係者向けに配布を行った。	A	・来課時における窓口相談のほか、地域における高齢者の総合相談窓口である在宅介護支援センター、ケアマネージャーなどの介護保険事業者、民生委員や自治会などの関係者に対し、研修や連絡会などの機会を通じて広く配布し、普及啓発に努めた。	・案内冊子をさらに使いやすい内容にするための見直しを行うとともに、引き続き広く関係者向けに配布し、普及啓発に努める。	介護保険課
			・保険証の更新時に同封するしおりや、ホームページにおいて、健康保険料及び年金保険料の納付相談や、高額療養費などの保険給付について掲載し案内を行った。	A	・健康保険料や、年金保険料の納付相談や保険給付の案内をすることで、加入者が必要な情報を適切に提供できた。	・引き続き納付相談や、高額療養費などの保険給付についてホームページなどを活用し、わかりやすく情報を提供していく。	保険年金課
			・市営住宅の入居条件や入居手続きについて、ホームページ等を活用して情報提供を行った。	A	・市営住宅の入居条件や入居手続きについて、ホームページ等を活用し、広く周知した。	・個々の相談について、他部署と連携しながら自立生活に向けた必要な情報収集を図る。	市営住宅課
			・四日市市奨学会の奨学金制度について、中学校長会において案内したほか、市内各高校に募集要項等を送付し制度の周知を図った。	A	・関係機関との連携し、市民への周知方法を工夫することによって、必要とする情報を適切に提供することができた。	・引き続き、当課が発信できる場において、「自立のための支援」を促進する意識を持って、情報提供を行っていく。	教育総務課
			・自立生活を行う上での様々な問題の相談先の一覧をホームページで提供した。	A	・男女共同参画センターの相談窓口から、三重県や警察、児童関係の相談先まで一覧にして照会した。	・最新情報への更新を行いつつ、引き続き実施していく。	男女共同参画課
5	保育・就学等の支援	◇DV避難による転園、転校時の手続き支援	・対象世帯の状況に即して、児童等の転園、転校に関する事務手続き等の支援を行った。	A	・訪問や手続き窓口への同行等を行い、転園や転校に関する必要な支援を行った。	・被害者の状況に即して、円滑な手続きが図られるよう支援を継続していく。	子ども保健福祉課(家庭児童相談室)
			・園児に関して、不安定な傾向が見られた場合には、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行った。	A	・園児に対して、DV避難による転園の必要性が生じた場合には、迅速な手続き支援を行う体制を取ることができた。	・引き続き、DV避難による転園の必要性が生じた場合には、迅速な手続き支援を行うことができるよう体制を整えておく。	保育幼稚園課
			・文部科学省の通知(H21年度)及び22年度作成の留意事項に従い、手続きを行った。	A	・国の動向や市の指針に基づき、手続きを行った。	・引き続き、国の動向や市の指針等に基づいて、適切に対応していく。	学校教育課
6	継続した心理的ケア	◇保健師等による自宅訪問の実施(乳幼児のいる世帯)	・養育支援訪問事業(専門的支援) 35世帯(延べ 190件)	A	・保護者の養育能力が不十分な場合や、乳幼児の健康等に課題がある場合などに、家庭児童相談室と連携して、保健師等が専門的相談のための訪問を実施した。	・引き続き、妊娠中から産後の養育環境に課題があるとされる家庭について、関係機関と連携しながら、早期介入し、継続的な支援サービス利用につなげる。	子ども保健福祉課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題4 被害者等の生活安定と自立支援

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
6	継続した心理的ケア	◇児童相談所、こども保健福祉課、保護課、保育園、幼稚園、こども園、学校、民生委員・児童委員などの地域関係者等における情報の共有化	・他機関との情報を共有するため、ケース検討会を実施した。	A	・要支援者についての情報を共有することで、より適切な支援につなげた。	・引き続き必要に応じて関係機関との情報共有に努め、途切れない支援サービスを提供する。	こども保健福祉課
			・園児に関して、不安定な傾向が見られた場合には、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行った。	A	・園児に関して、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行った。	・引き続き園児に関して、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行い、継続した心理ケアに努めていく。	保育幼稚園課
			・学校や関係機関、地域関係者等情報の共有化を図った。	A	・学校と関係機関、地域関係者等がケース会議などを通して、情報の共有化を図ることができたため。	・今後も継続して、学校や関係機関と連携をし、情報の共有化を図っていく。	指導課
			・心理的ケアが必要と判断した児童生徒について関係機関と情報の共有を図った	A	・心理的ケアが必要な児童生徒についてはケース会議への情報提供、関係課との情報共有を行った	・引き続き、情報の提供、共有を図っていく	教育支援課
		◇スクールカウンセラー等専門家による継続的なカウンセリングの実施	A	・各校において、積極的に保護者へも働きかけ、スクールカウンセラーによるカウンセリングを実施できたため。	・今後も継続して、積極的にスクールカウンセラーを活用していけるよう働きかけていく。	指導課	
			A	・心理的ケアが必要な児童生徒に対して専門家によるプレイセラピーなどを行った	・引き続き、必要に応じてプレイセラピー等実施していく	教育支援課	
7	養育についての継続的な支援	◇保健師等による自宅訪問の実施(乳幼児のいる世帯)	・養育支援訪問事業(専門的支援) 35世帯(延べ 190件)	A	・保護者の養育能力が不十分な場合や、乳幼児の健康等に課題がある場合などに、家庭児童相談室と連携して、保健師等が専門的相談のための訪問を実施した。	・引き続き、妊娠中から産後の養育環境に課題があると思われる家庭について、関係機関と連携しながら、早期介入し、継続的な支援サービス利用につなげる。	こども保健福祉課
		◇児童相談所、こども保健福祉課、保護課、保育園、幼稚園、こども園、学校、民生委員・児童委員などの地域関係者等における子どもの状況把握と情報の共有化	・他機関との情報を共有するため、ケース検討会を実施した。	A	・要支援者についての情報を共有することで、より適切な支援につなげた。	・引き続き必要に応じて関係機関との情報共有に努め、途切れない支援サービスを提供する。	こども保健福祉課
			・園にて、園児あるいはその保護者に対して日常的な見守りを実施していくとともに、児童の状況について関係各所との情報共有を行った。	A	・園にて、園児あるいはその保護者に対して日常的な見守りを実施していくとともに、児童の状況について関係者との状況把握と情報共有を行うことができた。。	・引き続き、園児あるいはその保護者に対して日常的な見守りを実施していくとともに、児童の状況について関係者との状況把握と情報共有を行っていく。	保育幼稚園課
			・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携して対応を行った。	A	・情報入手の際は、迅速に関係機関と連携して対応している。	・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携し、迅速な対応を行う。	保護課
		◇必要に応じた子どもの保護(入所措置)の実施	・事案の状況等に即して、子どもの保護(入所措置)に関する対応を図った。	A	・子どもの保護に関して、児童相談所等との連携をはじめとする所要の調整を行った。	・子どもの保護について、適切な措置が講じられるよう、引き続き、関係機関との調整に努めていく。	こども保健福祉課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題4 被害者等の生活安定と自立支援

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
8	被害者の負担を軽減し、迅速に手続きできる体制づくり	◇被害者の負担軽減のための情報共有及び連携強化	・相談員による同行、または関係機関への事前連絡により対応した。	A	・被害者の同意のもと、関係機関へ情報提供を行うとともに、被害者の負担軽減、安全確保のため、同行支援を行った。	・引き続き、被害者の負担軽減、安全確保のため関係機関との連携、同行支援を行う。	男女共同参画課
			・手続きの一元化に向けて、関係各課と協議を行った。	A	・関係各課と連携し、保育に関する手続きが円滑かつ迅速に行うようできた。	・関係各課と連携し、保育に関する手続きが円滑かつ迅速に行うよう努めていく。	保育幼稚園課
			・相談員による同行を実施し、必要に応じて関係機関との調整を行った。	A	・相談員が同行し、各種調整を行うことにより、円滑な手続きが図られた。	・被害者の負担軽減等のために、引き続き、同行訪問等による各種調整を実施していく。	こども保健福祉課
			・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携して対応を行った。	A	・情報入手の際は、迅速に関係機関と連携して対応している。	・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携し、迅速な対応を行う。	保護課
			・障害者虐待の防止、権利擁護の推進に向け、関係機関の連携を図った。	A	・四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会等において、情報共有をはじめとする連携を図った。	・引き続き虐待防止、権利擁護の観点から連携を深めていく。	障害福祉課
			・福祉関係者、警察、司法関係者などの関係機関で構成される、「高齢者みまもりネットワーク会議」を開催し、DV(高齢者虐待)に関する情報共有と連携体制の確認を行った。	A	・「高齢者みまもりネットワーク会議」などの定例会を通じて、連携体制の確認と現状に関する情報共有をすることができた。	・今後も定例会や連絡会を通じ、関係者への周知と連携強化に努める。	高齢福祉課
			・担当課と連携を取りながら、窓口滞在時間の短縮、相談室利用による被害者の心理的負担の軽減及びプライバシー保護に努めた。 ・閲覧制限がかかっている対象者への連絡方法について市民課へ対応確認を行うなどきめ細かい対応に努めた。	A	・担当者と連絡を取りながら、被害者にとってできるだけ負担を軽減できるよう努めた。	・今後も、担当課と連携を取りながら、被害者の負担が最低限になるよう対応していく。	保険年金課
			・申出書を受理した際、本籍地等が他市町村の場合は、関係する市町村すべてに電話連絡を入れた後、申出書の写しを送付している。	A	・担当者を決めて相互に連絡を取り合い連携することにより、迅速に処理を行い、また申出書の負担を減らすことができています。	・引き続き、より緊密に連携を取り合って実施していく。	市民課
			・関係所属と情報の共有及び連携を図った。	A	・関係所属との情報の共有及び連携に努めた。	・関係所属との情報共有、連携について、引き続き強化に努める。	学校教育課
			・校長会、及び教頭会等の場で、情報共有に努めた。	A	・校長会、及び教頭会等の場で、情報共有に努めることができたため。	・今後も校長会や教頭会を通して、情報共有に努めていく。	指導課
・男女共同参画課や福祉部門と連携を強化した。	A	・男女共同参画課や福祉部門との情報共有に努めた。	・引き続き、男女共同参画課や福祉部門との情報共有の強化を図る。	市営住宅課			
・職場研修等において、DV被害者からの問合せ、税申告及び証明発行依頼等に対して、迅速かつスムーズに対応できるよう職員間での意識の共有を行った。	A	・職場研修等を通じた職員間での意識の共有を行うことができた。	・引き続き職場研修等を通じて職員の意識付けを行うとともに、窓口又は電話での対応時に必要な情報の共有を行っていく。	市民税課			

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題4 被害者等の生活安定と自立支援

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
9	被害者及び同伴する子どもに関する適切な情報管理	◇住民基本台帳等の閲覧制限の実施	・申出書に基づき閲覧リストにマスキングを行うとともに、管轄の地区市民センターに連絡、選挙管理委員会に通知をした。	A	・万が一にももれがないよう十二分に注意をし、二重チェックを行っている。	・引き続き、細心の注意を払って実施していく。	市民課
			・職場研修等において、DV被害者に関する証明発行や情報照会事務における情報漏えい防止を含む注意点を確認するとともに、男女共同参画の意識付けを行った。	A	・DV被害者に関する照会回答事務への対応については回答の可否を慎重に検討し、情報漏えいを防止するための措置をとった。またDV被害者本人に対しての問合せは本人確認を徹底した。	・引き続き職場研修等を通じて対応時の注意点について意識付けを行うとともに、窓口または電話での対応時に必要な情報の共有を行っていく。	市民税課
			・DV被害者に関する情報漏洩防止のため、使用しているシステムではポップアップの表示で注意喚起が行われる。該当者に関する照会等については細心の注意を払って取り扱うこととしている。	A	・資産税課に対して、DV被害者に関する情報の問い合わせはなかったが、該当者に対する照会があった際には適切な対応が行われるよう、職員に周知徹底した。	・DV被害者に対する照会があった際には適切な対応が行われるよう、職員に周知徹底する。	資産税課
			・DV被害者に関する情報漏えい防止のために使用しているシステムではポップアップの表示や色の変更等で注意喚起を行っており、該当者に関する照会等には細心の注意を払って取り扱うこととしている。	A	・DV被害者に関する情報漏えいのないように該当者に対する照会があった際には適切な対応を行った。	・職場内での研修等で、DV対象者に関する問い合わせの際の対処方法を周知徹底して、情報漏えいの防止に努める。	収納推進課
			・窓口でDV関係者を受け付けた際や、他課から情報提供を受けた際に、総合行政システム内の個人備考記入欄に対応記録などの記事を入力し、課内で情報共有を図った。	A	・担当係だけでなく課内でも情報共有できるように努めた。	・引き続き課内での情報共有に努めるとともに適正な情報管理を行っていく。	保険年金課
			・Gパートナー及び滞納整理システムを活用し、DV被害者の情報を適切に管理し、対応した。	A	・Gパートナー及び滞納整理システム上でDV被害者であることを確認し、情報の取扱に留意した。	・引き続き、DV被害者及び同伴する子どもに関する情報について、適切な管理を図る。	市営住宅課
			・住民基本台帳等の閲覧制限を行った。	A	・適切な情報管理を実施した。	・引き続き、住民基本台帳等の閲覧制限を行い、適切な情報管理を行う。	生活環境課
		◇手続きの同行支援の実施	A	・加害者からの追跡を逃れるため、住民基本台帳事務における支援措置申出書への意見書交付(17件) ・必要に応じて、市民課への同行支援を実施	・今後も、被害者の申し出に基づき、必要に応じて意見書の交付、同行支援を行っていく。	男女共同参画課	
		◇保育園・幼稚園・こども園及び学校におけるDV被害者等に関する情報を適切に管理する	A	・被害者及び同伴する子どもの生活安定と自立に向けて、適切な情報管理を図るよう、関係各課と協議を行った。	・引き続き、被害者及び同伴する子どもの生活安定と自立に向けて、関係各課と協議を行い、園にて適切な情報管理を図ることができた。	・引き続き、被害者及び同伴する子どもの生活安定と自立に向けて、関係各課と協議を行い、園にて適切な情報管理を図っていく。	保育幼稚園課
			A	・各校において、DV被害者の同伴する子どもの対応についての正しい理解促進を図るとともに、情報管理について十分配慮した。	・各校において、DV被害者の同伴する子どもの対応についての正しい理解促進を図るとともに、情報管理について、十分配慮した。	・今後もDV被害者の同伴する子どもの対応についての正しい理解促進を図るとともに、情報管理について十分配慮するように努めていく。	指導課
			A	・文部科学省の通知(H21年度)及び22年度作成の留意事項に従い、手続きを行った。	・国の動向や市の指針に基づき、手続きを行った。	・引き続き、国の動向や市の指針等に基づいて、適切に対応していく。	学校教育課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題4 被害者等の生活安定と自立支援

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 - 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
10	継続的な支援の実施	◇女性相談機能の強化(専門相談の充実、被害者支援のための講座等の開催)	・弁護士によるサポート体制の構築 ・臨床心理士によるサポート体制の構築 ・女性のための自己尊重講座の開催(参加人数延べ108人)	A	・弁護士、臨床心理士とのアドバイザー契約により、随時に専門家と相談できる体制を整え、相談者へ即座に対応することができた。 ・自己尊重講座を平成30年度から5回連続講座とし、延べ108人が参加された。「自分に軸足を置き、ありのままの自分を認める大切さを学んだ。」、「自分が決める」ことの重要性を理解した。」など好評であった。	・今後も引き続き、弁護士、臨床心理士とのアドバイザー契約を継続し、相談者への支援体制を充実させる。 ・自分の判断や選択を尊重し、自分自身を見つめ直す機会としての講座を開催していく。	男女共同参画課
11	庁内の職務関係者に対する研修と連携の強化	◇長期に及ぶ継続的な支援の必要性についての研修、啓発	・DV防止講演会開催 1回 参加者数 38名 ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 12回開催(委員会2回、推進委員会2回、部会8回) ・職員階層別研修にて実施(新採)	A	・市民及び関係職員向けの講演会を実施。テーマを「ステキな恋愛をしてほしい♡～DVする子にも、される子にもしないために～」とし、子どもたちが将来にわたってDVの加害者にも、被害者にもならないよう、保護者や支援者がどう気付き、どのように指導したり、どう対応するのが良いのかを学んでいただく機会とすることを目的とした。	・講演会の参加者が伸び悩んでおり、周知方法や講演会の内容を参加しやすい形に変えるよう検討する。 ・職員研修において、職員として身に付けておくべきDVに関する情報を伝えていく。	男女共同参画課
		◇子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議における研修及び連携の強化	・新規採用職員研修等の階層別研修にて、男女共同参画にかかわる研修を実施。	A	・新規採用職員研修等、階層別研修で実施した。	・同様の研修を継続して実施していく。	職員研修所
		◇子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議における研修及び連携の強化	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 12回開催(委員会2回、推進委員会2回、部会8回)	A	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との情報共有、課題認識を深めた。	・引き続き、関係機関とスムーズに連携が取れるよう、顔の見える関係づくりに努める。	男女共同参画課
		◇子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議における研修及び連携の強化	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議12回開催(委員会2回、推進委員会2回、部会8回)	A	・ネットワーク定期連絡会議を中心に、情報共有をはじめとして関係機関の連携強化に努めた。	・引き続き、ネットワークを活用した関係機関との情報共有を図るとともに、DV担当部署や関係施設との連携を進めていく。	こども保健福祉課(家庭児童相談室)
12	関係機関、専門的支援団体との連携	◇人権にかかる相談ネットワーク会による連携の強化	・相談ネットワーク連絡会 4回	A	・連絡会では、より適切な窓口対応ができるように窓口情報を共有したり、相談員間の連携を図った。	・引き続き連絡会を実施し、相談員間の連携を図る。	人権センター
		◇子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議における連携強化 ◇NPO等被害者支援団体との情報交換、連携	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 12回開催(委員会2回、推進委員会2回、部会8回)	A	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との情報共有、課題認識を深めた。	・引き続き、関係機関とスムーズに連携が取れるよう、顔の見える関係づくりに努める。	男女共同参画課

基本目標Ⅳ 個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり

1、目標指標と評価

●重点課題1 「自立のための支援」

目標指標 「起業支援講座の受講者数」

平成 25 (2013) 年度≪基準値≫	—
平成 28 (2016) 年度≪基準値≫	112人
平成 29 (2017) 年度≪実績値≫	87人
平成 30 (2018) 年度≪実績値≫	74人
平成 32 (2020) 年度≪目標値≫	110人

指標の設定について：

自立のための第1歩として、市が開催している起業支援講座(女性起業家育成支援講座【育成講座、ジャンプアップ講座】及びプチ起業入門講座)の受講者数を指標とした。目標としては、募集定員である110人と設定した。

(注) 女性起業家育成支援講座(育成講座、ジャンプアップ講座)及び
プチ起業入門講座受講人数

〔平成30年度の評価〕

起業支援として、市内で活躍する女性起業家を招き、起業を決意した出来事や体験談などを語るパネルディスカッション(プチ起業入門講座)を市長を交えて開催した。41人の参加があり、その参加者のうち8組がはもりあフェスタに出店した。また、平成29年度のチャレンジショップ出店者15名に事後アンケートを実施し、12名の回答者のうち4名から起業した(不定期、マルシェ等への出店含む)との回答を得た。

女性起業家育成支援事業では、育成支援講座に16人、ジャンプアップ講座に17人が参加し、それ以外にも公開プレゼンテーションや交流会、企業とのマッチングを実施し、参加者の内の2人が開業届を提出した。

●重点課題2 「生涯を通じた心と体の健康づくり」

目標指標 「妊娠11週以下での妊娠の届出率」

平成 25 (2013) 年度≪基準値≫	94.2%
平成 27 (2015) 年度≪基準値≫	95.7%
平成 28 (2016) 年度≪基準値≫	93.9%
平成 29 (2017) 年度≪実績値≫	94.4%
平成 30 (2018) 年度≪実績値≫	94.7%
平成 32 (2020) 年度≪目標値≫	95%

指標の設定について：

胎児の成長の様子、胎盤の状況、母体の身体の状態を早期に把握し、安全な妊娠、出産につなげるため、妊娠11週以下で受診し、妊娠届出をすることが大切であることから、妊娠の届出率を指標とした。目標としては、過去4年間の平均値を上回る95%以上とした。

(参考値) H26(2014)年度：95.4%

〔平成30年度の評価〕

母体と胎児の安全のため、また、安心して出産、育児を迎えるためにも、早期に妊娠届出を行い、定期的な健診を受診することが望ましいが、本市の平成30年度の妊娠11週以下での妊娠届出率は、ほぼ前年度どおりの状況である。これは、全国平均91.9%(平成26年度値)を上回っており、目標値の95.0%には届かないものの、妊娠早期に届出を行った妊婦の割合は全国平均と比較すると多い。

妊娠届出週数が遅れる原因として、思いがけない妊娠や、望まない妊娠である場合も少なくないことから、安全・安心な妊娠、出産を見守ると共に、届出時期の遅延理由を把握して、要支援家庭の早期支援にもつなげている。

2、平成30年度の主な取り組み状況

●重点課題1「自立のための支援」

施策の方向Ⅰ「単身女性・ひとり親家庭等の生活上の困難に対する支援」

- ①女性起業家育成支援講座に31名が参加した。また、公開プレゼンのほか、フォローアップとして企業とのマッチングを行った。【コード:3】
- ②ひとり親・寡婦家庭のしおりを作成し、関係機関 259 か所に配布した。【コード:4】
- ③当面のDV被害からは逃れてはいるものの、DVの影響により心理的ケアを必要とする被害者に対し、専門家による相談を実施した。【コード:6】

●重点課題2「生涯を通じた心と体の健康づくり」

施策の方向Ⅰ「生涯を通じた男女の健康づくり」

- ④妊娠期から産後まで、健康診査を実施し、必要に応じて関係機関と連携した支援サービスを提供した。【コード:1】
- ⑤出前講座では、食生活や運動など、自宅で取り組める方法を交えながら実施した。【コード:2】

施策の方向Ⅱ「思春期、妊娠・出産期、更年期の女性の健康づくり」

- ⑥それぞれの学校園の特色を生かし、生活リズム向上の事業を実施した。また、生活リズムを整えることの大切さについて啓発する講演会を実施した。【コード:9】
- ⑦精神科医師等による精神保健相談事業をきめ細かく周知した結果、相談件数は増加した。【コード:11】
- ⑧産後の母及び父向けに、子育て中のリフレッシュや健康を考えるための実技や講義を市民団体と協働で開催した。【コード12】

3、事業実施自己評価

※別表「男女共同参画プランよっかいち 2015～2020 後期事業評価表(基本目標Ⅳ)」のとおり

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅳ 個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり
重点課題1 自立のための支援

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課		
			事業実績	評価	評価の説明				
1	生活の場の確保 (再掲 基本目標3-(4)-①)	◇施設入所支援	・一時保護後の施設入所支援 3件	A	・一時保護後の生活の場として、母子生活支援施設等の施設への入所支援を行った。	・施設入所支援については、家庭児童相談室と連携のもと行い、施設職員と連携のもと自立できるよう支援を継続していく。	男女共同参画課		
			・新規施設入所支援 3件 ・継続施設入所支援 15件	A	・母子生活支援施設への入所支援により、対象世帯の生活拠点の確保を図るとともに、自立生活に向けた支援を行った。	・入所施設における生活支援、施設退所後の自立生活への移行等、必要な支援を実施するために男女共同参画課との連携を図っていく。	こども保健福祉課 (家庭児童相談室)		
			・養護老人ホームへの入所措置件数:延2,026人 ・養護老人ホームへの短期入所件数:延403人 ・特別養護老人ホームへの入所措置件数:延215人 ・その他短期入所施設への入所措置件数:延5人	A	・近年、介護疲れや経済的理由による高齢者虐待が増加しているが、相談窓口機関や警察などの関係機関と連携して、緊急対応を含めた迅速な対応を行ったことで、被害高齢者の保護に努めることができた。	・緊急一時保護を要する事例が増加する傾向が見られるため、提携先の施設に受入体制の強化を求めるとともに、関係機関への周知を図り、保護を必要とするケースが放置されないよう情報共有を図っていく。	高齢福祉課		
			・住まいの場として、個々の障害特性に応じた専門支援を実施した。	A	・施設入所者のニーズ、個々の障害者特性(身体、知的、精神など)に合わせた支援を実施した。	・施設における専門支援のもと、地域生活への移行に向けて関係機関の連携を深めていく。	障害福祉課		
			・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携して対応を行った。	A	・情報入手の際は、迅速に関係機関と連携して対応している。	・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携し、迅速な対応を行う。	保護課		
			・一時保護後の民間アパートへの入居支援 1件	A	・一時保護後の生活の場として、アパートへの入居支援を行った。	・今後も、被害者の意思を確認しつつ、市外、県外へのアパート入居の支援を行うとともに、現地の福祉事務所へ繋げる。	男女共同参画課		
		◇民間アパートへ入居支援	A	・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携して対応を行った。	・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携し、迅速な対応を行う。	保護課			
		◇DV被害者の市営住宅への優先入居 ◇ひとり親家庭に対する市営住宅定期募集抽選時の優先抽選	A	・緊急用として確保している災害用住宅に、2件のDV被害者の申込があり入居した。 ・年3回の定期募集を行ったが、母子・父子家庭の優先抽選の要件を満たす応募がなかった。	・定期募集各回において、優先の対象者を確認し、優先抽選を適切に実施した。	・特にDV被害者の入居について、他部署との連携をより密にし、適切な住宅供給を図る。	市営住宅課		
		2	就労支援の充実 (再掲 基本目標3-(4)-②)	◇ハローワーク、マザーズコーナー四日市等と連携した求人等の情報提供	・毎週ハローワークが発行する求人情報を入手し、掲示板により全庁に提供するとともに、市ホームページに掲載した。また、各地区市民センター、人権プラザ等市民には、紙媒体で提供。	A	・毎週ハローワークが発行する求人情報を入手し、掲示板にて迅速に全庁に提供するとともに、市ホームページに掲載した。また、各地区市民センター、人権プラザ等市民に身近な所属については、紙媒体での提供を行うなど、適切に施策を推進した。	・ハローワーク発行の求人情報等について、積極的に入手・提供に取り組む。	商工課
					・ケースワーカー・就労支援インを中心に関係機関と連携して対応を行った。	A	・常設のハローワーク窓口の活用により、ハローワークと密に連携するとともに、他機関とも連携し、相談者の状況に応じた支援を行った。	・ハローワーク等の関係機関との連携を密にし、相談者の状況に応じた就労支援を行う。	保護課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅳ 個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり
重点課題1 自立のための支援

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
2	就労支援の充実 (再掲 基本目標3-(4)-②)	◇ハローワーク、マザーズコーナー四日市、三重県と連携し、情報提供及び講座の実施 ◇働く女性・働きたい女性のための相談事業の実施	・ハローワーク、三重労働局との共催で「知っておきたい!!女性のための働き方セミナー」を実施(参加人数 50人) ・働く女性・働きたい女性のための相談件数 43件	A	・ハローワーク、三重労働局との共催でセミナーを実施し、これから働く女性向けに、社会保険と雇用保険、扶養の範囲、産休と育休などについての講義を行った。 ・平成29年度に比べ、働く女性・働きたい女性のための相談件数は増加した。開設する曜日、時間帯を見直したことが増加に繋がったと思われる。	・ハローワーク、雇用均等室と調整し、継続して行っていく。 ・平成31年度も昨年度同様の曜日、時間帯に開設し、相談状況を把握しながら、必要に応じて開設日時の検討を行っていく。	男女共同参画課
		◇労働相談機関の情報提供 ◇関係機関と連携し、四日市市求職者資格取得助成金の周知、啓発による資格取得の支援	・求職者資格取得助成金について、対象資格を拡充し、広報よっかいちに掲載するとともに、四日市市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を実施した。	A	・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載し、広く市民に啓発を実施した。また、四日市市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を実施した。	・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちへの掲載や、四日市市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携・啓発により、資格取得の支援に取り組む。より就職に繋げるため、助成の対象資格の拡充については引き続き、関係機関と連携して検討を進める。	商工課
		◇母子家庭等自立支援給付金事業、パソコン講座など就労支援のための講座	・自立支援教育訓練給付金10件、高等職業訓練促進給付金9件	A	・高等職業訓練促進給付金の利用者が、当初の見込みを上回ったことから、事業費支出の増となった。	・就労に繋がる資格取得をはじめ、当該事業の対象世帯に対し、積極的に啓発を行いながら自立生活の基盤を築く契機として支援を実施していく。	こども保健福祉課 (家庭児童相談室)
3	女性起業家への支援 (再掲 基本目標2-(3)-⑩)	◇起業のための情報提供(四日市志創業応援隊の利用促進) ◇四日市市独立開業資金融資等の支援制度の周知、啓発 ◇女性起業家育成支援講座(ウーマン起業塾よっかいち)の開催	・創業に関する相談窓口を設置し、四日市商工会議所をはじめとする四日市志創業応援隊の構成機関と連携を図り、創業のための支援を行った。また、創業のための情報を広報やホームページなどに掲載し、広く周知を図った。 ・独立開業資金等の支援制度について、市内の金融機関等を訪問し、支援制度の周知、啓発を行った。 ・女性起業家育成支援講座を実施した。	A	・チラシの配架や電話相談での案内を行うことで、創業を考えている人が相談窓口としての商工会議所等の利用促進につなげた。 また、独立開業資金等の支援制度について、市内の金融機関を訪問し、支援制度の周知、啓発を図れた。 ・女性起業家育成支援講座に31名が参加した。また、公開プレゼンのほか、フォローアップとして企業とのマッチングを行った。	・創業に関する相談窓口を設置し、四日市商工会議所をはじめとする四日市志創業応援隊の構成機関と連携を図り、創業のための支援を行う。また、創業のための情報を広報やホームページなどに掲載し、広く周知を図る。 ・独立開業資金等の支援制度について、情報を市内の金融機関等を訪問し、支援制度の周知、啓発を図る。 ・女性起業家育成支援講座(ウーマン起業塾よっかいち)を開催する。	商工課
		◇起業セミナーの開催 ◇実践の場の提供	・市内で活躍する女性と市長とのパネルディスカッション「トーキングテラス～女性起業家編～」の実施(参加人数 41人) ・チャレンジショップの実施(出店数 8件) ・チャレンジショップ事後アンケート実施(H29年度出店者15名中12名から回答)	A	・市内で活躍されている女性起業家4名を招き、市長も交えパネルディスカッションを開催した。女性起業家の実体験を聞くなど、「勉強になった」「元気をいただいた」など好評であった。 ・はもりあフェスタ期間中に出店する機会を設け、8件出店した。	・引き続き起業のための講座を開催するとともに、チャレンジショップで出店の機会を作り、集客についても促していく。必要に応じて商工課の女性起業家育成講座を紹介する。 ・チャレンジショップ出店者が減少してきていることから、出店場所、時期など見直しを行う。	男女共同参画課
4	自立生活に向けた必要な情報の収集と提供 (再掲 基本目標3-(4)-④)	◇ひとり親・寡婦家庭のしおりの作成、配布(児童扶養手当、一人親家庭等医療費助成、母子父子寡婦福祉資金、母子家庭等自立支援給付金事業等)	・ひとり親・寡婦家庭のしおりを3,000部作成し、配布した。 ・相談時に情報提供を行い、こども未来部等へ繋いだ。	A	・ひとり親・寡婦家庭のしおりを作成し、関係機関259か所に配布した。	・支援に関する各種情報を集約し、効果的な制度周知に努めていく。	こども保健福祉課
				A	・DV被害者の離婚支援とともに、ひとり親への支援制度について情報提供を行い、こども未来部等へ繋いだ。	・引き続き、こども未来部と連携のもと支援を行っていく。	男女共同参画課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅳ 個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり
重点課題1 自立のための支援

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
4	自立生活に向けた必要な情報の収集と提供 (再掲 基本目標3-(4)-④)	◇福祉、医療、教育、経済等自立生活に必要な情報を収集し、ホームページ等を活用し分かりやすく提供する	・相談者の状況に応じた情報提供を行った。	A	・相談者の状況に応じた情報提供を行っている。	・相談者の状況に応じて、必要な情報提供を行う。	保護課
			・介護保険や高齢福祉サービス、相談窓口の案内をまとめた冊子として「高齢者施策に関するパンフレット」を作成し、窓口相談時や関係者向けに配布を行った。	A	・来課時における窓口相談のほか、地域における高齢者の総合相談窓口である在宅介護支援センター、ケアマネージャーなどの介護保険事業者、民生委員や自治会などの関係者に対し、研修や連絡会などの機会を通じて広く配布し、普及啓発に努めた。	・案内冊子をさらに使いやすい内容にするための見直しを行うとともに、引き続き広く関係者向けに配布し、普及啓発に努める。	介護保険課
			・保険証の更新時に同封するしおりや、ホームページにおいて、健康保険料及び年金保険料の納付相談や、高額療養費などの保険給付について掲載し案内を行った。	A	・健康保険料や、年金保険料の納付相談や保険給付の案内をすることで、加入者が必要な情報を適切に提供できた。	・引き続き納付相談や、高額療養費などの保険給付についてホームページなどを活用し、わかりやすく情報を提供していく。	保険年金課
			・市営住宅の入居条件や入居手続きについて、ホームページ等を活用して情報提供を行った。	A	・市営住宅の入居条件や入居手続きについて、ホームページ等を活用し、広く周知した。	・個々の相談について、他部署と連携しながら自立生活に向けた必要な情報収集を図る。	市営住宅課
			・四日市市奨学会の奨学金制度について、中学校長会において案内したほか、市内各高校に募集要項等を送付し制度の周知を図った。	A	・関係機関との連携し、市民への周知方法を工夫することによって、必要とする情報を適切に提供することができた。	・引き続き、当課が発信できる場において、「自立のための支援」を促進する意識を持って、情報提供を行っていく。	教育総務課
			・自立生活に必要な情報を収集し、提供した。	A	・男女共同参画センターの相談窓口から、三重県や警察、児童関係の相談先まで一覧にして照会した。	・最新情報への更新を行いつつ、引き続き実施していく。	男女共同参画課
5	④相談体制の充実 (再掲 基本目標3-(2)-②)	◇女性相談員の相談の充実 ◇男性向け相談の実施	・女性のための相談件数 3,565件 ・夜間電話相談毎週水曜日実施 31件 ・男性電話相談11回開催 相談件数 10件	A	・平成30年度も引き続き、弁護士、臨床心理士とアドバイザー契約を結び、随時に専門家と相談できる体制を整えた。 ・男性電話相談については、相談員の体調不良によりやむなく中止となった回があった。また、相談件数は平成29年度に比べ減少した。	・引き続き、弁護士、臨床心理士とアドバイザー契約を結び、随時に専門家と相談できる体制を整える。 ・男性電話相談については、相談件数が増えるよう周知に努める。	男女共同参画課
6	心理的支援の充実 (再掲 基本目標3-(4)-③)	◇相談員による継続的な支援の実施	・女性のための相談件数 3,565件	A	・不安を感じている被害者に寄り添い、専門家との連携のもと、支援を行った。	・引き続き、専門家との連携のもと支援を行っていく。	男女共同参画課
			・被害者の状況に即して面談等を行い、心理的ケアを実施した。 159回	A	・家庭紛争の相談において、相談者に寄り添いながら、必要な支援制度に繋げたり、専門機関との連携を図った。	・引き続き、面接等を中心とした支援により必要なケアマネジメントを図っていく。	こども保健福祉課 (家庭児童相談室)
		◇臨床心理士相談の実施	・臨床心理士相談の実施 延べ42件	A	・当面のDV被害からは逃れてはいるものの、DVの影響により心理的ケアを必要とする被害者に対し、専門家による相談を実施した。	・相談員と臨床心理士との連携のもと、被害者に対する心理的ケアを実施していく。	男女共同参画課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅳ 個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり
重点課題2 生涯を通じた心と体の健康づくり

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	各種健(検)診・予防接種の充実	◇胃がん、子宮頸がん等各種健(検)診(成人)の実施 ◇高齢者のインフルエンザワクチン等各種予防接種(成人)の実施	・胃がん検診:11,968人 ・大腸がん検診:18,735人 ・乳がん検診(マンモ):8,257人 ・乳がん検診(エコー):1,062人 ・子宮頸がん検診:13,054人 ・肺がん検診:13,918人 ・高齢者インフルエンザワクチン:40,788人 ・高齢者肺炎球菌ワクチン:6,888人	A	・前年度と比較し乳がん、肺がんの受診者数が増加した。 ・予防接種について、インフルエンザワクチンの接種者数が増加した。	・各種健(検)診、予防接種の実施を継続する。乳がん検診については、平成31年度より、個別(医療機関実施)の対象者を40・50歳代から、40・50・60歳代へと拡大する。	健康づくり課
		◇妊婦一般健康診査、産婦健康診査の実施	・妊婦一般健康診査 延べ 28,910人 ・産婦健康診査 延べ 2,964人	A	・妊娠前から産後まで、健康診査を実施し、必要に応じて関係機関と連携した支援サービスを提供した。	・引き続き、相談内容に応じて関係機関と連携しながら適切な支援サービスの提供に努める。	こども保健福祉課
2	生活習慣病予防、介護予防講座の充実	◇各種生活習慣病予防講座、介護予防講座の実施 ◇がん予防、介護予防等をテーマとした出前講座の実施	・各種健康づくり講座の実施(年3,589回) ・出前講座の実施(年108回)	A	・健康ボランティアと協働し、健康づくり教室を実施した。 ・出前講座では、食生活や運動など、自宅で取り組める方法を交えながら実施した。	・各種講座を、関係するボランティア等と協働しながら実施する。	健康づくり課
3	健康相談・情報提供の充実	◇成人健康相談の実施 ◇食や運動など健康づくりに関する情報の発信、提供の実施	・成人健康相談:2,492人 ・健康情報の作成および配布(年26回)	A	・健康相談を実施し、個別の状況に応じた相談を行った。 ・年代に応じた健康情報を、各地区市民センターへ配架するだけでなく、健康づくり関係団体の協力を得て配布した。	・健康相談を実施(来所相談・電話相談) ・健康情報の内容の充実を図る。	健康づくり課
4	女性医師・女性技師の人材確保	◇女性医師に加え、女性技師(診療放射線技師等)の人材確保に努める	・30年度中に女性医師8名(研修医3名、歯科研修医1名含む)、女性技師9名(診療放射線技師2名、臨床検査技師4名、理学療法士1名、作業療法士1名、言語聴覚士1名)を採用した	A	・女性医師や女性技師を確保した結果、男女共同参画の職場づくりを進めることができた。	・引き続き女性医師及び、女性技師の人材確保に努める。	市立四日市病院総務課
5	性に関する情報の提供と性教育の推進	◇性教育の実施(HIV、性感染症予防を含む) ◇教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続 ◇保健所等、関係機関と共同して出前授業の募集を全中学校へかける	・性教育の実施(HIV、性感染症予防を含む) ・教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続 ・性感染症出前講座として、四日市市保健予防協議と共同して、中学校2校の生徒保護者対象に行った。	A	・各校において、学習指導要領に基づき、性教育を実施することができた。また出前講座を2校で実施することができたため。	・今後も学習指導要領に基づいて指導を行っていく。出前講座については、中学校で生徒対象。小学校では、保護者対象として、呼びかけをしていく。理由は、小学校においては、インフルエンザ等の感染症予防の観点が強くなるためである。	指導課
		◇関係機関からの性に関する研修会の案内及び情報提供を各学校へ行う	〈学校教育課〉 ・全ての小中学校に向けて、アンケート調査を実施し、セクハラ・パワハラ等の防止についての啓発を行った。 〈小中学校〉 ・職員会議、全体研修会などでセクハラ・パワハラ等の防止に関する研修を実施した。	A	・各校において研修会等を実施し、自己チェックシートを活用することで、自身の言動を振り返ることができた。 ・また、学校独自で資料を作成するなど、より充実した研修会を実施する学校が増えた。	・全体研修会等を通じて、各自が自身の言動や職場の現状を振り返ることで、セクハラ・パワハラ等に対する自浄作用職場全体で高めることができるよう、引き続き啓発していく。	学校教育課
		◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・家庭教育講座実施校・園数 50 うち、性の多様性・性教育に関する講座 2	A	・家庭教育に関する保護者の理解を深めるための事業の実施を各校・園へ委託し、性の多様性や性教育に関する講座が2校・園で実施された。	・過去に講座を開催した講師の情報提供を行い、引き続き家庭教育講座でさまざまな講座を実施するよう努める。	こども未来課(青少年育成室)
		◇女性の人權(DV・デートDVを含む)及び性の多様性に関する家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・保護者学習会の中で、多様な性についての視点を持って話をした。	A	・直接「性」について考える学習会ではなくても、折に触れ性のあり方は個々に違っていてよいことを盛り込みながら話をすることができた。	・性にとらわれず、個人としての多様性を理解する視点を取り入れながら話をしていく。	人権・同和教育課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅳ 個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり
重点課題2 生涯を通じた心と体の健康づくり

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	30年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
6	性別に関係なくスポーツに取り組むことができる環境の提供	◇男女に関係なく競技力向上から健康増進まで多様な目的に合わせたスポーツ教室の開催	・エアロビクス、ストレッチ・ヨガなどの各種スポーツ教室の開催するにあたり、男女に関係ない参加募集をする。	A	・各種スポーツ教室では、約4700名の参加があり、スポーツに取り組む環境の提供という面では、充実したものとなった。	・引き続き市民のニーズを多く取り入れた、新しいスポーツ教室の開催を考えていく。	スポーツ課
7	妊娠・出産・避妊に関する女性の権利と男性の責任についての啓発	◇保健師や助産師による妊産婦訪問指導の実施 ◇妊産婦または乳幼児の保護者を対象とした電話相談の実施 ◇妊婦とその家族に妊娠、育児の模擬体験を交えた教室「パパママ教室」の開催	・産前産後サポート事業の実施（産前 382件、産後 127件、計 509件） ・妊産婦訪問指導 延べ 1,298件 ・妊産婦電話相談 延べ 1,315件 ・パパママ教室参加者（妊婦 262人、家族 256人 うち夫 244人）	A	・平日開催日を含め、父親の参加率は、93.1%と高く、すすんで沐浴体験や妊婦スーツを体験する姿がみられ、産後の育児参加に対する意識向上につながった。 ・相談内容に応じて、保健師や助産師が専門的指導を行った。	・引き続き、相談内容に応じた支援を提供する。	こども保健福祉課
		◇未成年に対するデートDV予防教育出前講座の実施	・デートDV予防教育出前講座 9か所で実施（中学校3校、高校2校、教職員や保護者など4回、参加人数 延べ 1,596人）	B	・中学校547人、高校715人、教職員や保護者等334人がデートDVやDVIについて学んだ。高校や教職員等の実施回数が昨年度より減少したため、受講者数も減少した。（29年度1,752人）	・中学校、高校など全体的に平成29年度に比べ、実施校数が減少したことから、未実施の中学校を中心に積極的に働きかけを行っていく。	男女共同参画課
8	妊産婦・乳幼児とその親への保健サービス・相談の充実	◇妊婦一般健康診査、産婦健康診査、乳幼児健康診査の実施 ◇育児相談、育児学級の実施 ◇妊産婦、乳幼児訪問指導の実施 ◇妊産婦または乳幼児の保護者を対象とした電話相談の実施 ◇産後ケア訪問事業の実施 ◇子育て世代包括支援センター相談窓口「すくすくルーム」での妊産婦および乳幼児育児相談の実施	・妊婦一般健康診査 延べ 28,910人 ・産婦健康診査 延べ 2,964人 ・乳児一般健康診査 延べ 4,588人 ・1歳6か月児健康診査 2,401人（97.8%） ・3歳児健康診査 2,438人（95.1%） ・電話相談 延べ 12,068件 ・育児相談、来所相談 延べ 4,110件	A	・妊娠期から産後、乳幼児期まで、健康診査および訪問指導や相談等を実施し、必要に応じて関係機関と連携した支援サービスを提供した。	・引き続き、相談内容に応じて関係機関と連携しながら適切な支援サービスの提供に努める。	こども保健福祉課
9	子どもの生活リズム向上のための取組の推進	◇推進委員会における幼稚園・保育園・こども園・小中学校のモデル校園での実践活動の実施 ◇講演会等による保護者への啓発	・市内公私立幼稚園、保育園、小・中学校の推薦委員会における取組を行った。実施：6校園 ・生活リズムに関する講演会を行い、保護者に生活リズムの大切さを啓発した。 参加人数 約160人	A	・それぞれの学校園の特色を生かし、生活リズム向上の事業を実施した。また、大学教授を講師として招へいし、生活リズムを整えることの大切さについて啓発する講演会を実施した。	・引き続き同様の事業を進めていくが、講演会は参加者が少ないため、周知方法などを見直し、参加者を増やしていくよう努める。	こども未来課（青少年育成室）
10	企業等への妊娠出産に関する健康管理について啓発	◇妊婦健康相談の実施（母性健康管理指導事項連絡カードの使用について啓発）	・妊娠届出時に就労中の妊婦に対して、母子健康手帳によって、母性健康管理指導事項連絡カードについての周知を行った。	A	・妊娠届出書によって、妊婦の就労状況と、就労や産後の育児等への不安を把握して、妊娠中から電話等による相談支援を実施した。	・引き続き、妊娠届出時の啓発を実施し、妊婦の相談に対応しながら、必要な支援を提供する	こども保健福祉課
11	専門家による相談の充実（再掲 基本目標3-②-③）	◇精神科医師等による精神保健相談の実施	・精神科医師の相談 延77件 ・精神保健福祉士の相談 延276件	A	・相談事業をきめ細かく周知した結果、相談件数は増加した	・引き続き、相談事業の周知を図る	保健予防課
12	ライフステージに応じた情報提供	◇更年期などライフステージに応じたテーマの講座の実施や情報提供	・さんかくカレッジ市民講座において、産後の母、父向けに、ヨガ教室や眠育講座を実施（参加人数 延べ 25人）	A	・産後の母及び父向けに、子育て中のリフレッシュや健康を考えるための実技や講義を市民団体と協働で開催した。参加者からは、「託児もあり、久しぶりに自分の心や身体と向き合える時間をもて、リフレッシュできました。」と好評であった。	・今後も、更年期講座をはじめ、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などライフステージに応じた正しい情報の提供を行っていく。	男女共同参画課

2. 審議会による評価

(1) 総括評価

平成30年12月に見直しされた「男女共同参画プランよっかいち 2015～2020 後期平成30(2018)年度～平成32(2020)年度」に基づき、施策を総合的かつ効果的に推進するために男女共同参画推進庁内調整会議を開催し、各部署がさまざまな施策を実施し、全庁的に進めてきたことは評価できる。

しかしながら、評価方法について、各部署が様々な施策が実施できたか否かの評価となっており、また、評価の基準もわかりづらいものがある。そのため、次期計画における評価方法については、その施策を実施したことで「どのような効果が現れたか」、また、「どのように良くなったのか」、「ニーズに対して洩れなくできていたか」など、評価方法を見直すように検討していただきたい。

また、男女共同参画を推進するにあたり、関係するデータを収集し、分析する機能も重要であることから、その点にも力を入れていただきたい。

(2) 重点課題ごとの取り組みに対する評価

I. 男女共同参画社会実現のための意識づくり

重点課題1「市民意識の広がり」

- ① 孫を育てるお年寄りが増えてきているなか、直接孫と接する世代の考え方が孫へ与える影響が大きいことから、「孫育て講座」のような男女共同参画意識を学ぶ講座を開催することは、時代に即しすばらしいと思われる。しかし、残念ながら参加者が少ないことから、参加者が増えるよう努めていただきたい。

重点課題2「次代を担う子どもへの学校等における教育」

- ① 若年層のDV予防について、小・中学校のカリキュラムが厳しく、出前講座をなかなか受けてもらえないということであるが、早い段階で、なぜそれが必要かということ丁寧に取り組め、できるだけ多くの学校で受けてもらえるよう努めていただきたい。

II. 家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進

重点課題1「女性の政策・方針決定過程への参画」

- ① 社会を変えていくには議員や行政の管理職に女性を増やしていくことが必要であるにもかかわらず、市の管理職の女性割合が年々減少しているのは問題であり、定年退職者数を理由にするのは適切ではない。また、女性職員数の年次別状況などに基づく、科学的な分析と目標設定も必要ではないか。
- ② 審議会等の女性委員比率についても減少傾向にある。委員が充て職で選任される場合であっても、当該団体内の女性を推薦してもらったり、充て職自体を改める等、何らかの対策をとるべきである。法律によって充て職とされている審議会等については致し方ないが、それでも充て職となっている長が女性であれば比率も上がるので、行政の女性の管理職を増やすことへの努力も必要である。

重点課題2「男性の家事・育児・介護等への参画」

- ① さんかくカレッジなどの講座で、男性の家事・育児・介護等へ参画する意識や能力を身につける講座をされているのは評価できるが、長時間労働などが解消されず、男性が育児をしたくてもできない現状がある。ワーク・ライフ・バランスの促進と分けて進めるのではなく、併せて考え、進めていただきたい。
- ② 市職員における男性の育児休業取得人数が、昨年度に比べて大きく増加したことは評価できる。今後は取得期間も増えるよう努めていただき、男女がともに育児を担う意識を持っていただきたい。また、市役所内は進んできているが、これが市全体に広がっていくことが望まれる。
- ③ 男性の育児・家事参画に焦点があたりがちであるが、男性の介護者も増えてきており、また、介護離職も問題になってきていることから、介護参画についても取り組んでいただきたい。

重点課題3「ワーク・ライフ・バランスの促進」

- ① 「男女がいきいきと働き続けられる企業表彰」の受賞企業数は年々増えてきているが、今後もよりワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を増やすために、入札等への特典を設けるなど、企業へのメリットも考慮した取り組みを進めていただきたい。

重点課題4「地域社会での男女共同参画の推進」

- ② 目標指標には「自治会長における女性割合」があがっているが、自治会は民間団体であるため行政の介入は容易ではない。地域社会では民生委員・児童委員やPTAも活躍されていることから、次期計画の指標ではその点も考慮した指標づくりを検討していただきたい。

Ⅲ. 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり

重点課題2「安心して相談できる体制づくり」

- ① 相談体制について、相談員の欠員が続いている状況であることから、早急に体制を整える必要がある。相談員の確保及び離職防止のため、賃金を含む待遇の改善について検討していただきたい。

Ⅳ. 個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり

重点課題1「自立のための支援」

- ① 女性起業家を支援する事業がさまざまところで実施されていることから、今後、行政としては趣味の延長線上のビジネスの応援ではなく、地域の担い手が減少しているところをビジネスの力で解決しようとする女性を生み出すなど、市民協働で社会課題解決に取り組んでいく方向へ見直すよう検討していただきたい。
- ② 「自立のための支援」であるならば、目標数値は講座の受講者数ではなく、そこから起業した人数とするべきではないか。

重点課題2「生涯を通じた心と体の健康づくり」

- ① 性教育は、命や身体に関わり、人生を左右することもあるので、もっと多くの中学校でできるよう、外部講師も活用して取り組んでいただきたい。

3. 審議会評価を受けて

(1) 総括評価を受けて

現在の評価方法については、各部署が実施できたか否かの自己評価を行っています。A～Dの4段階評価を行っていますが、評価については各部署の判断となっています。審議会の指摘のとおり、各所属により温度差がみられ、評価にばらつきが生じることから、次期計画における評価方法については見直しを行い、新たな評価方法を検討していきます。

(2) 重点課題ごとの取り組みに対する評価を受けて

I-2「次代を担う子どもへの学校等における教育」及び

IV-2「生涯を通じた心と体の健康づくり」について

男女共同参画課が実施している男女平等（デートDV予防）教育出前講座については、小・中学校のカリキュラムが厳しく、新たに出前講座を授業に位置付けることが難しい現状があります。しかし学校で実施する人権教育や、教育委員会が実施する外部講師を招いての中学校での性教育等において、デートDV予防も含めて実施している中学校が半数近くあることから、学校における性教育の実施状況を把握し、実施されていない中学校や小学校に対して、出前講座の受講を働きかけていきます。

II-4「地域社会での男女共同参画の推進」について

地域社会での男女共同参画の推進の目標指標として、自治会長における女性割合を掲げていますが、審議会の指摘のとおり、地域社会にある民間団体には、自治会のみならずPTAや民生委員児童委員など様々な組織があることから、目標指標として妥当性を検討し、次期計画において見直します。

IV-1「自立のための支援」

女性起業家を支援する事業については、民間企業や商工会議所をはじめ、四日市市においては「女性起業家育成支援事業」（平成28年度より）として、起業を志す女性を対象に起業支援講座や創業後の安定に向けた支援を実施しています。一方、審議会が指摘されている市民協働での社会課題解決については、地域社会づくりを担う人材の発掘・育成を目的として、次世代を担う若者や女性をはじめ、ビジネスの手法を用いて地域課題の解決に取り組む人を対象に、「コミュニティビジネス創造塾」（平成28年度より）を実施していることから、引き続き取り組んでいきます。

(3) まとめ

上記以外の指摘事項については、次期計画を策定していく中で検討していきます。

4. 【参考とする指標】

基本目標	項目	基準値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	備考
		H25年度実績	H26年度実績	H27年度実績	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	
1	男女の地位が平等と感じている人の割合【※1】(%)	16.0	—	—	—	13.2	—	(基準値) 25年8月調査
	「男は仕事、女は家事・育児」といった固定的な役割分担意識に否定的な市民の割合【※1】(%)	66.8	—	—	—	71.7	—	(基準値) 25年8月調査
	男女共同参画センター利用者数(人)	12,203	13,929	10,018	11,401	10,844	10,679	
2	女性人材リスト登録者数(人)	124	128	146	155	146	153	(基準値) H26.4.1現在 (実績値) 27~31年度実績
	女性の市議会議員の割合(%)	5.6	5.6	5.9	5.9	6.1	6.1	(基準値) H26.4.1現在 (実績値) 27~31年度実績
	家族経営協定の締結数(県)	24	26	30	31	33	35	
	民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合(%)	7.9	7.3	6.6	7.9	7.0	5.4	四日市市雇用実態調査より
3	男女共同参画センターにおける相談件数(上記の内、暴力[DV]に係る相談件数)(件)	3,594 (2,278)	3,485 (2,086)	3,355 (2,157)	3,752 (2,233)	2,801 (1,453)	3,565 (1,998)	
	一時保護を行った件数(件)と人数(人)	件数 10 人数 30	件数 10 人数 21	件数 11 人数 26	件数 13 人数 29	件数 4 人数 17	件数 6 人数 15	
	DV防止法による保護命令の発令件数(件)	3	5	1	1	1	1	
4	ひとり親家庭等医療費助成受給者数(人)	6,193	6,088	5,994	5,902	5,622	4,926	
	児童扶養手当受給者数(人)	2,706	2,546	2,420	2,337	2,256	2,185	
	男性向け相談件数(件)	22	6	13	11	26	10	
	臨床心理士相談の件数(件)	47	47	43	48	46	42	

【※1】の意識調査にかかる数値については、おおむね5年に1回調査を行う。